

過疎の現況

令和5年4月

長崎県過疎地域協議会

は じ め に

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」から令和3年制定の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」まで、5次にわたる過疎法に基づき各種対策が講じられております。

会員皆様におかれましては、これまでの過疎対策により、産業の振興、交通・生活環境・福祉等の施設整備、地域医療の確保、情報通信環境の確保など、一定の成果は得られたものと存じます。

しかしながら、過疎地域においては、今もなお人口減少・少子高齢化が進んでおり、経済指標や公共施設の整備水準などは、依然として全国との格差があるほか、地域公共交通網の維持、医療・介護人材の確保、集落維持・活性化等、課題が山積しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しています。

他方において、過疎地域は豊かな自然や歴史・文化を有しており、都市に対する食料・水・エネルギーの供給や国土・自然環境の保全などの多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、これらは過疎地域の住民により支えられております。

また、テレワーク等の普及により地方への移住が注目されるなど、国民のライフスタイルが多様化される中、過疎地域と都市部との新たな交流が生み出され、過疎地域が健全に維持されることは、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものです。

社会情勢の新たな変化を踏まえた過疎地域住民の暮らしを守るため、これからの過疎市町村は、行政、住民一体となって知恵を出し合い、創意工夫を凝らした事業の展開を、なお一層進めていく必要があります。

本書が過疎問題に対する理解を深める上で、過疎市町村の持続可能な社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展に向けて施策推進の一助になれば幸いです。

令和5年4月

長崎県過疎地域協議会

会 長 金 澤 秀 三 郎

目 次

(県内過疎市町村の分布図)

I	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について	1
II	過疎地域の現況	
1.	概 況	
(1)	過疎地域の要件	3 3
(2)	過疎地域の団体数、人口、面積等	3 4
(3)	他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係	3 6
2.	人 口	
(1)	人口動態	3 7
(2)	人口構成	3 8
3.	財政状況等	
(1)	概 要	4 0
(2)	歳 入	4 0
(3)	歳 出	4 1
(4)	財政力指数	4 1
(5)	実質公債費比率	4 2
III	これまでの過疎対策	
1.	過疎地域対策緊急措置法～過疎地域活性化特別措置法における過疎対策の実績	
(1)	過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎対策の実績	4 3
(2)	過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策の実績	4 3
(3)	過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎対策の実績	4 3
2.	過疎地域自立促進特別措置法（H12.4.1～R3.3.31）における計画・支援措置	
(1)	過疎地域自立促進計画等	4 7
(2)	前期自立促進計画に基づく事業費	4 7
(3)	後期自立促進計画に基づく事業費	4 8

(4) 自立促進計画（平成22年度～27年度）に基づく事業費	48
(5) 自立促進計画（平成28年度～令和2年度）に基づく事業費	48
(6) 過疎地域自立促進のための財政上の支援措置	48
(7) 合併の場合の取り扱い	49
(8) 激変緩和の経過措置等	50
3. 国の過疎対策	
(1) 過疎債・辺地債の配分状況	62
(2) 集落整備事業の実施状況	81
(3) 過疎地域活性化施設建設事業等の状況	82
4. 長崎県自治振興資金貸付の状況	87
(過疎地域振興資金、特別資金)	

IV 資料

1. 県内市町村の人口推移（国勢調査）	91
2. 県内市町村の財政状況	93
3. 過疎法の変遷	95
4. 過疎対策四法の比較	98
5. 都道府県別過疎市町村数	106
6. 県内過疎市町村の変遷（県単過疎含む）	107
7. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	113
8. 過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	118

(参考資料)

過疎地域の持続的発展の支援に関する件（令和3年3月9日 衆議院総務委員会決議）	123
---	-----

I 過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法について

I 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

1. 前文・目的 (1条)

- 過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- 長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- 財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- 平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- 旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の増減>	
令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- 期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- 対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- 目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- 国税の特例・地方税の減収補填措置**
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- 都道府県代行(基幹道路、公共下水道)**
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- 配慮措置**
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- 過疎対策事業債**
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- 国庫補助率のかさ上げ**
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- 都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- 市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- 主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

(参考1) 過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う激変緩和措置(第41条)※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率(長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上(35%以上)	H27	同上(35%以上)
	若年者比率	H27	同上(11%以下)	H27	同上(11%以下)
	人口減少率(長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率(中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)		
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全市町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

◆法の背景（令和3年4月1日付け法施行通知から抜粋）

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっています。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要です。

このような現状認識を踏まえ、本法は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するものです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 過疎地域持続的発展計画（第七条—第十一条）

第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置（第十二条—第十五条）

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置（第十六条—第二十四条）

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮（第二十五条—第四十条）

第六章 雑則（第四十一条—第四十六条）

附則

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

(特定期間合併市町村に係る一部過疎)

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のう

ち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。）であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2 特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に

係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(過疎地域の持続的発展のための対策の目標)

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。

四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。

五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

(国の責務)

第五条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(都道府県の責務)

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二章 過疎地域持続的発展計画

(過疎地域持続的発展方針)

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

- イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 過疎地域における情報化に関する事項
 - ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 過疎地域における医療の確保に関する事項
 - チ 過疎地域における教育の振興に関する事項
 - リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
 - ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
 - ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- 3 都道府県は、持続的発展方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
 - 4 都道府県は、持続的発展方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
 - 5 都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 6 過疎地域の市町村は、持続的発展方針が定められていない場合には、都道府県に対し、持続的発展方針を定めるよう要請することができる。
 - 7 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、持続的発展方針を定めるものとする。

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - 二 地域の持続的発展に関する目標
 - 三 計画期間
 - 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）

二 産業振興促進区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。

6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。

7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（過疎地域持続的発展都道府県計画）

第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - 二 過疎地域の持続的発展に関する目標
 - 三 計画期間
 - 四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項
 - 五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項
- 3 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。
- 5 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(関係行政機関の長の協力)

第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(調査)

第十一条 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

- 2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(国の補助等)

第十三条 国は、過疎地域の持続的発展を支援するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十

一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

(過疎地域の持続的発展のための地方債)

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- 五 観光又はレクリエーションに関する施設
- 六 電気通信に関する施設
- 七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 八 下水処理のための施設
- 九 一般廃棄物処理のための施設
- 十 火葬場
- 十一 公民館その他の集会施設
- 十二 消防施設
- 十三 保育所及び児童館
- 十四 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。)をいう。)
- 十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- 十七 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)
- 十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

十九 市町村立の専修学校及び各種学校

二十 図書館

二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十二 地域文化の振興等を図るための施設

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（資金の確保等）

第十五条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置

（基幹道路の整備）

第十六条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。

- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 前項の規定にかかわらず、基幹道路整備事業を行う都道府県は、当該基幹道路整備事業に係る基幹道路の存する市町村に対し、当該基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。
- 5 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
- 6 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 7 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条及び次条第九項において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常^ニの国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 8 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常^ニの国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、それぞれ負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常^ニの国の負担割合をこれらの区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合（公共下水道の幹線管渠等^{きよ}の整備）

第十七条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであつて、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するもの幹線管渠^{きよ}、終末処理場及びポンプ施設（以下この条において「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 前項の指定は、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この条において同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。
- 3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。
- 5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下この条において「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。
- 7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
- 8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。
- 9 負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十七条第九項に規定する都道府県」とする。

（高齢者の福祉の増進）

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。
- 3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。
- 4 国及び地方公共団体は、過疎地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(医療の確保)

第二十条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第八項において同じ。）の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項及び第八項において「医師等」という。）の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

6 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

7 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、過疎地域における医療の特殊事情に鑑み、過疎地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

8 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十一条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)

第二十二条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(減価償却の特例)

第二十三条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）

におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

(移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第二十五条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第二十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する情報の提供等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び交流の促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、過疎地域には豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第二十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域の住民及び過疎地域へ移住しようとする者の過疎地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化等)

第三十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供について適切な配慮をするものとする。

(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保)

第三十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとする。

(生活環境の整備)

第三十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(保育サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第三十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域における保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第三十四条 国又は地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）の定数の算定又は配置について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切な配慮をするものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分)

第三十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第三十九条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第四十条 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があったときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

第六章 雑則

(旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例)

第四十一条 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。第三項及び附則において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下この章及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村」という。）であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域は、第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、過疎地域とみなして、この法律の規定を

適用する。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である市町村の区域に限る。

一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

二 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

2 旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域であって、第三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

二 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

3 前項の規定は、令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度か

ら令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域について準用する。

4 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村については、第二条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該市町村の区域で主務省令で定める基準に該当するものを過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第四十三条 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第二条第一項第一号	第十七条第九項	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。 第十七条第九項
	平成二十九年 度から令和元 年度まで	令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内
	数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
	昭和五十年	昭和五十五年

	<p>(以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が〇・二八</p>	<p>(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た数値が負数である市町村(以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。)に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率(当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。)</p>
	<p>〇・二三</p>	<p>基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率</p>
	<p>数値が〇・三五</p>	<p>数値(当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。)が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率(当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。)</p>
	<p>数値が〇・一一</p>	<p>数値(当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ハにおいて「若年者比率」という。)が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率(当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。)</p>

	数値が〇・二一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）
第二条第一項第二号	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年
	昭和五十年	昭和五十五年
	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年

2 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、前項の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第二条 第一項 第一号	第十七条第九項	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項
	平成二十九年度から令和元年度まで	第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内

数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
平成二十七年の人口から	第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年（以下この項及び次条において「調査年」という。）の人口から
平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
平成二十七年の人口を	調査年の人口を
（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八	（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）
〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
平成二十七年の人口の	調査年の人口の

	数値が〇・三五	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ロにおいて「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
	数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下ハにおいて「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）
	数値が〇・二一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）
第二条第一項第二号	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るも	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値

	のを合算したものの三分の一の数値が〇・四	(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
	平成二十七年	調査年
	平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
	平成二十七年	調査年
	平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
	昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	平成二十七年	調査年
	平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第四十四条 令和三年四月一日から前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

2 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日から前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

3 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

4 合併市町村（令和三年四月一日以後に市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下この項及び附則第八条において同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。同条において同じ。）に過疎地域の市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域（第三条第一項又は第二項（これらの規定を前条の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける区域を除く。)を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

5 令和三年四月一日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、第四十一条及び第四十二条の規定は適用しない。

(主務大臣等)

第四十五条 第二条第二項における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第七条第四項、第八条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第九項(同条第十項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)、第九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第十条並びに第十一条における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3 この法律における主務省令は、総務省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

(政令への委任)

第四十六条 第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第四十三条の場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項、沖縄県の市町村について第四十一条の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十二条(別表を含む。附則第五条において同じ。)、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定は、令和三年度の予算に係る国の負担又は補助(令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、附則第四条第一項及び第二項に定めるもののほか、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(旧過疎自立促進法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎自立促進法第六条に規定する市町村計画又は旧過疎自立促進法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和二年度以前の

年度の歳出予算に係るもので令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎自立促進法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

2 旧過疎自立促進地域の市町村の区域又は令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎自立促進法第十四条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎自立促進法第十五条第一項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、旧過疎自立促進法第十四条及び第十五条の規定は、令和九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内において製造の事業、旧過疎自立促進法第三十条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは同日において同項の規定により過疎地域とみなされる区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

4 平成二年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第二号の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二十三条に規定する資金に係るものについては、旧過疎自立促進法附則第十五条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

（特定市町村等に対するこの法律の準用）

第五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、第三条（第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第七条において同じ。）又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定の適用を受ける区域を含まないもの（以下「特定市町村」という。）については、令和三年度から令和八年度までの間（特定市町村のうち財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のもの（以下「特別特定市町村」という。）については、令和三年度から令和九年度までの間）に限り、政令で定めるところにより、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、第十二条、第十三条及び第二十四条の規定の準用に関

し令和九年度（特別特定市町村については、令和十年度）以降必要となる経過措置は、政令で定める。

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について第三条又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条からこの条までの規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条第二項、前条第二項又はこの項の規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

別表（第十二条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

Ⅱ 過疎地域の現況

II 過疎地域の現況

1. 概況

(1) 過疎地域の要件

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」において、過疎地域とは「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（法第1条）」と定義されている。

R3. 4月公示：要件一覧

			人口要件					財政力要件		旧法過疎	特定期間合併					
			25年間人口減少率	40年間人口減少率	55年間人口減少率	高齢者比率	若年者比率	25年間人口増加率	財政力指数				公営競技収益			
第2条 第1項	第1号	イ	/	28%以上	/	/	/	/	10%未満	0.51以下	40億円以下	/	/	全部過疎		
		ロ		23%以上											35%以上	11%以下
		ハ		21%以上												
		ニ		21%以上												
	第2号		23%以上					10%未満	0.40以下							
第3条	第1項	1号	/	28%以上	/	/	/	/	10%未満	0.64以下	40億円以下	/	要	一部過疎		
		2号	/	23%以上	35%以上	11%以下										
		3号	/	21%以上												
		4号	21%以上													
	第2項		23%以上				10%未満	0.40以下	要							
第41条	第1項	1号	/	40%以上	/	/	/	10%未満	0.51以下	40億円以下	/	全部過疎・み なし過疎	全部過疎 (S35基準)			
		2号	/	30%以上	35%以上	11%以下										
		3号	/	30%以上												
	第2項	1号	/	40%以上	(旧市町村区域)	/	(旧市町村区域)	10%未満	0.64以下	40億円以下	/	全部過疎・み なし過疎	要			
		2号	/	30%以上	(旧市町村区域)	35%以上	(旧市町村区域)	11%以下								
		3号	/	30%以上												
	第3項	1号	/	40%以上	(旧過疎区域)	/	(旧過疎区域)	10%未満	0.64以下	40億円以下	/	一部過疎	要			
		2号	/	30%以上	(旧過疎区域)	35%以上	(旧過疎区域)	11%以下								
		3号	/	30%以上												
第42条		減少	減少	減少				0.51以下			全部過疎・み なし過疎	要 人口1/3以上 面積1/2以上	みなし過疎			

R4. 4月追加公示：要件一覧

			人口要件					財政力要件		旧法過疎	特定期間合併					
			25年間人口減少率	40年間人口減少率	55年間人口減少率	高齢者比率	若年者比率	25年間人口増加率	財政力指数				公営競技収益			
第2条 第1項	第1号	イ	/	30%以上	/	/	/	/	10%未満	0.51以下	40億円以下	/	/	全部過疎		
		ロ		25%以上											38%以上	11%以下
		ハ		21%以上												
		ニ		21%以上												
	第2号		25%以上					10%未満	0.40以下							
第3条	第1項	1号	/	30%以上	/	/	/	10%未満	0.64以下	40億円以下	/	要	一部過疎			
		2号	/	25%以上	38%以上	11%以下										
		3号	/	21%以上												
		4号	21%以上													
	第2項		25%以上				10%未満	0.40以下	要							

図表 1 - 1 - 1 県内過疎地域の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

地域	適用条項		
	法第 2 条第 1 項 (12 団体) 全部過疎	法第 3 条第 1 項 (3 団体 10 区域) 一部過疎	法第 41 条第 3 項 (1 団体 2 区域) 一部過疎
県南地域		長崎市(旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町)	
県北地域	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、小値賀町	佐世保市(旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧世知原町)	佐世保市(旧小佐々町、旧吉井町)
県央地域		諫早市(旧小長井町)	
島原半島地域	雲仙市、南島原市、島原市		
五島地域	五島市、新上五島町		
壱岐地域	壱岐市		
対馬地域	対馬市		

(2) 過疎地域の団体数、人口、面積等
(団体数)

全国の過疎市町村は、885 団体で、全市町村数（1,718 団体）の 51.5% を占めている。

長崎県の過疎市町村の数は 15 団体で、県内市町村数（21 市町）に占める割合は 71.4% となっている。

(人口)

令和 4 年 4 月 1 日時点での全国の過疎地域人口は令和 2 年国勢調査によると 1,164 万人であり、総人口（1 億 2,614 万人）に占める割合は 9.2% である。

長崎県の過疎地域人口は、37 万 1 千人、県総人口（131 万 2 千人）に占める割合は、28.3% となっている。

(面積)

令和 4 年 4 月 1 日時点での全国の過疎地域面積は、23 万 8,762 k² であり、国の総面積（37 万 7,976 k²）に占める割合は 63.2% である。

長崎県の過疎地域面積は、2,961 k² であり、県総面積（4,131 k²）に占める割合は 71.7% となっている。

図表1-1-2

全国の過疎市町村の状況(都道府県別)

(単位:人・km²・%)

都	道	府	県	全市町村数 A	過疎市町村数				過疎地域人口(令和2年国調)			過疎地域面積		
					市	町村	計 B	比率 B/A	全市町村 C	過疎市町村 D	比率 D/C	全市町村 E	過疎市町村 F	比率 F/E
1	北	海	道	179	22	130	152	84.9	5,224,614	1,261,517	24.1	83424.44	67248.1	80.6
2	青	森	県	40	6	24	30	75.0	1,237,984	286,798	23.2	9645.64	5962.74	61.8
3	岩	手	県	33	11	14	25	75.8	1,210,534	479,741	39.6	15275.01	11311	74.0
4	宮	城	県	35	6	10	16	45.7	2,301,996	310,554	13.5	7282.29	4110.79	56.4
5	秋	田	県	25	12	11	23	92.0	959,502	656,773	68.4	11637.52	10739.03	92.3
6	山	形	県	35	5	17	22	62.9	1,068,027	311,050	29.1	9323.15	6560.78	70.4
7	福	島	県	59	6	28	34	57.6	1,833,152	310,300	16.9	13784.14	8220.38	59.6
8	茨	城	県	44	7	4	11	25.0	2,867,009	197,261	6.9	6097.39	1668.11	27.4
9	栃	木	県	25	3	3	6	24.0	1,933,146	99,172	5.1	6408.09	2142.44	33.4
10	群	馬	県	35	4	9	13	37.1	1,939,110	194,441	10.0	6362.28	3322.33	52.2
11	埼	玉	県	63	1	6	7	11.1	7,344,765	50,694	0.7	3797.75	826.69	21.8
12	千	葉	県	54	8	5	13	24.1	6,284,480	188,433	3.0	5157.57	1015.07	19.7
13	東	京	都	39	0	7	7	17.9	14,047,594	25,780	0.2	2194.03	582.69	26.6
14	神	奈	川	33	0	1	1	3.0	9,237,337	6,722	0.1	2416.11	7.05	0.3
15	新	潟	県	30	14	5	19	63.3	2,201,272	438,386	19.9	12583.96	8377.87	66.6
16	富	山	県	15	3	1	4	26.7	1,034,814	108,516	10.5	4247.58	1156.22	27.2
17	石	川	県	19	5	5	10	52.6	1,132,526	186,160	16.4	4186.21	2132.05	50.9
18	福	井	県	17	3	5	8	47.1	766,863	91,062	11.9	4190.52	1859.56	44.4
19	山	梨	県	27	6	8	14	51.9	809,974	108,535	13.4	4465.27	2457.95	55.0
20	長	野	県	77	9	31	40	51.9	2,048,011	204,379	10.0	13561.56	6593.41	48.6
21	岐	阜	県	42	10	7	17	40.5	1,978,742	194,254	9.8	10621.29	7407.13	69.7
22	静	岡	県	35	2	5	7	20.0	3,633,202	82,454	2.3	7777.35	1366.59	17.6
23	愛	知	県	54	1	3	4	7.4	7,542,415	20,551	0.3	5173.07	934.26	18.1
24	三	重	県	29	6	4	10	34.5	1,770,254	146,546	8.3	5774.49	2521.93	43.7
25	滋	賀	県	19	3	1	4	21.1	1,413,610	34,926	2.5	4017.38	734.12	18.3
26	京	都	府	26	6	6	12	46.2	2,578,087	195,779	7.6	4612.2	2588.96	56.1
27	大	阪	府	43	0	4	4	9.3	8,837,685	47,008	0.5	1905.32	219.57	11.5
28	兵	庫	県	41	10	6	16	39.0	5,465,002	330,854	6.1	8401.02	4139.72	49.3
29	奈	良	県	39	3	16	19	48.7	1,324,473	124,829	9.4	3690.94	2864.71	77.6
30	和	歌	山	30	4	19	23	76.7	922,584	282,021	30.6	4724.65	3939.82	83.4
31	鳥	取	県	19	2	13	15	78.9	553,407	124,508	22.5	3507.14	2559.54	73.0
32	島	根	県	19	8	11	19	100.0	671,126	314,626	46.9	6707.89	5797.18	86.4
33	岡	山	県	27	10	9	19	70.4	1,888,432	305,589	16.2	7114.33	5014.69	70.5
34	広	島	県	23	9	5	14	60.9	2,799,702	331,592	11.8	8479.65	5485.65	64.7
35	山	口	県	19	7	3	10	52.6	1,342,059	216,160	16.1	6112.54	3620.84	59.2
36	徳	島	県	24	4	9	13	54.2	719,559	116,267	16.2	4146.75	3013.18	72.7
37	香	川	県	17	4	6	10	58.8	950,244	128,284	13.5	1876.78	769.79	41.0
38	愛	媛	県	20	6	8	14	70.0	1,334,841	306,646	23.0	5676.19	3548.33	62.5
39	高	知	県	34	9	20	29	85.3	691,527	218,562	31.6	7103.63	6046.03	85.1
40	福	岡	県	60	9	14	23	38.3	5,135,214	418,643	8.2	4986.51	1861.67	37.3
41	佐	賀	県	20	6	5	11	55.0	811,442	120,563	14.9	2440.69	903.64	37.0
42	長	崎	県	21	12	3	15	71.4	1,312,317	371,027	28.3	4130.98	2961.43	71.7
43	熊	本	県	45	10	22	32	71.1	1,738,301	421,113	24.2	7409.46	5671.09	76.5
44	大	分	県	18	12	3	15	83.3	1,123,852	409,076	36.4	6340.76	5404.27	85.2
45	宮	崎	県	26	7	9	16	61.5	1,069,576	184,263	17.2	7735.22	4916.11	63.6
46	鹿	児	島	43	18	24	42	97.7	1,588,256	584,530	36.8	9187.06	7316.43	79.6
47	沖	縄	県	41	2	15	17	41.5	1,467,480	99,750	6.8	2282.59	861.18	37.7
合計				1,718	311	574	885	51.5	126,146,099	11,646,695	9.2	377,976.39	238,762.12	63.2

(備考)

- 1.市町村数は令和4年4月1日現在。
- 2.東京都特別区は市数に含まない。
- 3.面積は令和4年4月1日現在。また、境界未定分は含まれていない。
- 4.過疎地域の人口・面積はR2国勢調査のデータを活用している。

図表 1-1-3 過疎地域と非過疎地域の比較



※R4.4.1時点

	市町村数[団体(%)]	人口 [人(%)]	面積 [k㎡(%)]
全国	過疎地域	885 (51.5)	11,646,695 (9.2)
	非過疎地域	833 (48.5)	114,499,404 (90.8)
全国	1,718 (100.0)	126,146,695 (100.0)	377,976 (100.0)
長崎県	過疎地域	15 (71.4)	371,027 (28.3)
	非過疎地域	6 (28.6)	941,290 (71.7)
長崎県	21 (100.0)	1,312,317 (100.0)	4,131 (100.0)

※R4.4.1時点

(3) 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

本県過疎市町村の地域振興関係法の指定状況は、図表 1-1-4 のとおりであり、全て離島・半島地域に指定されている。

図表 1-1-4 過疎地域市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

区分	団体	離島	半島
過疎地域(a)	15	10(*1)	8(*2)
非過疎地域	6	0	2(*3)
長崎県(b)	21	10	10
(a)/(b) (%)	71.4	100.0	80.0
(a)/15 (%)	100.0	66.7	53.3
(a)/21 (%)	71.4	47.6	38.1

(備考) 1 令和4年4月1日現在

2 *1は、市の区域に一部離島を含む5市(長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市)を含む。

3 *2は、市の区域に一部過疎地域である半島を含む3市(長崎市、佐世保市、平戸市)を含む。

4 *3は、市の区域に一部過疎地域ではない半島を含む1市(諫早市)を含む。

2. 人口

(1) 人口動態

我が国においては、昭和30年代後半からの経済高度成長に伴い、地方圏から三大都市圏への人口流出が激化し、三大都市圏での過密現象と地方圏での過疎現象を生ずるに至った。しかし、昭和50年代になると、第一次石油ショックを契機とした高度成長の終焉に伴い、「国民の価値観の多様化」「若年人口の減少」「地方圏の生活環境向上」等により、三大都市圏への集中が沈静化し、地方圏への人口定住が見られるようになった。また、昭和60年に入るとバブル経済と青年層人口の拡大期に入ったことにより、東京都を中心に再び人口及び諸機能が一極集中したことにより過密等に伴う大都市問題が深刻化し、都市部における人口増加率は横這い状態を保つ一方、地方圏においては、若年層を中心とした人口減少が広がっていたが、その後、バブル経済の崩壊とともに都市空洞化が顕在化し、再び三大都市圏の人口増加率が減少し、地方圏の人口増加率は上向きに転じている。

本県の人口動態は、昭和30年代以降の高度経済成長やエネルギー革命による炭鉱閉山などに伴い、都市部への人口流出が昭和40年代前半まで急速に進み、その後も鈍化傾向にあるものの引き続き人口が減少しており、全国的な社会情勢の変化と本県の地理的・地形的状況が大きな要因と考えられる。また、県内を「過疎地域」と「非過疎地域」に分類し、国勢調査ごとに前回の調査と比べた人口推移でみると、非過疎地域は昭和40年で減少しているが、その後、平成7年までいったん増加し、平成12年以降は減少に転じている。しかし、過疎地域においては昭和35年から引き続き減少傾向となっている。

図表1-2-1 人口増減率の推移

(単位:%)

	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
東京都	17.6	14.7	12.1	6.1	5.5	5.0	2.5	2.6	3.2	4.6	2.7	
三大都市圏	15.0	12.4	10.2	4.9	4.2	3.6	1.9	2.0	2.2	2.1	0.6	
地方圏	△ 1.0	0.4	4.3	4.3	2.7	0.8	1.3	0.2	△ 0.8	△ 1.5	△ 2.1	
長崎県	△ 6.8	△ 4.3	0.1	1.2	0.2	△ 1.9	△ 1.2	△ 1.8	△ 2.5	△ 3.5	△ 3.5	△ 4.7
県内過疎地域	△ 13.0	△ 11.8	△ 7.1	△ 2.4	△ 2.8	△ 5.6	△ 4.9	△ 4.5	△ 6.3	△ 7.7	△ 7.7	△ 6.1
県内非過疎地域	△ 0.6	2.0	5.4	3.5	2.0	0.2	0.9	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.5	△ 1.6	△ 4.2

(備考) 1 国勢調査による

- 2 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。
- 3 長崎県過疎地域は、令和4年4月1日現在。

(2) 人口構成

1) 年齢階層別人口の推移

県内過疎地域の昭和35年から令和2年までの間の年齢階層別人口をみると、0～14歳の階層は337千人から43千人(減少率87.2%)と大幅に減少し、全体に占める割合も38.8%から11.3%に大きく減少している。

また、15～29歳の階層も昭和35年から令和2年の間に80.4%減少し、全体に占める割合も令和2年では県全体の11.9%に対し、過疎地域は9.0%と若年層の割合が低くなっている。

生産年齢人口である15～64歳の階層は477千人から187千人(減少率60.8%)に減少している。65歳以上の高齢者階層については56千人から148千人(増加率162.4%)へと大幅に増加して、全体に占める割合も6.5%から39.0%へと大きく上昇している。

図表1-2-2 過疎地域の年齢階層別人口及び構成比 (単位：千人、%)

区分	計	0～14歳	15～64歳	15～64歳		65歳以上	
				15～29歳	30～64歳		
県内過疎地域	昭和35年	870.2	337.2	476.6	175.2	301.4	56.4
	構成比	100.0	38.8	54.8	20.1	34.6	6.5
	昭和40年	756.8	267.8	427.7	139.9	287.8	61.3
	構成比	100.0	35.4	56.5	18.5	38.0	8.1
	昭和45年	667.7	205.3	396.9	125.9	271.0	65.5
	構成比	100.0	30.7	59.4	18.9	40.6	9.8
	昭和50年	620.4	165.6	383.0	124.4	258.6	71.9
	構成比	100.0	26.7	61.7	20.1	41.7	11.6
	昭和55年	605.8	147.4	380.6	114.7	265.9	77.8
	構成比	100.0	24.3	62.8	18.9	43.9	12.8
	昭和60年	589.2	134.3	369.9	98.4	271.5	85.0
	構成比	100.0	22.8	62.8	16.7	46.1	14.4
	平成2年	556.0	115.5	343.6	83.0	260.5	97.0
	構成比	100.0	20.8	61.8	14.9	46.9	17.4
	平成7年	529.0	97.8	318.1	74.5	243.5	113.1
	構成比	100.0	18.5	60.1	14.1	46.0	21.4
	平成12年	505.3	81.5	296.1	70.7	225.4	127.7
	構成比	100.0	16.1	58.6	14.0	44.6	25.3
	平成17年	473.6	67.5	270.5	60.3	210.2	135.6
	構成比	100.0	14.2	57.1	12.7	44.4	28.6
平成22年	437.2	55.7	244.5	48.3	196.2	136.7	
構成比	100.0	12.7	55.9	11.0	44.9	31.3	
平成27年	346.5	41.9	182.8	33.6	149.2	120.4	
構成比	100.0	12.1	52.8	9.7	43.1	34.8	
令和2年	379.1	42.9	186.8	34.3	152.4	148.0	
構成比	100.0	11.3	49.3	9.0	40.2	39.0	
県全体	平成27年	1,377.2	177.6	784.9	178.3	606.5	404.7
	構成比	100.0	12.9	57.0	12.9	44.0	29.4
	令和2年	1,312.3	164.3	706.1	156.0	550.1	430.4
	構成比	100.0	12.5	53.8	11.9	41.9	32.8
全国	平成27年	127,094.7	15,886.8	76,288.7	18,386.1	57,902.6	33,465.4
	構成比	100.0	12.5	60.0	14.5	45.6	26.3
	令和2年	126,146.1	15,031.6	75,087.9	17,580.7	55,342.1	36,026.6
	構成比	100.0	11.9	59.5	13.9	43.9	28.6

(備考) 1 国勢調査による。(計には年齢不詳を含む)
 2 四捨五入しているため、計とは合わないことがある。
 3 長崎県過疎地域は、令和4年4月1日現在。

2) 高齢者比率・若年者比率の推移について

(高齢者比率について)

平成7年と令和2年を比べると県全体においても15.1ポイント上昇しているが、過疎地域については17.7ポイント上昇しており、過疎地域の高齢化が進んでいることがわかる。

(若年者比率について)

県全体、過疎地域ともに高齢化により、若年者比率は低下しており、令和2年には県全体と過疎市町とでは2.8ポイントの差がある。

図表1-2-3 高齢者・若年者比率の推移 (単位：%)

		S35	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
高齢	県全体	5.8	12.1	14.7	17.7	20.8	23.6	25.9	29.4	32.8
	過疎地域	6.5	14.4	17.4	21.4	25.3	28.6	31.3	35.0	39.1
若年	県全体	22.8	18.9	18.1	17.9	17.3	15.6	13.9	12.9	11.9
	過疎地域	20.1	16.7	14.9	14.1	14.0	12.7	11.0	9.8	9.1

- (
- 備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和4年4月1日現在。

3. 財政状況等

(1) 概要

一部過疎市町村を除いた県内過疎市町村（12 団体）の決算規模は、県内市町村全体の 33% 程度と小さく、また、一団体当たりの決算額は、県内市町村平均の 58% 程度しかなく、財政規模が小さいといえる。

図表 1-3-1 市町村決算の状況 (単位：百万円)

		令和 3 年度	
		決算額	1 団体当たり
過疎市町村 (15 団体) ※ 2	歳入	784,356	52,290
	歳出	756,786	50,452
うち 12 団体 ※ 3	歳入	301,244	25,104
	歳出	289,201	24,100
うち 3 団体 ※ 4	歳入	483,112	161,037
	歳出	467,585	155,862
県内市町村 (21 団体)	歳入	905,918	43,139
	歳出	871,050	41,479

(備考) 1 「令和 3 年度地方財政状況調査」による。

※ 2 一部過疎市町村（長崎市、佐世保市、諫早市）の決算額を含む額。

※ 3 一部過疎市町村（長崎市、佐世保市、諫早市）を除いた決算額。

※ 4 長崎市、佐世保市、諫早市の決算額。

5 以下財政状況に関する図表についての過疎市町村の計上方法は、上記と同様に取り扱うこととする。

(2) 歳入

歳入に占める地方税の割合は、一部過疎市町村を除いた県内過疎市町村（12 団体）では 11.5% であり、県内市町村全体の 17.5% と比べて低い。また、1 団体当たりの額を県内市町村平均と比較しても、38.2% にとどまっている。

図表 1-3-2 市町村歳入決算額の状況 (令和 3 年度) (単位：百万円、%)

		一般財源		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	合計
		地方税						
過疎市町村 (15 団体) ※ 2	決算額	174,624	134,379	182,025	70,695	75,166	281,846	784,356
	1 団体当	11,642	8,959	12,135	4,713	5,011	18,790	52,290
	構成比	22.3	17.1	23.2	9.0	9.6	35.9	100.0
うち 12 団体 ※ 3	決算額	47,065	34,669	52,347	26,417	29,003	146,413	301,244
	1 団体当	3,922	2,889	4,362	2,201	2,417	12,201	25,104
	構成比	15.6	11.5	17.4	8.8	9.6	48.6	100.0
うち 3 団体 ※ 4	決算額	127,560	99,710	129,679	44,278	46,163	135,433	483,112
	1 団体当	42,520	33,237	43,226	14,759	15,388	45,144	161,037
	構成比	26.4	20.6	26.8	9.2	9.6	28.0	100.0
県内市町村 (21 団体)	決算額	205,818	158,824	209,736	81,438	83,358	325,567	905,918
	1 団体当	9,801	7,563	9,987	3,878	3,969	15,503	43,139
	構成比	22.7	17.5	23.2	9.0	9.2	35.9	100.0

(備考) 1 「令和 3 年度地方財政状況調査」による。

2 一般財源は地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計額である。

3 構成比は小数点第 2 位を四捨五入している。

4 端数調整の関係で合計が一致しない場合がある。

(3) 歳出

令和3年度における歳出決算を性質別にみると、一部過疎市町村を除いた県内過疎市町村(12団体)の歳出決算は、県内市町村に比べ投資的経費の割合が大きいが、これは過疎地域市町村が遅れている公共施設等の基盤整備を推進していることによるものと推察される。

図表1-3-3 市町村性質別歳出決算額の状況(令和3年度) (単位:百万円、%)

		義務的経費	投資的経費		その他	合計
			普通建設事業			
過疎市町村 (15団体) ※2	決算額	367,649	108,817	102,136	280,320	756,786
	1団体当	24,510	7,254	6,809	18,688	50,452
	構成比	48.6	14.4	13.5	37.0	100.0
うち12団体 ※3	決算額	125,163	44,885	40,825	119,153	289,201
	1団体当	10,430	3,740	3,402	9,929	24,100
	構成比	43.3	15.5	14.1	41.2	100.0
うち3団体 ※4	決算額	242,486	63,933	61,311	161,167	467,585
	1団体当	80,829	21,311	20,437	53,722	155,862
	構成比	51.9	13.7	13.1	34.5	100.0
県内 市町村 (21団体)	決算額	417,325	123,507	115,804	330,217	871,050
	1団体当	19,873	5,881	5,514	15,725	41,479
	構成比	47.9	14.2	13.3	37.9	100.0

(備考) 1 「令和3年度地方財政状況調査」による。
2 構成比は小数点第2位を四捨五入している。
3 端数調整の関係で合計が一致しない場合がある。

(4) 財政力指数

市町村の財政力を示す指標である財政力指数(3カ年平均)の状況をみると、一部過疎市町村を除いた過疎市町村(12団体)の平均は0.28であり、非過疎市町村(6団体)の平均0.55及び県内全市町村(21団体)の平均0.40に比べて低く、財政力は脆弱なものとなっている。

図表1-3-4 財政力指数段階別市町村数

	0.1未満	0.1以上 0.2未満	0.2以上 0.3未満	0.3以上 0.42未満	0.42以上 0.56未満	0.56以上	合計	平均値
	過疎市町村(15団体) ※2	0	2	7	1	3		
うち12団体 ※3	0	2	7	1	2	0	12	0.28
うち3団体 ※4	0	0	0	0	1	2	3	0.56
非過疎市町村(6団体)	0	0	0	2	1	3	6	0.55
県内市町村(21団体)	0	2	7	3	4	5	21	0.40

(備考) 1 「令和3年度地方財政状況調査」による。
2 「平均値」は市町村の財政力指数を単純に積み上げ、市町村数で除した数値である。

(5) 実質公債費比率

過疎地域の財政状況は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、地方交付税や地方債等に依存せざるを得ない状況である。

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に固定的な経費であるため、その増加は財政運営の硬直化を招くことになる。

実質公債費比率は、公債費のうち地方交付税算定に用いる基準財政需要額に算入されたものを除外して計算した数値であるが、過疎債については元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される。そのため、過疎地域においては、できるだけ実質公債費比率を押し下げるよう公共施設の整備に過疎債を活用しており、その結果、一部過疎市町村を除いた過疎市町村（12団体）における令和元年度～令和3年度の実質公債費比率の平均は、非過疎市町村（6団体）の平均及び県内全市町（21団体）の平均より低くなっている。

このことから、過疎債は、過疎地域市町村における円滑な財政運営を支える上で大きな役割を果たしているといえる。

図表1-3-5 実質公債費比率の状況

区分	実質公債費比率 (R1～R3)
過疎市町村（15団体）※2	5.6
うち12団体※3	3.5
うち3団体※4	7.1
非過疎市町村（6団体）	7.8
県内市町村（21団体）	5.9

（備考）数値は加重平均である。

Ⅲ これまでの過疎対策

Ⅲ これまでの過疎対策

1. 過疎地域対策緊急措置法～過疎地域活性化特別措置法における過疎対策の実績

(図表2-1-1)

(1) 過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎対策の実績

過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎対策(昭和45年度～昭和54年度)は、県事業費1,495億円、市町村事業費2,272億円で、県事業の内訳は、産業の振興(総額509億円、全体に占める割合34.1%)、港湾・ダム・空港等の整備事業(同484億円、同32.4%)、県道等の整備(同435億円、同29.1%)となっており、交通網と産業の振興を最重点に行い、あわせて基幹的市町村道等の整備(同52億円、同3.5%)、医療の確保(同15億円、同1.0%)にも力を注いだ内容となっている。

一方、市町村事業の内訳は、県事業と同様、交通通信体系の整備(同657億円、同28.9%)、産業振興施設の整備(同591億円、同26.0%)が大きいウエイトを占めている。また、生活環境施設等厚生施設の整備(同455億円、同20.0%)、教育文化施設の整備(同358億円、同15.8%)、集落等の整備(同8億円、同0.4%)という内容になっている。このような緊急措置法下における過疎対策は、非過疎地域との間で最も地域格差のあった交通通信体系の整備を重点として実施された。

(2) 過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策の実績

過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策(昭和55年度～平成元年度)は、県事業費3,205億円、市町村事業費4,453億円の実績額で、それぞれ過疎地域対策緊急措置法下の約2倍にのぼっている。県事業の内訳は、漁港施設整備など産業の振興(総額1,274億円、全体に占める割合39.8%)、県道等の整備(同920億円、同28.7%)及び、その他の交通通信体系の整備(同643億円、同20.1%)で、全体の約90%を占めている。

一方、市町村事業の内訳は、漁港施設などの整備を中心とした産業振興施設の整備(同1,670億円、同38.1%)が最も多く、以下、交通通信体系の整備(同1,116億円、同25.1%)、生活環境施設等厚生施設の整備(同820億円、同18.4%)、教育文化施設の整備(同671億円、同15.1%)となっている。

(3) 過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎対策の実績

過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎対策(平成2年度～平成11年度)は、県事業費6,936億円、市町村事業費7,523億円で、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策事業費に対して、それぞれ、県事業費116%増、市町村事業費69%増という高い伸び率を示しており、積極的な事業展開がなされた。

県事業費の内訳は、産業の振興(総額2,502億円、全体に占める割合36.1%)、交通通信体系の整備(同3,729億円、同53.8%)で、全体の約90%を占めている。(図表2-1-2)

一方、市町村事業の内訳は、産業振興施設の整備(同2,836億円、同37.7%)、交通通信体系の整備(同1,654億円、同22.0%)及び生活環境整備(同1,705億円、同22.7%)で、全体の約82%を占めている。(図表2-1-3)

図表 2-1-1 県及び市町村計画に基づく事業実施状況

○県の過疎対策事業実績

(単位：百万円、%)

	過疎地域対策緊急措置法 (S45-S54)		過疎地域振興特別措置法 (S55-H元)		小 計 (S45-H元)	
		構成比		構成比		構成比
基幹的市町村道等	5,223	3.5	12,488	3.9	17,711	3.8
県道等	43,508	29.1	91,966	28.7	135,474	28.8
医療の確保	1,452	1.0	8,647	2.7	10,099	2.2
産業の振興	50,941	34.1	127,431	39.8	178,372	38.0
その他の交通通信体系			64,335	20.1	64,335	13.7
教育文化施設			7,639	2.4	7,639	1.6
生活環境・福祉施設等			8,010	2.5	8,010	1.7
その他	48,387	32.4			48,387	10.3
計	149,513	100.0	320,516	100.0	470,027	100.0

	過疎地域活性化特別措置法 (H2-H11)		過疎地域自立促進特別措置法 (H12-H21)		過疎地域自立促進特別措置法 (H22-R2) (改正後)		小 計 (H2-R2)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
産業の振興	250,246	36.1	205,541	39.6	201,106	40.6	656,893	38.5
交通通信体系	372,918	53.8	253,948	49.0	225,010	45.5	851,876	49.9
生活環境整備	43,280	6.2	19,809	3.8	11,488	2.3	74,577	4.4
高齢者福祉等	2,181	0.3	2,987	0.6	4,056	0.8	9,224	0.5
医療施設	11,557	1.7	11,816	2.3	30,724	6.2	54,097	3.2
教育文化施設	13,449	1.9	24,403	4.7	20,494	4.1	58,346	3.4
集落等の整備	0	0.0	21	0.0	2,011	0.4	2,032	0.1
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	693,631	100.0	518,525	100.0	494,889	99.9	1,707,045	100.0

○市町村の過疎対策事業実績

(単位：百万円、%)

	過疎地域対策緊急措置法 (S45-S54)		過疎地域振興特別措置法 (S55-H元)		小 計 (S45-H元)	
		構成比		構成比		構成比
交通通信体系	65,704	28.9	111,561	25.1	177,265	26.4
教育文化施設	35,834	15.8	67,070	15.1	102,904	15.3
生活環境施設等厚生施設	45,471	20.0	82,005	18.4	127,476	19.0
産業振興施設	59,078	26.0	169,690	38.1	228,768	34.0
集落等の整備	788	0.4	1,241	0.3	2,029	0.3
その他	20,331	9.0	13,775	3.1	34,106	5.1
計	227,206	100.0	445,342	100.0	672,548	100.0

	過疎地域活性化特別措置法 (H2-H11)		過疎地域自立促進特別措置法 (H12-H21)		過疎地域自立促進特別措置法 (H22-R2) (改正後)		小 計 (H2-R2)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
産業振興施設	283,568	37.7	163,153	32.0	129,569	28.1	576,290	33.4
交通通信体系	165,398	22.0	128,775	25.2	94,345	20.5	388,518	22.5
生活環境整備	170,537	22.7	148,452	29.1	100,688	21.8	419,677	24.3
高齢者福祉等	26,774	3.6	13,434	2.6	37,932	8.2	78,140	4.5
医療施設	6,882	0.9	9,371	1.8	23,887	5.2	40,140	2.3
教育文化施設	87,894	11.7	41,232	8.1	69,188	15.0	198,314	11.5
集落等の整備	1,044	0.1	695	0.1	4,134	0.9	5,873	0.3
その他	10,208	1.4	5,570	1.1	1,274	0.3	17,052	1.0
計	752,305	100.0	510,682	100.0	461,017	100.0	1,724,004	99.8

○市町村及び県の過疎対策事業実績

(単位：百万円、%)

	対策緊急措置法 (S45-S54)		振興特別措置法 (S55-H元)		活性化特別措置法 (H2-H11)		自立促進特別措置法 (H12-H21)		自立促進特別措置法(改正後) (H22-R2)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
県事業	149,513	39.7	320,516	41.9	693,631	48.0	518,525	50.4	494,889	51.8
市町村事業	227,206	60.3	445,342	58.1	752,305	52.0	510,682	49.6	461,017	48.2
合計	376,719	100.0	765,858	100.0	1,445,936	100.0	1,029,207	100.0	955,906	100.0

図表 2-1-1-2 過疎地域活性化特別措置法[県計画]の実績

(単位:百万円、%)

区分	過疎地域活性化特別措置法 全体 (前期計画+後期計画) 実績額															
	前期計画実績					後期計画実績額										
	構成比	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	構成比	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度				
1 産業の振興	250,246	36.1	111,948	36.2	17,443	17,108	24,546	28,392	24,459	138,298	36.0	32,307	28,201	24,796	32,147	20,847
(1) 農業の振興	53,531	7.7	24,016	7.8	3,847	3,676	5,656	5,640	5,197	29,515	7.7	6,212	6,006	5,951	7,244	4,102
(2) 林業の振興	439	0.1	0	0.0	0	0	0	0	0	439	0.1	0	0	0	439	0
(3) 水産業の振興	136,909	19.7	60,362	19.5	10,695	10,688	12,489	15,212	11,278	76,547	19.9	16,381	13,125	12,106	19,173	15,762
(4) 地場産業の振興	29,880	4.3	12,742	4.1	705	696	3,293	3,886	4,162	17,138	4.5	5,259	4,974	3,736	2,897	272
(5) 企業誘致	1,699	0.2	1,696	0.5	711	980	1	2	2	3	0.0	2	1	0	0	0
(6) 商業の振興	14,778	2.1	7,930	2.6	495	560	2,571	2,696	1,608	6,848	1.8	1,766	1,826	1,417	1,475	364
(7) 観光又はレクリエーション	13,010	1.9	5,202	1.7	990	508	536	956	2,212	7,808	2.0	2,687	2,269	1,586	919	347
2 交通通信系の整備	372,918	53.8	170,343	55.0	20,736	24,545	47,999	42,444	34,619	202,575	52.8	39,909	32,176	38,902	57,039	34,549
(1) 基幹的な市町村道の整備	15,842		9,609		1,364	1,713	2,438	3,522	572	6,233		1,010	859	889	1,261	2,214
①市町村道	4,455	0.6	1,840	0.6	200	240	260	700	440	2,615	0.7	670	510	517	491	427
②農道	8,790	1.3	7,003	2.3	1,018	1,350	2,000	2,635	0	1,787	0.5	0	0	0	0	1,787
③林道	2,417	0.3	766	0.2	146	123	178	187	132	1,651	0.4	340	349	372	590	0
④漁港関連道	180	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	180	0.0	0	0	0	180	0
(2) 県道等の整備	257,750	37.2	117,971	38.1	11,684	16,287	35,454	28,843	25,703	139,779	36.4	28,943	24,291	28,482	33,564	24,499
①国道(知事管理)	49,128	7.1	22,211	7.2	4,273	3,652	5,301	4,754	4,231	26,917	7.0	4,966	4,547	6,502	6,342	4,560
②県道	165,766	23.9	82,921	26.8	6,680	11,992	28,742	19,836	15,671	82,845	21.6	18,296	13,335	16,765	20,091	14,358
③農道	30,198	4.4	10,613	3.4	569	435	1,044	3,815	4,750	19,585	5.1	4,148	4,329	3,267	4,544	3,297
④林道	12,658		2,226		162	208	367	438	1,051	10,432		1,533	2,080	1,948	2,587	2,284
⑤漁港関連道	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
(3) 交通確保対策	194		194		0	0	0	194	0	0		0	0	0	0	0
(4) その他	99,132		42,569		7,688	6,545	10,107	9,885	8,344	56,563		9,956	7,026	9,531	22,214	7,836
①電気通信施設の整備	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
②港湾整備等	99,132		42,569		7,688	6,545	10,107	9,885	8,344	56,563		9,956	7,026	9,531	22,214	7,836
③空港整備	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
3 生活環境の整備	43,280	6.2	17,336	5.6	1,021	1,430	5,285	5,451	4,149	25,944	6.8	6,574	5,513	5,237	7,476	1,144
4 高齢者の福祉その他の福祉の増進	2,181	0.3	272	0.1	0	0	58	199	15	1,909	0.5	332	8	15	1,554	0
5 医療の確保	11,557	1.7	5,848	1.9	1,120	1,136	1,185	1,339	1,068	5,709	1.5	1,224	1,058	1,008	1,320	1,099
(1) 無医地区対策	449	0.1	216	0.1	41	59	52	21	43	233	0.1	68	36	0	72	57
(2) その他	11,108	1.6	5,632	1.8	1,079	1,077	1,133	1,318	1,025	5,476	1.4	1,156	1,022	1,008	1,248	1,042
6 教育文化の振興	13,449	1.9	3,860	1.2	186	581	517	806	1,770	9,589	2.5	2,417	1,784	1,793	1,646	1,949
7 集落の整備	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	693,631	100.0	309,607	100.0	40,506	44,800	79,590	78,631	66,080	384,024	100.0	82,763	68,740	71,751	101,182	59,588

図表 2-1-1-3 過疎地域活性化特別措置法[市町村計画]の実績

(単位：百万円、%)

区分	過疎地域活性化特別措置法 全体(前期計画+後期計画)実績額										後期計画実績額					
	前期計画実績					後期計画実績					構成比					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
1 産業の振興	283,568	37.7	134,559	38.4	20,591	24,728	30,332	30,154	28,754	149,009	37.1	32,923	28,297	29,649	29,731	28,409
	41,484	5.5	18,255	5.2	2,454	2,998	3,437	5,028	4,338	23,229	5.8	5,614	4,830	4,603	4,056	4,126
	154,273	20.5	70,553	20.1	11,417	12,278	14,542	15,689	16,627	83,720	20.8	18,616	14,450	16,257	18,203	16,194
	11,018	1.5	5,262	1.5	900	812	1,265	1,215	1,070	5,756	1.4	1,241	1,638	1,152	809	916
	4,762	0.6	1,882	0.5	409	307	280	323	563	2,880	0.7	524	574	1,066	406	310
	985	0.1	842	0.2	311	317	185	8	21	143	0.0	59	20	21	20	23
	1,530	0.2	744	0.2	27	88	111	373	145	786	0.2	346	173	60	61	146
	55,789	7.4	31,210	8.9	4,398	6,838	8,987	6,141	4,846	24,579	6.1	5,291	5,413	4,644	4,258	4,973
	13,727	1.8	5,811	1.7	675	1,090	1,525	1,377	1,144	7,916	2.0	1,232	1,199	1,846	1,918	1,721
	165,398	22.0	77,408	22.1	13,733	13,876	16,182	17,579	16,038	87,990	21.9	17,514	17,315	19,430	18,485	15,246
2 交通通信系の整備	114,385	15.2	52,866	15.1	9,472	9,461	10,839	12,083	11,011	61,519	15.3	11,956	12,312	13,435	12,525	11,291
	12,961	1.7	6,069	1.7	931	952	1,283	1,462	1,441	6,892	1.7	1,682	1,485	1,359	1,187	1,179
	15,070	2.0	8,158	2.3	1,357	1,542	1,688	1,989	1,582	6,912	1.7	1,668	1,435	1,199	1,487	1,123
	2,525	0.3	833	0.2	106	136	133	225	233	1,692	0.4	450	360	477	231	174
	8,431	1.1	3,666	1.0	1,039	730	1,090	237	570	4,765	1.2	518	645	1,670	1,472	460
	43	0.0	21	0.0	5	9	7	0	0	22	0.0	12	1	3	4	2
	288	0.0	246	0.1	105	3	33	0	105	42	0.0	0	0	0	8	34
	7	0.0	6	0.0	2	0	0	4	0	1	0.0	0	0	1	0	0
	11,688	1.6	5,543	1.6	718	1,041	1,109	1,579	1,096	6,145	1.5	1,228	1,077	1,286	1,571	983
	170,537	22.7	68,126	19.4	7,345	9,609	14,295	17,133	19,744	102,411	25.5	19,969	21,068	21,555	22,469	17,350
3 生活環境の整備	49,423	6.6	22,211	6.3	2,762	3,726	4,964	5,919	4,840	27,212	6.8	5,332	4,707	5,760	6,894	4,519
	35,128	4.7	7,277	2.1	62	119	875	1,444	4,777	27,851	6.9	4,718	5,288	6,661	5,556	5,628
	29,264	3.9	13,883	4.0	814	1,954	3,153	4,525	3,437	15,381	3.8	2,702	3,701	2,717	4,502	1,759
	7,269	1.0	3,244	0.9	461	644	737	706	696	4,025	1.0	967	1,013	806	630	609
	26,251	3.5	11,716	3.3	1,945	1,446	2,118	2,312	3,895	14,535	3.6	3,575	4,103	2,884	1,932	2,041
	23,202	3.1	9,795	2.8	1,301	1,720	2,448	2,227	2,999	13,407	3.3	2,675	2,256	2,727	2,955	2,794
	26,774	3.6	14,422	4.1	1,026	3,990	2,585	3,017	3,804	12,352	3.1	2,673	2,458	1,667	2,391	3,163
	18,131	2.4	11,627	3.3	841	3,598	2,052	2,132	3,004	6,504	1.6	1,161	2,186	862	843	1,452
	2,090	0.3	1,549	0.4	76	317	418	528	210	541	0.1	95	188	88	47	123
	13	0.0	8	0.0	4	1	3	0	0	5	0.0	0	0	4	0	1
5 医療の確保	6,540	0.9	1,238	0.4	105	74	112	357	590	5,302	1.3	1,417	84	713	1,501	1,587
	6,882	0.9	2,580	0.7	241	516	232	497	1,094	4,302	1.1	1,907	423	834	720	418
	6,291	0.8	2,320	0.7	230	348	174	479	1,089	3,971	1.0	1,878	192	812	696	393
	27	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	27	0.0	0	3	6	11	7
	564	0.1	260	0.1	11	168	58	18	5	304	0.1	29	228	16	13	18
	87,894	11.7	47,772	13.6	6,584	7,309	9,996	11,054	12,829	40,122	10.0	12,010	6,724	8,347	7,815	5,236
	40,789	5.4	21,258	6.1	3,949	4,159	4,869	4,712	3,569	19,531	4.9	2,981	3,176	4,246	5,552	3,576
	940	0.1	753	0.2	68	434	105	133	13	187	0.0	50	31	35	34	37
	40,866	5.4	24,333	6.9	1,707	2,486	4,881	6,125	9,134	16,533	4.1	6,821	3,343	2,910	1,910	1,549
	2,203	0.3	20	0.0	0	0	0	0	0	20	0.5	2,114	0	5	0	64
7 集落の整備	3,096	0.4	1,408	0.4	860	230	141	84	93	1,688	0.4	44	174	1,151	319	0
	1,044	0.1	477	0.1	72	72	127	109	97	567	0.1	101	461	0	4	1
	495	0.1	170	0.0	72	72	0	26	0	325	0.1	101	220	0	4	0
	549	0.1	307	0.1	0	0	127	109	71	242	0.1	0	241	0	0	1
	10,208	1.4	5,306	1.5	704	652	1,040	1,638	1,272	4,902	1.2	776	1,443	1,028	815	840
	10,208	1.4	5,306	1.5	704	652	1,040	1,638	1,272	4,902	1.2	776	1,443	1,028	815	840
	752,305	100.0	350,650	100.0	50,296	60,752	74,789	81,181	83,632	401,655	100.0	87,873	78,189	82,510	82,430	70,653

2. 過疎地域自立促進特別措置法（H12.4.1～R3.3.31）における計画・支援措置

（1）過疎地域自立促進計画等

『人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する』（第1条）ことを目的とした「過疎地域自立促進特別措置法」が平成12年4月1日、平成21年度までの10年間の時限立法として施行された。

この法律では、過疎地域自立促進のための対策の目標に「起業の促進」、「過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること」、「美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること」の事項が新たに規定されている。

平成22年4月1日、法の目的はそのままに、法の失効期限を平成27年度までの6年間延長し、過疎地域の指定要件、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設を追加する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。過疎地域自立促進のための施策は、これまでの過疎法と同様、国・都道府県・市町村の三者が一体となって総合的かつ計画的に実施することとし、県が策定した「過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）」に基づき「過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）」及び「過疎地域自立促進県計画（以下「県計画」という。）」が策定されたところである。

そして、平成24年6月の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」により、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑みて、法の失効期限が令和2年度まで5年間延長され、平成26年4月1日には過疎地域の指定要件、過疎対策事業債の対象施設をさらに追加する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。また、平成29年4月1日にも過疎地域の指定要件、過疎対策事業債の対象施設の拡充、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充等を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行されたところである。

（2）前期自立促進計画（平成12年度～16年度）に基づく事業費

前期自立促進計画に基づく事業費の合計額は7,837億円（県計画における事業費3,161億円、市町村計画における事業費4,676億円）であり、旧過疎地域活性化特別措置法後期5箇年の実績額7,857億円と比較し0.3%の減少となっている。

①県計画（図表2-2-1(1)）

県計画における事業費は3,161億円であり、「産業の振興」と「交通通信体系の整備」で全体の87.3%を占めており、また、実績額（H12～H16）においては、同一項目で88.6%を占めている。

②市町村計画（図表2-2-2(1)）

市町村計画における事業費は4,676億円であり、これまでの過疎法に基づく割合と同様「産業の振興」、「交通通信体系の整備」、「生活環境の整備」の3項目で全体の81.0%という高いウエイトを占めている。

また、実績額（H12～H16）においては、同三項目で84.4%を占めている。

(3) 後期自立促進計画（平成17年度～21年度）に基づく事業費

後期自立促進計画に基づく事業費の合計額は5,227億円（県計画における事業費1,854億円、市町村計画における事業費3,373億円）となっている。

①県計画（図表2-2-1(2)）

県計画における事業費は1,854億円であり、「産業の振興」と「交通通信体系の整備」で全体の86.3%を占めている。また、実績額（H17～H21）においては、同二項目で88.7%を占めている。

②市町村計画（図表2-2-2(2)）

市町村計画における事業費は3,373億円であり、「産業の振興」、「交通通信体系の整備」、「生活環境の整備」の3項目で全体の83.2%を占めている。また、実績額（H17～H21）においては、同三項目で89.7%を占めている。

(4) 自立促進計画（平成22年度～27年度）に基づく事業費

①市町村計画（図表2-2-2(3)）

市町村計画における計画事業費は3,279億円であり、「産業の振興」、「交通通信体系の整備」、「生活環境の整備」の3項目で全体の70.9%を占めている。

また、実績額（H22～H27）においては、同三項目で73.1%を占めている。

(5) 自立促進計画（平成28年度～令和2年度）に基づく事業費

①市町村計画（図表2-2-2(4)）

市町村計画における計画事業費は2,969億円であり、「産業の振興」、「交通通信体系の整備」、「生活環境の整備」の3項目で全体の68.2%を占めている。

また、実績額（H28～R1）においては、同三項目で68.0%を占めている。

(6) 過疎地域自立促進のための財政上の支援措置

①国庫補助率のかさ上げ（法第10条・11条）

○教育施設（統合小中学校校舎等 1/2→5.5/10）

○保育所（1/2→1/2～5.5/10 国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るもの
にあっては2/3）

○消防施設（1/3→5.5/10）

※三位一体の改革に伴う過疎地域補助金の取扱いについて

三位一体の改革に伴い、過疎地域においてかさ上げ措置のある補助金等が交付金化された場合には、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置がとられ、また廃止された場合には、特別な地方債（施設整備事業（一般財源化分））で対応することとされ、以下の表のとおりである。

なお、施設整備事業（一般財源化分）において、従来の補助金等相当部分（補助率かさ上げ部分を含む。）に地方債を充当した場合、元利償還金については、後年度に一定割合

が普通交付税の基準財政需要額に算入される（算入率はH23以降70%）。

事業名		かさ上げ率	対応状況
公立の小・中学校の統合に伴う校舎等の新増築		1/2→5.5/10	従来どおり（公立学校施設整備費負担金）
保育所の新設等	公立	1/2→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応
	その他	1/2→2/3	従来どおり（次世代育成支援対策施設整備交付金） →安心こども基金→保育所等整備交付金
消防設備の整備	常備消防分	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応

②過疎対策事業債（法第12条）

○市町村道、農・林道、漁港関連道、漁港・港湾、地場産業振興施設、市町村所有の貸工場及び貸事務所、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、一般廃棄物処理のための施設、火葬場、集会施設、消防施設、高齢者保健・福祉施設、障害者（児）福祉施設、保育所・児童館、認定こども園、診療施設、公立の小中学校・義務教育学校、市町村立の幼稚園・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校、図書館、地域文化の振興等を図るための施設、集落整備のための住宅等、自然エネルギーを利用するための施設、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）、法人に対する出資、農林漁業経営近代化施設、商店街振興施設、自動車、渡船施設、地域鉄道、市町村保健センター等、簡易水道施設、学校給食施設、教員又は職員のための住宅等

③都道府県代行制度（法第14条、第15条）

- 基幹道路（基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道）の整備
- 公共下水道の幹線管渠等（幹線管渠、終末処理場、ポンプ場）の整備

④行政上の特例措置（法第16条～25条）

医療の確保並びに高齢者の福祉の増進、交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、教育の充実、地域文化の振興等に関する配慮、農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用

⑤金融措置（法第26条～第28条）

- 株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
- 中小企業に対する資金の確保

⑥税制措置等（法第29条～第31条）

- 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例
- 所得税・法人税に係る減価償却の特例（製造業、旅館業、農林水産物等販売業）
- 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置
 - ・製造業、旅館業、農林水産物等販売業（事業税、不動産取得税、固定資産税）
 - ・畜産業、水産業（個人事業税）

(7) 合併の場合の取り扱い（法第33条）

- ①市町村の廃置分合により新たに設置された市町村が、総務省令・農林水産省令・国土交通省令に定める要件に該当する場合は過疎地域とみなす。
- ②過疎地域市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村が法第2条及び①の要件に該当しない場合であっても、新市町

村の区域のうち、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなす。

(8) 激変緩和の経過措置等（法附則第5条）

過疎地域活性化特別措置法による過疎地域市町村で、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に該当しない市町村を特定市町村として

- ①国庫補助率のかさ上げ
- ②都道府県代行整備事業（新規事業を含む）
- ③過疎対策事業債（財政力指数が1未満の市町村のみ）

について、激変緩和のために平成12年度から平成16年度までの5年間に限り経過措置を講ずる。

図表 2-2-1 (1) 改正後過疎地域自立促進特別措置法[県計画(前期)]の実績

(単位: 百万円、%)

区 分	事業費計													
	H 2 2 年度		H 2 3 年度		H 2 4 年度		H 2 5 年度		H 2 6 年度		H 2 7 年度			
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比			
1 産業の振興	70,434	28.2	10,272	25.6	12,169	29.8	19,116	40.4	15,975	35.8	12,902	32.6	13,685	37.0
(1) 農業の振興	15,291	6.1	2,243	5.6	2,059	5.0	2,475	5.2	3,813	8.5	2,245	5.7	2,456	6.6
(2) 水産業の振興	59,704	23.9	6,639	16.6	8,971	22.0	13,504	28.6	11,190	25.1	9,670	24.5	9,730	26.3
(3) 地場産業の振興	5,244	2.1	522	1.3	240	0.6	2,659	5.6	429	1.0	548	1.4	846	2.3
(4) 企業の誘致対策	1,004	0.4	120	0.3	172	0.4	134	0.3	179	0.4	110	0.3	289	0.8
(5) 起業の促進	1,120	0.4	77	0.2	422	1.0	165	0.3	174	0.4	152	0.4	130	0.4
(6) 商業の振興	28	0.0	4	0.0	5	0.0	3	0.0	2	0.0	7	0.0	7	0.0
(7) 観光又はレクリエーション	1,351	0.5	290	0.7	300	0.7	176	0.4	188	0.4	170	0.4	227	0.6
(9) その他	377	0.2	377	0.9										
2 交通通信体系の整備	126,873	50.9	22,525	56.2	22,489	55.1	22,171	46.9	22,184	49.7	20,125	50.9	17,379	46.9
(1) 基幹的な市町村道の整備	2,148	0.9	933	2.3	286	0.7	332	0.7	280		142	0.4	175	0.5
①市町村道	635	0.3	501	1.3	64	0.2	70	0.1						
②農道	360	0.1	101	0.3	82	0.2	91	0.2	78	0.2	8	0.0		
③林道	1,153	0.5	331	0.8	140	0.3	171	0.4	202	0.5	134	0.3	175	0.5
(2) 県道等の整備	76,977	30.9	16,254	40.6	13,884	34.0	13,393	28.3	11,526	25.8	11,766	29.8	10,154	27.4
①国道(知事管理)	29,563	11.9	5,098	12.7	5,821	14.3	5,934	12.6	3,929	8.8	4,299	10.9	4,482	12.1
②県道	45,403	18.2	10,560	26.4	7,660	18.8	7,058	14.9	7,339	16.4	7,208	18.2	5,578	15.1
③農道	250	0.1	120	0.3	73	0.2	57	0.1						
④林道	1,761	0.7	476	1.2	330	0.8	344	0.7	258	0.6	259	0.7	94	0.3
(3) その他	47,748	19.1	5,338	13.3	8,319	20.4	8,446	17.9	10,378	23.2	8,217	20.8	7,050	19.0
3 生活環境の整備	5,348	2.1	1,043	2.6	916	2.2	243	0.5	1,179	2.6	1,134	2.9	833	2.3
4 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	2,991	1.2	478	1.2	639	1.6	694	1.5	540	1.2	445	1.1	195	0.5
5 医療の確保	16,366	6.6	2,512	6.3	2,655	6.5	2,770	5.9	2,691	6.0	2,948	7.5	2,790	7.5
6 教育文化の振興	13,208	5.3	3,233	8.1	1,920	4.7	2,229	4.7	2,008	4.5	1,859	4.7	1,959	5.3
7 集落の整備	434	0.2	11	0.0	15	0.0	39	0.1	84	0.2	106	0.3	179	0.5
合 計	249,339	100.0	40,074	100.0	40,803	100.0	47,262	100.0	44,661	100.0	39,519	100.0	37,020	100.0

図表 2-2-1 (1) 改正後過疎地域自立促進特別措置法[県計画(後期)]の実績

(単位: 百万円、%)

区 分	事業費計											
	H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
1 産業の振興	116,988	47.6	19,078	43.9	24,905	49.5	24,161	49.4	24,428	46.4	24,416	48.6
(1) 農業の振興	41,278	16.8	7,102	16.3	8,439	16.8	8,982	18.4	8,444	16.0	8,311	16.6
(2) 水産業の振興	56,197	22.9	9,682	22.3	11,498	22.9	10,144	20.7	12,214	23.2	12,659	25.2
(3) 地場産業の振興	15,603	6.4	1,846	4.2	2,877	5.7	4,565	9.3	3,228	6.1	3,087	6.1
(4) 企業の誘致対策	2,532	1.0	125	0.3	1,837	3.7	165	0.3	264	0.5	141	0.3
(5) 起業の促進	331	0.1	100	0.2	86	0.2	48	0.1	48	0.1	49	0.1
(6) 商業の振興	36	0.0	10	0.0	6	0.0	10	0.0	10	0.0		
(7) 観光又はレクリエーション	1,011	0.4	213	0.5	162	0.3	247	0.5	220	0.4	169	0.3
2 交通通信体系の整備	98,137	40.0	18,269	42.0	19,325	38.4	18,775	38.4	21,172	40.2	20,596	41.0
(1) 基幹的な市町村道の整備	1,642	0.7	188	0.4	363	0.7	266	0.5	454		371	0.7
①市町村道												
②農道	402	0.2	19	0.0	20	0.0	36	0.1	207	0.4	120	0.2
③林道	1,240	0.5	169	0.4	343	0.7	230	0.5	247	0.5	251	0.5
(2) 県道等の整備	54,724	22.3	12,268	28.2	9,892	19.7	9,965	20.4	11,670	22.1	10,929	21.8
①国道(知事管理)	21,478	8.7	6,584	15.2	4,433	8.8	2,164	4.4	4,346	8.2	3,951	7.9
②県道	32,814	13.4	5,377	12.4	5,364	10.7	7,771	15.9	7,324	13.9	6,978	13.9
③農道												
④林道	432	0.2	307	0.7	95	0.2	30	0.1				
(3) その他	41,771	17.0	5,813	13.4	9,070	18.0	8,544	17.5	9,048	17.2	9,296	18.5
3 生活環境の整備	6,140	2.5	1,414	3.3	1,481	2.9	1,500	3.1	1,440	2.7	305	0.6
4 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	1,066	0.4	207	0.5	210	0.4	269	0.6	190	0.4	190	0.4
5 医療の確保	14,356	5.8	2,758	6.3	2,856	5.7	2,876	5.9	2,878	5.5	2,988	6.0
6 教育文化の振興	7,286	3.0	1,602	3.7	1,380	2.7	1,287	2.6	1,304	2.5	1,713	3.4
7 集落の整備	1,576	0.6	129	0.3	128	0.3	39	0.1	1,275	2.4	5	0.0
合 計	245,549	100.0	43,457	100.0	50,285	100.0	48,907	100.0	52,687	100.0	50,213	100.0

図表 2-2-2 (1)

前期過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の実績

上段：計画額
下段：実績額

(単位：百万円、%)

区	分	概算事業費											
		H12年度		H13年度		H14年度		H15年度		H16年度			
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比			
1 産業の振興		164,470	35.2	26,996	37.9	28,402	32.8	36,344	34.0	37,399	36.2	35,329	35.5
		108,342	32.5	25,563	39.3	22,770	35.1	23,254	28.7	21,820	31.3	14,935	28.3
	(1) 基盤整備	37,008	7.9	4,290	6.0	4,972	5.7	8,301	7.8	9,632	9.3	9,813	9.9
		16,125	4.8	3,531	5.4	3,344	5.2	4,312	5.3	3,202	4.6	1,736	3.3
	(2) 漁港施設	74,344	15.9	14,452	20.3	12,566	14.5	15,205	14.2	16,112	15.6	16,009	16.1
		59,814	17.9	14,448	22.2	12,885	19.9	12,181	15.0	11,558	16.6	8,742	16.6
	(3) 経営近代化施設	5,797	1.2	1,014	1.4	1,453	1.7	1,208	1.1	1,137	1.1	985	1.0
		5,525	1.7	876	1.3	1,518	2.3	1,132	1.4	1,235	1.8	764	1.4
	(4) 地場産業の振興	4,458	1.0	1,081	1.5	634	0.7	1,057	1.0	1,233	1.2	453	0.5
		2,614	0.8	1,041	1.6	216	0.3	315	0.4	506	0.7	536	1.0
	(5) 企業誘致	375	0.1	93	0.1	94	0.1	94	0.1	94	0.1		
	146	0.0	94	0.1					4	0.0	48	0.1	
(6) 起業の促進	200	0.0					5	0.0	45	0.0	150	0.2	
(7) 商業	2,858	0.6	103	0.1	285	0.3	1,334	1.2	991	1.0	145	0.1	
	1,253	0.4	49	0.1	118	0.2	646	0.8	194	0.3	246	0.5	
(8) 観光又はレクリエーション	29,411	6.3	4,288	6.0	6,222	7.2	7,706	7.2	5,795	5.6	5,400	5.4	
	16,459	4.9	3,984	6.1	3,319	5.1	3,744	4.6	3,920	5.6	1,492	2.8	
(9) その他	10,019	2.1	1,675	2.4	2,176	2.5	1,434	1.3	2,360	2.3	2,374	2.4	
	6,406	1.9	1,540	2.4	1,370	2.1	924	1.1	1,201	1.7	1,371	2.6	
2 交通通信体系の整備		101,626	21.7	17,058	24.0	19,386	22.4	21,061	19.7	23,039	22.3	21,082	21.2
		79,231	23.8	15,813	24.3	15,870	24.5	16,383	20.2	17,483	25.1	13,682	26.0
	(1) 市町村道	64,861	13.9	11,629	16.3	12,687	14.6	13,598	12.7	13,357	12.9	13,590	13.6
		53,065	15.9	10,738	16.5	10,630	16.4	11,434	14.1	11,527	16.5	8,736	16.6
	(2) 農道	10,194	2.2	1,599	2.2	2,061	2.4	2,461	2.3	2,120	2.1	1,953	2.0
		6,008	1.8	1,320	2.0	1,714	2.6	1,523	1.9	828	1.2	623	1.2
	(3) 林道	7,674	1.6	1,259	1.8	1,351	1.6	1,573	1.5	1,673	1.6	1,818	1.8
		5,137	1.5	1,179	1.8	1,072	1.7	967	1.2	1,051	1.5	868	1.6
	(4) 漁港関連道	3,278	0.7	476	0.7	924	1.1	823	0.8	648	0.6	407	0.4
		3,006	0.9	326	0.5	726	1.1	559	0.7	943	1.4	452	0.9
	(5) 電気通信施設等難視聴のための施設	4,903	1.0	1,158	1.6	675	0.8	779	0.7	1,153	1.1	1,138	1.1
	4,394	1.3	1,178	1.8	699	1.1	614	0.8	1,490	2.1	413	0.8	
(6) 自動車等	99	0.0	10	0.0	15	0.0	20	0.0	10	0.0	44	0.0	
	186	0.1	13	0.0	22	0.0	24	0.0	10	0.0	117	0.2	
(7) 渡船施設	769	0.2	11	0.0	212	0.2	21	0.0	366	0.4	159	0.2	
	1,164	0.3	11	0.0	11	0.0	32	0.0	249	0.4	861	1.6	
(8) 道路整備機械等	2	0.0			2	0.0							
	4	0.0			2	0.0	1	0.0	1	0.0			
(9) 地域間交流	840	0.2	46	0.1	47	0.1	349	0.3	349	0.3	49	0.0	
	1,082	0.3	11	0.0	18	0.0	709	0.9	341	0.5	3	0.0	
(10) その他	9,006	1.9	870	1.2	1,412	1.6	1,437	1.3	3,363	3.3	1,924	1.9	
	5,185	1.6	1,037	1.6	976	1.5	520	0.6	1,043	1.5	1,609	3.1	
3 生活環境の整備		112,468	24.1	17,356	24.4	22,036	25.4	27,039	25.3	23,876	23.1	22,161	22.3
		93,847	28.1	15,047	23.2	15,387	23.7	29,581	36.5	17,232	24.7	16,600	31.5
	(1) 水道施設	22,071	4.7	4,055	5.7	4,301	5.0	4,587	4.3	5,113	5.0	4,015	4.0
		19,126	5.7	3,159	4.9	3,980	6.1	4,111	5.1	4,386	6.3	3,490	6.6
	(2) 下水処理施設	40,980	8.8	5,809	8.2	7,113	8.2	8,979	8.4	9,679	9.4	9,400	9.4
		26,599	8.0	5,476	8.4	4,899	7.6	4,362	5.4	6,672	9.6	5,190	9.8
	(3) 廃棄物処理施設	19,397	4.1	1,107	1.6	5,150	5.9	6,568	6.1	4,202	4.1	2,370	2.4
		11,495	3.4	1,659	2.6	1,709	2.6	2,087	2.6	1,850	2.7	4,190	7.9
	(4) 消防施設	3,856	0.8	641	0.9	805	0.9	844	0.8	852	0.8	714	0.7
		3,525	1.1	535	0.8	947	1.5	572	0.7	661	0.9	810	1.5
	(5) 公営住宅	14,089	3.0	3,039	4.3	2,019	2.3	3,311	3.1	2,231	2.2	3,489	3.5
	24,293	7.3	1,697	2.6	1,670	2.6	17,271	21.3	1,677	2.4	1,978	3.8	
(6) その他	12,075	2.6	2,705	3.8	2,648	3.1	2,750	2.6	1,799	1.7	2,173	2.2	
	8,809	2.6	2,521	3.9	2,182	3.4	1,178	1.5	1,986	2.8	942	1.8	

図表 2-2-2 (1)

前期過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の実績

上段：計画額
下段：実績額

(単位：百万円、%)

区 分	概算事業費		H 1 2 年度		H 1 3 年度		H 1 4 年度		H 1 5 年度		H 1 6 年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
4 高齢者の福祉その他の福祉の増進	17,133	3.7	1,780	2.5	4,476	5.2	5,073	4.7	2,695	2.6	3,109	3.1
	10,066	3.0	1,994	3.1	1,867	2.9	1,520	1.9	2,182	3.1	2,503	4.7
(1) 高齢者福祉施設	8,220	1.8	785	1.1	1,772	2.0	2,527	2.4	1,937	1.9	1,199	1.2
	5,182	1.6	861	1.3	469	0.7	927	1.1	1,135	1.6	1,790	3.4
(2) 介護老人保健施設	1,622	0.3	65	0.1	735	0.8	713	0.7	92	0.1	17	0.0
	118	0.0	64	0.1	11	0.0	11	0.0	12	0.0	20	0.0
(3) 児童福祉施設	1,594	0.3	265	0.4	403	0.5	343	0.3	91	0.1	492	0.5
	1,901	0.6	227	0.3	543	0.8	239	0.3	513	0.7	379	0.7
(4) 母子福祉施設	369	0.1			189	0.2	180	0.2				
	1	0.0									1	0.0
(5) 市町村保健センター及び母子健康センター	1,548	0.3	253	0.4	343	0.4	326	0.3	171	0.2	455	0.5
	1,392	0.4	304	0.5	306	0.5	174	0.2	374	0.5	234	0.4
(6) その他	3,780	0.8	412	0.6	1,034	1.2	984	0.9	404	0.4	946	0.9
	1,472	0.4	538	0.8	538	0.8	169	0.2	148	0.2	79	0.1
5 医療の確保	5,966	1.3	1,579	2.2	2,713	3.1	884	0.8	392	0.4	398	0.4
	7,425	2.2	1,083	1.7	2,649	4.1	992	1.2	1,977	2.8	724	1.4
(1) 診療施設	5,753	1.2	1,553	2.2	2,645	3.1	829	0.8	358	0.3	368	0.4
	4,471	1.3	1,058	1.6	1,380	2.1	581	0.7	1,047	1.5	405	0.8
(2) 特定診療科に係る診療施設	5	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0
	1,214	0.4	1	0.0	1,109	1.7	1	0.0	103	0.1		
(3) その他	208	0.0	25	0.0	67	0.1	54	0.1	33	0.0	29	0.0
	1,740	0.5	24	0.0	160	0.2	410	0.5	827	1.2	319	0.6
6 教育文化の振興	46,682	10.0	5,259	7.4	7,953	9.2	11,271	10.6	11,025	10.7	11,174	11.2
	26,076	7.8	4,627	7.1	5,155	7.9	6,248	7.7	6,456	9.3	3,590	6.8
(1) 学校教育関連施設	27,536	5.9	3,505	4.9	4,402	5.1	6,484	6.1	6,620	6.4	6,525	6.6
	19,222	5.8	3,127	4.8	3,478	5.4	4,892	6.0	4,758	6.8	2,967	5.6
(2) 幼稚園	877	0.2	1	0.0	24	0.0	205	0.2	128	0.1	519	0.5
	103	0.0	9	0.0	48	0.1	15	0.0	19	0.0	12	0.0
(3) 集会、体育、文化施設等	16,204	3.5	1,692	2.4	2,951	3.4	4,001	3.7	3,492	3.4	4,068	4.1
	6,670	2.0	1,473	2.3	1,609	2.5	1,341	1.7	1,666	2.4	581	1.1
(4) その他	2,065	0.4	61	0.1	576	0.7	581	0.5	785	0.8	62	0.1
	81	0.0	18	0.0	20	0.0			13	0.0	30	0.1
7 地域文化の振興等	11,548	2.5	506	0.7	1,080	1.2	2,153	2.0	3,366	3.3	4,443	4.5
	2,490	0.7	315	0.5	601	0.9	442	0.5	590	0.8	542	1.0
(1) 地域文化振興施設等	9,661	2.1	307	0.4	855	1.0	1,787	1.7	2,951	2.9	3,761	3.8
	2,110	0.6	215	0.3	541	0.8	375	0.5	504	0.7	475	0.9
(2) その他	1,887	0.4	199	0.3	225	0.3	366	0.3	415	0.4	682	0.7
	380	0.1	100	0.2	60	0.1	67	0.1	86	0.1	67	0.1
8 集落の整備	561	0.1	91	0.1	76	0.1	160	0.1	110	0.1	124	0.1
	659	0.2	91	0.1	32	0.0	325	0.4	211	0.3		
(1) 過疎地域集落再編整備												
	481	0.1			32	0.0	250	0.3	199	0.3		
(2) その他	561	0.1	91	0.1	76	0.1	160	0.1	110	0.1	124	0.1
	178	0.1	91	0.1			75	0.1	12	0.0		
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	7,110	1.5	581	0.8	583	0.7	2,833	2.7	1,336	1.3	1,777	1.8
	5,246	1.6	437	0.7	530	0.8	2,386	2.9	1,762	2.5	131	0.2
小 計	7,110	1.5	581	0.8	583	0.7	2,833	2.7	1,336	1.3	1,777	1.8
	5,246	1.6	437	0.7	530	0.8	2,386	2.9	1,762	2.5	131	0.2
合 計	467,564	100.0	71,206	100.0	86,705	100.0	106,818	100.0	103,238	100.0	99,597	100.0
	333,382	100.0	64,970	100.0	64,861	100.0	81,131	100.0	69,713	100.0	52,707	100.0

図表 2-2-2 (2)

後期過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の実績

上段：計画額
下段：実績額

(単位：百万円、%)

区	分	概算事業費											
		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度			
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比			
1 産業の振興		81,466	24.2	19,643	31.0	22,940	28.1	9,692	25.1	14,087	17.3	15,104	20.9
		54,811	30.9	13,943	33.8	16,833	41.9	8,544	27.1	7,071	22.5	8,420	25.6
	(1) 基盤整備	19,984	5.9	5,885	9.3	6,463	7.9	2,409	6.2	2,415	3.0	2,812	3.9
		13,407	7.6	4,891	11.9	4,744	11.8	2,123	6.7	895	2.9	754	2.3
	(2) 漁港施設	29,471	8.7	8,178	12.9	6,388	7.8	4,297	11.1	5,326	6.5	5,282	7.3
		23,883	13.5	5,543	13.4	5,832	14.5	4,066	12.9	3,312	10.6	5,130	15.6
	(3) 経営近代化施設	5,298	1.6	1,642	2.6	1,911	2.3	773	2.0	537	0.7	435	0.6
		4,935	2.8	673	1.6	890	2.2	873	2.8	1,200	3.8	1,299	3.9
	(4) 地場産業の振興	4,718	1.4	1,161	1.8	1,585	1.9	532	1.4	897	1.1	543	0.8
		1,200	0.7	541	1.3	83	0.2	407	1.3	120	0.4	49	0.1
	(5) 企業誘致	19	0.0					9	0.0			10	0.0
	10	0.0					10	0.0					
(6) 起業の促進	30	0.0			10	0.0			10	0.0	10	0.0	
	8	0.0					8	0.0					
(7) 商業	1,736	0.5	354	0.6	805	1.0	15	0.0	496	0.6	66	0.1	
	4,449	2.5	669	1.6	3,713	9.2	36	0.1	15	0.0	16	0.0	
(8) 観光又はレクリエーション	12,452	3.7	1,186	1.9	3,414	4.2	731	1.9	2,771	3.4	4,350	6.0	
	2,681	1.5	370	0.9	391	1.0	347	1.1	966	3.1	607	1.8	
(9) その他	7,758	2.3	1,237	1.9	2,364	2.9	926	2.4	1,635	2.0	1,596	2.2	
	4,238	2.4	1,256	3.0	1,180	2.9	674	2.1	563	1.8	565	1.7	
2 交通通信体系の整備		94,624	28.1	17,306	27.3	23,411	28.7	13,308	34.4	20,703	25.4	19,896	27.6
		49,544	27.9	10,451	25.3	9,764	24.3	10,497	33.3	9,308	29.7	9,524	28.9
	(1) 市町村道	62,693	18.6	11,401	18.0	15,347	18.8	7,248	18.7	14,796	18.2	13,901	19.3
		30,645	17.3	7,230	17.5	6,248	15.5	6,240	19.8	5,109	16.3	5,818	17.7
	(2) 農道	5,414	1.6	1,101	1.7	1,214	1.5	660	1.7	1,274	1.6	1,165	1.6
		1,451	0.8	356	0.9	460	1.1	256	0.8	234	0.7	145	0.4
	(3) 林道	4,650	1.4	1,043	1.6	1,235	1.5	336	0.9	1,149	1.4	887	1.2
		2,027	1.1	674	1.6	461	1.1	325	1.0	225	0.7	342	1.0
	(4) 漁港関連道	1,806	0.5	400	0.6	650	0.8	256	0.7	300	0.4	200	0.3
		619	0.3	284	0.7	158	0.4	177	0.6				
	(5) 電気通信施設等難視聴のための施設	14,199	4.2	1,589	2.5	3,520	4.3	4,003	10.4	2,251	2.8	2,836	3.9
	10,198	5.8	1,099	2.7	1,173	2.9	2,779	8.8	3,112	9.9	2,035	6.2	
(6) 自動車等	48	0.0					17	0.1			31	0.1	
(7) 渡船施設	883	0.3	577	0.9	294	0.4	12	0.0					
	1,130	0.6	216	0.5	322	0.8	9	0.0			583	1.8	
(8) 道路整備機械等													
(9) 地域間交流	135	0.0	63	0.1	19	0.0	15	0.0	19	0.0	19	0.0	
	208	0.1	47	0.1	67	0.2	12	0.0	18	0.1	64	0.2	
(10) その他	4,844	1.4	1,132	1.8	1,132	1.4	778	2.0	914	1.1	888	1.2	
	3,218	1.8	545	1.3	875	2.2	682	2.2	610	1.9	506	1.5	
3 生活環境の整備		104,433	31.0	19,182	30.2	20,225	24.8	12,287	31.8	26,883	33.0	25,856	35.8
		54,605	30.8	13,285	32.2	11,024	27.4	10,666	33.8	10,530	33.6	9,100	27.7
	(1) 水道施設	23,884	7.1	4,767	7.5	5,436	6.7	4,124	10.7	5,526	6.8	4,031	5.6
		18,233	10.3	3,155	7.6	3,876	9.6	3,971	12.6	3,790	12.1	3,441	10.5
	(2) 下水処理施設	39,930	11.8	7,990	12.6	7,981	9.8	5,236	13.5	9,041	11.1	9,682	13.4
		22,077	12.5	5,074	12.3	4,841	12.0	4,474	14.2	4,709	15.0	2,979	9.1
	(3) 廃棄物処理施設	14,926	4.4	1,899	3.0	955	1.2	127	0.3	5,458	6.7	6,487	9.0
		3,152	1.8	1,533	3.7	26	0.1	173	0.5	390	1.2	1,030	3.1
	(4) 消防施設	6,379	1.9	814	1.3	1,393	1.7	723	1.9	2,269	2.8	1,180	1.6
		2,205	1.2	577	1.4	426	1.1	577	1.8	249	0.8	376	1.1
	(5) 公営住宅	10,226	3.0	2,132	3.4	1,994	2.4	1,259	3.3	2,244	2.8	2,597	3.6
	5,906	3.3	2,089	5.1	1,063	2.6	1,160	3.7	905	2.9	689	2.1	
(6) その他	9,088	2.7	1,580	2.5	2,466	3.0	818	2.1	2,345	2.9	1,879	2.6	
	3,032	1.7	857	2.1	792	2.0	311	1.0	487	1.6	585	1.8	

図表 2-2-2 (2) 後期過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の実績

上段：計画額
下段：実績額

(単位：百万円、%)

区	分	概算事業費											
		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度			
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
4	高齢者の福祉その他の福祉の増進	3,751	1.1	878	1.4	775	0.9	353	0.9	1,590	2.0	155	0.2
		3,368	1.9	1,801	4.4	316	0.8	292	0.9	550	1.8	409	1.2
	(1) 高齢者福祉施設	2,331	0.7	536	0.8	603	0.7	313	0.8	844	1.0	35	0.0
		2,197	1.2	1,644	4.0	270	0.7	48		189		46	
	(2) 介護老人保健施設												
	(3) 児童福祉施設	314	0.1	148	0.2	69	0.1	10	0.0	55	0.1	32	0.0
		584	0.3	54	0.1	27	0.1	20	0.1	337	1.1	146	0.4
	(4) 母子福祉施設	4	0.0	1	0.0	1	0.0			1	0.0	1	0.0
(5) 市町村保健センター及び母子健康センター		270	0.1	106	0.2	14	0.0			150	0.2		
		74	0.0	74	0.2								
(6) その他		832	0.2	87	0.1	88	0.1	30	0.1	540	0.7	87	0.1
		513	0.3	29	0.1	19	0.0	224	0.7	24	0.1	217	0.7
5	医療の確保	3,638	1.1	1,331	2.1	710	0.9	481	1.2	699	0.9	417	0.6
		1,946	1.1	313	0.8	324	0.8	492	1.6	472	1.5	345	1.0
	(1) 診療施設	2,471	0.7	396	0.6	640	0.8	467	1.2	629	0.8	339	0.5
		1,905	1.1	313	0.8	306	0.8	472	1.5	469	1.5	345	1.0
	(2) 特定診療科に係る診療施設												
(3) その他		14	0.0			14	0.0						
		1,167	0.3	935	1.5	70	0.1	14	0.0	70	0.1	78	0.1
	27	0.0			4	0.0	20	0.1	3	0.0			
6	教育文化の振興	36,619	10.9	3,729	5.9	8,624	10.6	413	1.1	14,357	17.6	9,496	13.2
		6,357	3.6	1,250	3.0	1,254	3.1	447	1.4	1,147	3.7	2,259	6.9
	(1) 学校教育関連施設	18,155	5.4	2,090	3.3	3,238	4.0	235	0.6	7,122	8.8	5,470	7.6
		4,548	2.6	867	2.1	614	1.5	281	0.9	1,032	3.3	1,754	5.3
	(2) 幼稚園	139	0.0	139	0.2								
		18	0.0			1	0.0	2	0.0	1	0.0	14	0.0
	(3) 集会、体育、文化施設等	15,065	4.5	1,335	2.1	3,365	4.1	152	0.4	6,909	8.5	3,304	4.6
		1,698	1.0	357	0.9	615	1.5	150	0.5	103	0.3	473	1.4
(4) その他		3,260	1.0	165	0.3	2,021	2.5	26	0.1	326	0.4	722	1.0
		93	0.1	26	0.1	24	0.1	14	0.0	11	0.0	18	0.1
7	地域文化の振興等	9,793	2.9	1,351	2.1	2,692	3.3	2,049	5.3	2,633	3.2	1,068	1.5
		6,309	3.6	169	0.4	596	1.5	508	1.6	2,199	7.0	2,837	8.6
	(1) 地域文化振興施設等	8,734	2.6	1,248	2.0	2,607	3.2	1,956	5.1	2,074	2.5	849	1.2
		5,991	3.4	121	0.3	555	1.4	485	1.5	2,099	6.7	2,731	8.3
	(2) その他	1,059	0.3	103	0.2	85	0.1	93	0.2	559	0.7	219	0.3
	318	0.2	48	0.1	41	0.1	23	0.1	100	0.3	106	0.3	
8	集落の整備	554	0.2			155	0.2	1	0.0	338	0.4	60	0.1
		36	0.0			20	0.0	1		12		3	0.0
	(1) 過疎地域集落再編整備	554	0.2			155	0.2	1	0.0	338	0.4	60	0.1
		21	0.0			20	0.0	1	0.0				
	(2) その他												
	15	0.0							12		3		
9	その他地域の自立促進に関し必要な事項	2,384	0.7	27	0.0	2,104	2.6	74	0.2	91	0.1	88	0.1
		324	0.2	53	0.1	79	0.2	114		76		2	0.0
	小計	2,384	0.7	27	0.0	2,104	2.6	74	0.2	91	0.1	88	0.1
	324	0.2	53	0.1	79	0.2	114	0.4	76	0.2	2	0.0	
合	計	337,262	100.0	63,447	100.0	81,636	100.0	38,658	100.0	81,381	100.0	72,140	100.0
		177,300	100.0	41,265	100.0	40,210	100.0	31,561	100.0	31,365	100.0	32,899	100.0

図表 2-2-2 (3) 改正後過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の事業費(H22~H27)

上段:計画額
下段:実績額 (単位:百万円、%)

区 分	概算事業費													
	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度			
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
1 産業の振興	60,867	18.6	11,974	27.3	13,250	21.9	11,862	18.9	10,232	17.6	7,845	15.8	5,704	10.8
	65,807	27.0	8,671	25.8	15,490	36.4	6,837	19.4	10,742	27.0	13,316	25.6	10,752	26.5
(1) 基盤整備	7,849	2.4	1,251	2.9	1,182	2.0	1,236	2.0	1,776	3.1	1,462	2.9	943	1.8
	5,134	2.1	1,089	3.2	514	1.2	378	1.1	967	2.4	1,091	2.1	1,095	2.7
(2) 漁港施設	19,728	6.0	5,101	11.6	3,386	5.6	3,641	5.8	3,455	5.9	2,425	4.9	1,720	3.3
	17,571	7.2	2,373	7.1	3,091	7.3	2,551	7.2	3,446	8.6	3,465	6.7	2,645	6.5
(3) 経営近代化施設	3,648	1.1	459	1.0	1,607	2.7	642	1.0	369	0.6	261	0.5	309	0.6
	4,000	1.6	635	1.9	464	1.1	497	1.4	864	2.2	1,298	2.5	243	0.6
(4) 地場産業の振興	2,230	0.7	512	1.2	308	0.5	569	0.9	277	0.5	276	0.6	287	0.5
	1,370	0.6	310	0.9	184	0.4	293	0.8	444	1.1	80	0.2	59	0.1
(5) 企業誘致	1,077	0.3			477	0.8	300	0.5	300	0.5				
	123	0.1			11	0.0	17	0.0	96	0.2				
(6) 起業の促進														
(7) 商業	520	0.2			50	0.1	470	0.7						
	14	0.0	13	0.0			2	0.0						
(8) 観光又はレクリエーション	6,513	2.0	1,487	3.4	1,329	2.2	1,646	2.6	951	1.6	719	1.4	379	0.7
	14,047	5.8	1,539	4.6	8,362	19.7	376	1.1	593	1.5	2,021	3.9	1,156	2.8
(9) 過疎地域自立促進特別事業	13,960	4.3	2,343	5.3	2,840	4.7	2,439	3.9	2,362	4.1	2,186	4.4	1,789	3.4
	19,414	8.0	2,186	6.5	2,367	5.6	2,267	6.4	3,969	10.0	4,303	8.3	4,322	10.7
(10) その他	5,342	1.6	820	1.9	2,070	3.4	918	1.5	742	1.3	516	1.0	277	0.5
	4,133	1.7	526	1.6	497	1.2	457	1.3	363	0.9	1,058	2.0	1,232	3.0
2 交通通信体系の整備	77,821	23.7	9,875	22.5	13,842	22.9	14,697	23.4	13,713	23.6	11,925	24.0	13,768	26.1
	49,206	20.2	8,144	24.2	7,878	18.5	9,045	25.6	8,329	20.9	7,984	15.4	7,826	19.3
(1) 市町村道	50,872	15.5	6,110	13.9	7,679	12.7	8,148	13.0	8,767	15.1	8,966	18.0	11,202	21.2
	31,462	12.9	5,076	15.1	4,941	11.6	5,544	15.7	5,283	13.3	5,616	10.8	5,002	12.3
(2) 農道	1,549	0.5	192	0.4	432	0.7	318	0.5	282	0.5	227	0.5	98	0.2
	1,365	0.6	307	0.9	228	0.5	395	1.1	227	0.6	117	0.2	91	0.2
(3) 林道	1,612	0.5	319	0.7	226	0.4	287	0.5	338	0.6	284	0.6	159	0.3
	1,433	0.6	217	0.6	318	0.7	301	0.9	144	0.4	258	0.5	195	0.5
(4) 漁港関連道	271	0.1	121	0.3	150	0.2								
	108	0.0			51	0.1	57	0.2						
(5) 鉄道施設	50	0.0									21	0.0	29	0.1
(6) 電気通信施設等難視聴のための施設	8,755	2.7	836	1.9	2,709	4.5	2,701	4.3	1,568	2.7	444	0.9	497	0.9
	4,887	2.0	1,181	3.5	833	2.0	1,281	3.6	704	1.8	50	0.1	838	2.1
(7) 自動車等	53	0.0			13	0.0	10	0.0			30	0.1		
(8) 渡船施設	7	0.0			7	0.0								
	136	0.1					47	0.1					89	0.2
(9) 道路整備機械等														
(10) 地域間交流	300	0.1	275	0.6	5	0.0	5	0.0	5	0.0	5	0.0	5	0.0
	270	0.1	10	0.0	260	0.6								
(11) 過疎地域自立促進特別事業	7,556	2.3	1,344	3.1	1,290	2.1	1,243	2.0	1,229	2.1	1,227	2.5	1,224	2.3
	6,251	2.6	824	2.5	772	1.8	841	2.4	1,316	3.3	1,241	2.4	1,257	3.1
(12) その他	6,846	2.1	678	1.5	1,331	2.2	1,986	3.2	1,524	2.6	743	1.5	584	1.1
	3,244	1.3	529	1.6	475	1.1	579	1.6	655	1.6	681	1.3	325	0.8
3 生活環境の整備	93,895	28.6	12,079	27.5	17,136	28.3	16,277	25.9	14,292	24.6	16,646	33.4	17,466	33.1
	63,229	25.9	9,408	28.0	8,485	20.0	8,675	24.6	10,532	26.4	15,943	30.7	10,186	25.1
(1) 水道施設	31,755	9.7	4,633	10.6	4,624	7.6	5,982	9.5	5,755	9.9	6,122	12.3	4,639	8.8
	24,215	9.9	4,129	12.3	3,007	7.1	3,219	9.1	4,371	11.0	4,794	9.2	4,695	11.6
(2) 下水処理施設	12,603	3.8	1,928	4.4	1,800	3.0	1,910	3.0	2,367	4.1	2,632	5.3	1,966	3.7
	8,211	3.4	1,886	5.6	1,154	2.7	1,397	4.0	1,392	3.5	1,344	2.6	1,038	2.6
(3) 廃棄物処理施設	19,693	6.0	3,281	7.5	6,972	11.5	3,119	5.0	2,849	4.9	1,479	3.0	1,993	3.8
	14,030	5.8	1,843	5.5	2,413	5.7	2,496	7.1	1,915	4.8	4,072	7.8	1,291	3.2
(4) 火葬場	11,628	3.5	566	1.3	1,398	2.3	2,543	4.0	1,366	2.3	2,266	4.6	3,490	6.6
	4,000	1.6	551	1.6	626	1.5	781	2.2	1,716	4.3	26	0.1	300	0.7
(5) 消防施設	11,628	3.5	566	1.3	1,398	2.3	2,543	4.0	1,366	2.3	2,266	4.6	3,490	6.6
	8,885	3.6	551	1.6	626	1.5	781	2.2	1,716	4.3	4,324	8.3	887	2.2
(6) 公営住宅	4,198	1.3	562	1.3	386	0.6	653	1.0	709	1.2	833	1.7	1,055	2.0
	2,497	1.0	320	1.0	332	0.8	162	0.5	352	0.9	658	1.3	673	1.7
(7) 過疎地域自立促進特別事業	794	0.2	136	0.3	164	0.3	128	0.2	141	0.2	115	0.2	111	0.2
	1,392	0.6	120	0.4	138	0.3	134	0.4	179	0.4	348	0.7	474	1.2
(8) その他	7,468	2.3	974	2.2	1,791	3.0	1,942	3.1	1,104	1.9	935	1.9	723	1.4
	3,673	1.5	560	1.7	815	1.9	486	1.4	607	1.5	377	0.7	828	2.0

図表 2-2-2(3) 改正後過疎地域自立促進特別措置法〔市町村計画〕の事業費(H22~H27)

上段:計画額
下段:実績額 (単位:百万円、%)

区 分	概算事業費													
	H 2 2 年度		H 2 3 年度		H 2 4 年度		H 2 5 年度		H 2 6 年度		H 2 7 年度			
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
4 高齢者の福祉その他の福祉の増進	11,782	3.6	1,212	2.8	2,455	4.1	3,217	5.1	1,490	2.6	1,677	3.4	1,731	3.3
	13,279	5.4	1,034	3.1	2,345	5.5	1,187	3.4	1,085	2.7	3,679	7.1	3,949	9.7
(1) 高齢者福祉施設	1,396	0.4	75	0.2	943	1.6	109	0.2	131	0.2	66	0.1	73	0.1
	306	0.1	13	0.0	3	0.0	19	0.1	69	0.2	66	0.1	136	0.3
(2) 介護老人保健施設														
(3) 児童福祉施設	1,555	0.5	165	0.4	199	0.3	346	0.6	201	0.3	151	0.3	493	0.9
	1,201	0.5	29	0.1	315	0.7	15	0.0	176	0.4	475	0.9	191	0.5
(4) 認定こども園	294	0.1							9	0.0	261	0.5	23	0.0
	910	0.4							1	0.0	291	0.6	618	1.5
(5) 障害者福祉施設														
	35	0.0											35	0.1
(6) 母子福祉施設														
(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	1,668	0.5			90	0.1	1,558	2.5			20	0.0		
	4	0.0					4	0.0						
(8) 過疎地域自立促進特別事業	4,713	1.4	624	1.4	815	1.3	819	1.3	819	1.4	818	1.6	818	1.5
	6,540	2.7	748	2.2	1,793	4.2	956	2.7	713	1.8	1,037	2.0	1,293	3.2
(9) その他	2,157	0.7	349	0.8	408	0.7	386	0.6	330	0.6	361	0.7	325	0.6
	4,284	1.8	244	0.7	234	0.6	194	0.5	126	0.3	1,810	3.5	1,676	4.1
5 医療の確保	24,649	7.5	2,936	6.7	3,945	6.5	4,071	6.5	8,555	14.7	2,971	6.0	2,170	4.1
	13,494	5.5	1,781	5.3	1,692	4.0	1,792	5.1	2,468	6.2	4,251	8.2	1,510	3.7
(1) 診療施設	5,155	1.6	487	1.1	1,838	3.0	483	0.8	1,690	2.9	310	0.6	346	0.7
	1,869	0.8	223	0.7	208	0.5	262	0.7	475	1.2	476	0.9	224	0.6
(2) 特定診療科に係る診療施設											8	0.0	9	0.0
(3) 過疎地域自立促進特別事業	2,981	0.9	477	1.1	503	0.8	498	0.8	506	0.9	497	1.0	500	0.9
	2,589	1.1	383	1.1	415	1.0	445	1.3	410	1.0	501	1.0	435	1.1
(4) その他	16,513	5.0	1,972	4.5	1,604	2.7	3,090	4.9	6,359	10.9	2,164	4.3	1,324	2.5
	9,019	3.7	1,175	3.5	1,069	2.5	1,084	3.1	1,583	4.0	3,266	6.3	842	2.1
6 教育の振興	49,758	15.2	4,471	10.2	8,472	14.0	11,434	18.2	8,742	15.0	7,658	15.4	8,980	17.0
	31,983	13.1	3,273	9.7	5,537	13.0	6,840	19.4	5,846	14.7	5,582	10.7	4,906	12.1
(1) 学校教育関連施設	38,015	11.6	3,738	8.5	7,169	11.9	8,605	13.7	6,111	10.5	5,648	11.3	6,744	12.8
	25,015	10.3	2,735	8.1	4,485	10.6	5,381	15.2	4,983	12.5	3,690	7.1	3,741	9.2
(2) 幼稚園	1,260	0.4	10	0.0	3	0.0	155	0.2	388	0.7	495	1.0	210	0.4
	57	0.0	7	0.0	1	0.0	49	0.1						
(3) 集会施設、体育施設等	6,983	2.1	393	0.9	871	1.4	2,059	3.3	1,551	2.7	874	1.8	1,235	2.3
	4,313	1.8	235	0.7	711	1.7	966	2.7	336	0.8	1,399	2.7	666	1.6
(4) 過疎地域自立促進特別事業	3,388	1.0	321	0.7	378	0.6	598	1.0	677	1.2	631	1.3	781	1.5
	2,453	1.0	275	0.8	329	0.8	436	1.2	520	1.3	447	0.9	446	1.1
(5) その他	113	0.0	10	0.0	50	0.1	16	0.0	15	0.0	10	0.0	10	0.0
	145	0.1	21	0.1	10	0.0	8	0.0	7	0.0	46	0.1	53	0.1
7 地域文化の振興等	6,787	2.1	980	2.2	910	1.5	845	1.3	761	1.3	686	1.4	2,604	4.9
	4,105	1.7	852	2.5	609	1.4	483	1.4	410	1.0	731	1.4	1,020	2.5
(1) 地域文化振興施設等	4,548	1.4	730	1.7	478	0.8	433	0.7	330	0.6	328	0.7	2,249	4.3
	1,798	0.7	698	2.1	380	0.9	164	0.5	58	0.1	91	0.2	407	1.0
(2) 過疎地域自立促進特別事業	1,216	0.4	164	0.4	257	0.4	221	0.4	240	0.4	195	0.4	140	0.3
	1,344	0.6	106	0.3	139	0.3	257	0.7	211	0.5	293	0.6	338	0.8
(3) その他	1,023	0.3	86	0.2	175	0.3	192	0.3	191	0.3	164	0.3	215	0.4
	963	0.4	49	0.1	90	0.2	62	0.2	141	0.4	347	0.7	275	0.7
8 集落の整備	1,447	0.4	209	0.5	265	0.4	252	0.4	257	0.4	236	0.5	230	0.4
	1,787	0.7	337	1.0	296	0.7	274	0.8	282	0.7	325	0.6	273	0.7
(1) 過疎地域集落再編整備														
(2) 過疎地域自立促進特別事業	1,243	0.4	166	0.4	224	0.4	219	0.3	213	0.4	213	0.4	208	0.4
	1,685	0.7	320	1.0	228	0.5	257	0.7	282	0.7	325	0.6	273	0.7
(3) その他	204	0.1	43	0.1	41	0.1	33	0.1	44	0.1	22	0.0	21	0.0
	102	0.0	17	0.1	68	0.2	17	0.0						
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	928	0.3	132	0.3	191	0.3	176	0.3	153	0.3	143	0.3	133	0.3
	886	0.4	128	0.4	169	0.4	164	0.5	152	0.4	122	0.2	151	0.4
小 計	928	0.3	132	0.3	191	0.3	176	0.3	153	0.3	143	0.3	133	0.3
	886	0.4	128	0.4	169	0.4	164	0.5	152	0.4	122	0.2	151	0.4
合 計	327,934	100.0	43,868	100.0	60,465	100.0	62,832	100.0	58,196	100.0	49,787	100.0	52,786	100.0
	243,778	100.0	33,630	100.0	42,500	100.0	35,296	100.0	39,846	100.0	51,933	100.0	40,573	100.0

図表 2-2-2(4) 改正後過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の事業費(H28~R2)

上段:計画額
下段:実績額 (単位:百万円、%)

区	分	概算事業費											
		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度			
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
1	産業の振興	73,453	24.7	15,270	26.9	15,165	25.8	15,145	24.4	15,061	22.9	12,812	24.0
		63,761	29.4	11,500	26.6	12,653	28.5	14,196	33.8	12,692	28.4	12,720	29.6
	(1) 基盤整備	11,005	3.7	2,377	4.2	2,430	4.1	2,292	3.7	2,045	3.1	1,861	3.5
		7,904	3.6	1,523	3.5	1,856	4.2	1,292	3.1	1,886	4.2	1,347	3.1
	(2) 漁港施設	22,376	7.5	3,421	6.0	4,134	7.0	4,523	7.3	5,204	7.9	5,094	9.5
		21,777	10.0	3,323	7.7	4,005	9.0	4,761	11.3	4,348	9.7	5,340	12.4
	(3) 経営近代化施設	4,561	1.5	1,397	2.5	874	1.5	886	1.4	864	1.3	540	1.0
		4,620	2.1	440	1.0	1,073	2.4	1,908	4.5	706	1.6	493	1.1
	(4) 地場産業の振興	1,854	0.6	555	1.0	414	0.7	481	0.8	206	0.3	198	0.4
		1,895	0.9	243	0.6	121	0.3	593	1.4	448	1.0	490	1.1
	(5) 企業誘致	584	0.2	381	0.7	121	0.2					82	0.2
		322	0.1	322	0.7								
	(6) 起業の促進	76	0.0	25	0.0	25	0.0	25	0.0			1	0.0
(7) 商業	14	0.0	14	0.0									
(8) 観光又はレクリエーション	3,013	1.0	1,092	1.9	652	1.1	561	0.9	394	0.6	314	0.6	
	3,244	1.5	861	2.0	675	1.5	567	1.4	413	0.9	728	1.7	
(9) 過疎地域自立促進特別事業	22,406	7.5	4,901	8.6	4,962	8.4	4,638	7.5	4,225	6.4	3,680	6.9	
	19,104	8.8	4,145	9.6	4,219	9.5	3,783	9.0	3,908	8.8	3,049	7.1	
(10) その他	7,564	2.5	1,107	1.9	1,553	2.6	1,739	2.8	2,123	3.2	1,042	2.0	
	4,895	2.3	643	1.5	704	1.6	1,292	3.1	983	2.2	1,273	3.0	
2	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	67,920	22.9	11,353	20.0	13,368	22.7	14,584	23.5	15,377	23.4	13,238	24.8
		45,137	20.8	9,107	21.0	11,234	25.3	8,240	19.6	8,604	19.3	7,952	18.5
	(1) 市町村道	46,803	15.8	8,062	14.2	8,364	14.2	9,951	16.0	10,808	16.4	9,618	18.0
		29,892	13.8	6,530	15.1	7,226	16.3	5,534	13.2	4,971	11.1	5,631	13.1
	(2) 農道	568	0.2	187	0.3	160	0.3	101	0.2	60	0.1	60	0.1
		432	0.2	167	0.4	124	0.3	68	0.2	43	0.1	30	0.1
	(3) 林道	1,026	0.3	223	0.4	235	0.4	217	0.3	222	0.3	129	0.2
		686	0.3	159	0.4	137	0.3	109	0.3	182	0.4	99	0.2
	(4) 漁港関連道												
	(5) 鉄道施設等	369	0.1	62	0.1	60	0.1	78	0.1	72	0.1	97	0.2
		326	0.2	61	0.1	60	0.1	75	0.2	65	0.1	65	0.2
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	5,350	1.8	994	1.7	1,141	1.9	742	1.2	1,187	1.8	1,286	2.4
		4,317	2.0	444	1.0	1,111	2.5	545	1.3	1,034	2.3	1,183	2.8
	(7) 自動車等	28	0.0	28	0.0								
		27	0.0	27	0.1								
(8) 渡船施設	1,781	0.6			402	0.7	918	1.5	238	0.4	223	0.4	
	1,233	0.6	3	0.0	332	0.7	628	1.5	131	0.3	139	0.3	
(9) 道路整備機械等													
(10) 地域間交流	892	0.3	122	0.2	141	0.2	209	0.3	208	0.3	212	0.4	
	382	0.2	263	0.6	79	0.2	11	0.0	19	0.0	10	0.0	
(11) 過疎地域自立促進特別事業	7,302	2.5	1,280	2.3	1,847	3.1	1,545	2.5	1,352	2.1	1,278	2.4	
	5,253	2.4	1,154	2.7	1,398	3.2	812	1.9	1,186	2.7	703	1.6	
(12) その他	3,801	1.3	395	0.7	1,018	1.7	823	1.3	1,230	1.9	335	0.6	
	2,589	1.2	299	0.7	767	1.7	458	1.1	973	2.2	92	0.2	
3	生活環境の整備	61,196	20.6	14,464	25.5	10,541	17.9	10,554	17.0	14,021	21.3	11,616	21.8
		37,459	17.2	11,044	25.5	8,059	18.2	5,581	13.3	5,672	12.7	7,103	16.5
	(1) 水道施設	22,816	7.7	7,169	12.6	3,517	6.0	3,166	5.1	4,554	6.9	4,410	8.3
		12,746	5.9	4,628	10.7	4,169	9.4	1,576	3.8	1,163	2.6	1,210	2.8
	(2) 下水処理施設	11,091	3.7	1,648	2.9	1,520	2.6	2,002	3.2	3,066	4.7	2,855	5.3
		6,620	3.0	1,511	3.5	1,115	2.5	1,317	3.1	946	2.1	1,731	4.0
	(3) 廃棄物処理施設	8,823	3.0	2,099	3.7	1,030	1.8	1,164	1.9	2,708	4.1	1,822	3.4
		8,143	3.7	2,077	4.8	733	1.7	1,057	2.5	2,175	4.9	2,101	4.9
	(4) 火葬場	228	0.1	99	0.2	23	0.0	44	0.1	28	0.0	34	0.1
		263	0.1	92	0.2	22	0.0	26	0.1	38	0.1	85	0.2
	(5) 消防施設	7,183	2.4	992	1.7	2,122	3.6	2,014	3.2	1,178	1.8	877	1.6
		3,746	1.7	664	1.5	529	1.2	757	1.8	709	1.6	1,087	2.5
	(6) 公営住宅	4,549	1.5	829	1.5	715	1.2	903	1.5	1,540	2.3	562	1.1
	2,657	1.2	1,125	2.6	489	1.1	258	0.6	244	0.5	541	1.3	
(7) 過疎地域自立促進特別事業	3,199	1.1	727	1.3	613	1.0	601	1.0	565	0.9	693	1.3	
	1,021	0.5	338	0.8	184	0.4	146	0.3	166	0.4	187	0.4	
(8) その他	3,307	1.1	901	1.6	1,001	1.7	660	1.1	382	0.6	363	0.7	
	2,263	1.0	609	1.4	818	1.8	444	1.1	231	0.5	161	0.4	

図表 2-2-2(4) 改正後過疎地域自立促進特別措置法[市町村計画]の事業費(H28~R2)

上段:計画額
下段:実績額 (単位:百万円、%)

区 分	概算事業費		H 2 8 年度		H 2 9 年度		H 3 0 年度		R 1 年度		R 2 年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28,003	9.4	5,521	9.7	6,226	10.6	5,848	9.4	5,329	8.1	5,079	9.5
	24,654	11.3	4,491	10.4	4,579	10.3	5,254	12.5	4,601	10.3	5,729	13.3
(1) 高齢者福祉施設	309	0.1	3	0.0	99	0.2	152	0.2	42	0.1	13	0.0
	826	0.4	29	0.1	106	0.2	131	0.3	133	0.3	427	1.0
(2) 介護老人保健施設	145	0.0	3	0.0	142	0.2						
	23	0.0	3	0.0			12	0.0	8	0.0		
(3) 児童福祉施設	1,129	0.4	286	0.5	215	0.4	393	0.6	187	0.3	48	0.1
	1,640	0.8	313	0.7	276	0.6	265	0.6	467	1.0	319	0.7
(4) 認定こども園	730	0.2	243	0.4	305	0.5	147	0.2	35	0.1		
	1,586	0.7	490	1.1	137	0.3	403	1.0	66	0.1	490	1.1
(5) 障害者福祉施設	49	0.0	30	0.1			19	0.0				
	52	0.0	30	0.1	5	0.0	17	0.0				
(6) 母子福祉施設												
(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	295	0.1	1	0.0	194	0.3	100	0.2				
	1,419	0.7	1	0.0	88	0.2	597	1.4	3	0.0	730	1.7
(8) 過疎地域自立促進特別事業	16,030	5.4	3,075	5.4	3,360	5.7	3,197	5.1	3,223	4.9	3,175	5.9
	9,655	4.4	1,905	4.4	2,107	4.8	1,954	4.7	1,979	4.4	1,710	4.0
(9) その他	9,316	3.1	1,880	3.3	1,911	3.2	1,840	3.0	1,842	2.8	1,843	3.5
	9,453	4.4	1,720	4.0	1,860	4.2	1,875	4.5	1,945	4.4	2,053	4.8
5 医療の確保	15,054	5.1	1,500	2.6	2,089	3.5	3,427	5.5	5,733	8.7	2,305	4.3
	10,392	4.8	1,264	2.9	1,580	3.6	2,131	5.1	4,243	9.5	1,174	2.7
(1) 診療施設	9,206	3.1	429	0.8	966	1.6	2,246	3.6	4,517	6.9	1,048	2.0
	4,082	1.9	383	0.9	762	1.7	1,219	2.9	887	2.0	831	1.9
(2) 特定診療科に係る診療施設									2,794	6.3	5	0.0
	2,799	1.3										
(3) 過疎地域自立促進特別事業	3,204	1.1	588	1.0	642	1.1	691	1.1	634	1.0	649	1.2
	2,060	0.9	471	1.1	397	0.9	474	1.1	411	0.9	307	0.7
(4) その他	2,644	0.9	483	0.9	481	0.8	490	0.8	582	0.9	608	1.1
	1,451	0.7	410	0.9	421	0.9	438	1.0	151	0.3	31	0.1
6 教育の振興	33,177	11.2	6,041	10.6	7,380	12.5	8,253	13.3	6,925	10.5	4,578	8.6
	25,199	11.6	4,313	10.0	4,906	11.1	3,835	9.1	5,806	13.0	6,339	14.7
(1) 学校教育関連施設	21,718	7.3	4,163	7.3	5,404	9.2	5,622	9.1	4,161	6.3	2,368	4.4
	17,678	8.1	2,954	6.8	3,061	6.9	2,795	6.7	3,767	8.4	5,101	11.9
(2) 幼稚園	22	0.0					22	0.0				
	39	0.0	13	0.0	4	0.0	1	0.0	21	0.0		
(3) 集会施設、体育施設等	7,551	2.5	1,205	2.1	1,214	2.1	1,765	2.8	1,980	3.0	1,387	2.6
	4,546	2.1	793	1.8	1,243	2.8	410	1.0	1,390	3.1	710	1.7
(4) 過疎地域自立促進特別事業	3,355	1.1	578	1.0	668	1.1	694	1.1	688	1.0	727	1.4
	2,577	1.2	471	1.1	518	1.2	545	1.3	547	1.2	496	1.2
(5) その他	531	0.2	95	0.2	94	0.2	150	0.2	96	0.1	96	0.2
	359	0.2	82	0.2	80	0.2	84	0.2	81	0.2	32	0.1
7 地域文化の振興等	11,028	3.7	1,375	2.4	2,041	3.5	2,398	3.9	2,386	3.6	2,828	5.3
	7,902	3.6	1,041	2.4	759	1.7	2,150	5.1	2,508	5.6	1,444	3.4
(1) 地域文化振興施設等	7,903	2.7	553	1.0	1,430	2.4	1,834	3.0	1,835	2.8	2,251	4.2
	4,059	1.9	452	1.0	319	0.7	1,616	3.8	651	1.5	1,021	2.4
(2) 過疎地域自立促進特別事業	1,424	0.5	448	0.8	316	0.5	250	0.4	205	0.3	205	0.4
	2,941	1.4	428	1.0	344	0.8	350	0.8	1,620	3.6	199	0.5
(3) その他	1,701	0.6	374	0.7	295	0.5	314	0.5	346	0.5	372	0.7
	902	0.4	161	0.4	96	0.2	184	0.4	237	0.5	224	0.5
8 集落の整備	4,937	1.7	605	1.1	1,662	2.8	1,456	2.3	604	0.9	610	1.1
	2,348	1.1	408	0.9	458	1.0	499	1.2	463	1.0	520	1.2
(1) 過疎地域集落再編整備	9	0.0	9	0.0								
(2) 過疎地域自立促進特別事業	2,729	0.9	456	0.8	493	0.8	575	0.9	604	0.9	601	1.1
	2,344	1.1	408	0.9	458	1.0	499	1.2	463	1.0	516	1.2
(3) その他	2,199	0.7	140	0.2	1,169	2.0	881	1.4			9	0.0
	4	0.0									4	0.0
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	2,117	0.7	678	1.2	376	0.6	420	0.7	327	0.5	316	0.6
	387	0.2	96	0.2	94	0.2	101	0.2	71	0.2	25	0.1
小 計	2,117	0.7	678	1.2	376	0.6	420	0.7	327	0.5	316	0.6
	387	0.2	96	0.2	94	0.2	101	0.2	71	0.2	25	0.1
合 計	296,885	100.0	56,807	100.0	58,848	100.0	62,085	100.0	65,763	100.0	53,382	100.0
	217,239	100.0	43,264	100.0	44,322	100.0	41,987	100.0	44,660	100.0	43,006	100.0

3. 国の過疎対策

(1) 過疎債・辺地債の配分状況

図表2-3-1 (単位：百万円、%)

区分	年度	昭和66年度 ～昭和54年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度 ～平成11年度
過疎	長崎県(A)	23,749.6	7,076.2	7,427.3	8,538.6	9,833.8	9,667.6	10,019.1	10,636.6	11,085.0	11,649.0	11,440.1	97,383.3
	増減率			5.0	15.2	14.9	△ 1.7	3.6	6.2	4.2	5.1	△ 1.8	
債	全国(B)	683,300.0	220,000.0	234,000.0	277,000.0	310,000.0	300,000.0	330,000.0	360,000.0	373,300.0	373,200.0	369,200.0	3,146,900.0
	増減率			6.4	18.4	11.9	△ 3.2	10.0	9.1	3.8	△ 0.1	△ 1.1	
辺地	配分率(A)/(B)*100	3.58	3.22	3.17	3.09	3.17	3.22	3.04	2.95	2.97	3.12	3.10	3.09
	長崎県(C)	10,295.6	3,119.6	3,768.0	3,913.2	4,259.6	4,292.7	4,413.5	4,300.0	4,324.0	4,205.8	4,197.7	40,794.1
債	増減率			20.8	3.9	8.9	0.8	2.8	△ 2.6	0.6	△ 2.7	△ 0.2	
	全国(D)	293,500.0	64,000.0	72,000.0	75,000.0	80,000.0	80,000.0	82,000.0	83,000.0	83,000.0	81,300.0	81,300.0	781,600.0
債	増減率			12.5	4.2	6.7	0.0	2.5	0.0	△ 2.0	0.0		
	配分率(C)/(D)*100	4.41	4.87	5.23	5.22	5.32	5.37	5.38	5.18	5.21	5.17	5.16	5.22
合	長崎県(E)	34,045.2	10,195.8	11,195.3	12,471.8	14,093.4	13,960.3	14,432.6	14,936.6	15,409.0	15,854.8	15,637.8	138,187.4
	増減率			9.8	11.4	13.0	△ 0.9	3.4	3.5	3.2	2.9	△ 1.4	
計	全国(F)	897,300.0	2,222,000.0	306,000.0	352,000.0	390,000.0	380,000.0	412,000.0	443,000.0	456,500.0	454,500.0	450,500.0	3,928,500.0
	増減率			7.7	15.0	10.8	△ 2.6	8.4	7.5	3.0	△ 0.4	△ 0.9	
計	配分率(E)/(F)*100	3.79	3.59	3.46	3.54	3.41	3.67	3.50	3.37	3.38	3.49	3.47	3.52

※H18～発行(予定)額

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過疎	長崎県(A)	11,324.8	12,567.9	12,168.5	11,721.8	9,149.1	7,579.6	6,011.6	5,861.5	5,946.8	5,228.4	6,567.6	6,328.7	7,996.9	8,049.7	10,018.4	10,472.6	9,336.7	9,456.9	10,684.9	10,523.7	12,142.8	9,932.3	363,998.5	
	増減率	△ 1.0	11.0	△ 3.2	△ 3.7	△ 21.9	△ 13.9	△ 23.7	△ 2.5	△ 13.9	3.6	25.6	△ 3.6	26.4	0.7	24.5	4.5	△ 10.8	1.3	13.0	11.3	13.6	△ 5.6		
債	全国(B)	370,000.0	350,000.0	325,000.0	313,000.0	294,500.0	290,000.0	285,200.0	280,400.0	272,000.0	275,700.0	270,000.0	290,000.0	311,500.0	313,900.0	372,800.0	424,000.0	440,900.0	456,100.0	428,385.0	450,613.6	446,570.9	419,841.6	12,710,289.5	
	増減率	0.2	△ 5.4	△ 7.1	△ 3.7	△ 5.9	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.7	△ 3.0	1.4	△ 2.1	7.4	7.4	0.8	18.8	13.7	4.0	3.4	△ 6.5	△ 1.2	4.7	△ 6.8		
債	配分率(A)/(B)*100	3.06	3.59	3.74	3.74	3.11	2.72	2.11	2.09	1.86	1.90	2.43	2.18	2.57	1,672.1	2.69	2.47	2.12	2.07	2.51	2.34	2.72	2.37	2.86	
	長崎県(C)	4,070.2	3,769.9	3,887.6	3,088.1	2,676.5	2,306.7	1,744.6	1,671.0	1,801.3	1,837.5	1,984.9	2,101.3	2,101.3	1,672.1	1,921.5	2,091.6	2,089.3	2,110.4	2,181.0	1,866.1	1,511.4	2,209.8	123,897.0	
辺地	増減率	△ 3.0	△ 7.4	△ 10.1	△ 8.8	△ 13.3	△ 13.8	△ 24.4	△ 4.2	2.2	5.5	2.0	8.0	5.9	△ 20.4	14.9	8.9	0.4	0.5	3.3	△ 11.6	△ 30.7	18.4		
	全国(D)	79,000.0	74,000.0	65,000.0	62,000.0	58,000.0	55,000.0	53,800.0	50,800.0	49,300.0	49,900.0	43,300.0	41,200.0	42,700.0	42,800.0	42,500.0	49,100.0	49,100.0	48,100.0	46,707.9	46,960.2	49,161.1	47,794.8	2,694,129.2	
債	増減率	△ 2.8	△ 6.3	△ 12.2	△ 4.6	△ 6.5	△ 4.1	△ 3.2	△ 5.6	△ 3.0	1.2	△ 13.2	△ 4.8	3.6	0.2	△ 0.7	13.2	2.1	△ 2.0	△ 2.9	△ 2.4	5.3	1.8		
	配分率(C)/(D)*100	5.15	5.09	5.21	4.98	4.61	4.15	3.24	3.29	3.46	3.61	4.24	4.82	4.92	3.91	4.52	4.35	4.28	4.39	4.67	3.97	3.07	4.62	4.60	
合	長崎県(E)	15,395.0	16,337.8	15,556.1	14,809.9	11,825.6	10,186.3	7,536.2	7,532.5	6,545.5	7,029.7	8,405.1	8,313.6	10,088.2	11,436.0	11,939.9	12,584.2	11,436.0	11,567.3	12,885.9	12,389.8	13,654.2	12,142.1	487,895.5	
	増減率	△ 1.6	6.1	△ 4.8	△ 4.8	△ 20.2	△ 13.9	△ 23.9	△ 2.9	△ 10.3	4.1	19.6	△ 1.1	21.5	△ 3.7	22.8	5.2	△ 9.0	1.1	11.2	7.1	6.1	△ 2.0		
計	全国(F)	449,000.0	424,000.0	390,000.0	375,000.0	352,000.0	345,000.0	339,000.0	331,200.0	321,300.0	325,000.0	313,300.0	331,200.0	354,200.0	356,700.0	415,300.0	472,100.0	490,000.0	504,200.0	473,072.9	497,573.8	495,732.0	467,636.4	15,004,378.7	
	増減率	△ 0.3	△ 5.6	△ 8.0	△ 3.8	△ 6.0	△ 2.0	△ 1.9	△ 2.3	△ 3.0	1.3	△ 3.8	5.7	6.9	0.7	16.4	13.7	3.8	2.9	△ 6.2	△ 1.3	4.8	△ 6.0		
計	配分率(E)/(F)*100	3.43	3.85	3.99	3.95	3.35	2.95	2.29	2.27	2.10	2.16	2.68	2.51	2.85	2.73	2.66	2.88	2.33	2.29	2.72	2.49	2.75	2.60	3.17	

図表2-3-2 債権（許可額）の状況（過疎地域自立促進特別措置法）

Table with columns for region (e.g., 北海道, 東北), municipality (e.g., 長 岡 市), and financial years from 平成12年度 to 平成22年度. Each cell contains numerical values for '債権額' and 'うち過疎債'.

※17から佐々町は「非過疎市」に分類している。
※佐佐市の日17～20は旧江迎町及び旧御町を除いている。
※県計には、一部事務組合分を含まない。

図表2-3-2 起債の状況 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)

団体名	令和3年度		合 計	
	起債額	うち過疎債	起債額	うち過疎債
長 瀬 市	33,106.0	750.7	33,106.0	750.7
田 伊 王 町				
田 原 町				
田 原 市				
田 原 郡	15,869.7	410.8	15,869.7	410.8
田 原 市				
田 原 市	2,424.0	575.3	2,424.0	575.3
田 原 市	6,625.9	122.7	6,625.9	122.7
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	2,818.6	266.2	2,818.6	266.2
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	1,521.5	266.5	1,521.5	266.5
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	3,515.1	1,254.8	3,515.1	1,254.8
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	1,959.1	895.9	1,959.1	895.9
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	2,975.0	756.9	2,975.0	756.9
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	3,344.4	1,200.2	3,344.4	1,200.2
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	4,893.2	433.4	4,893.2	433.4
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	3,552.6	1,434.1	3,552.6	1,434.1
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	307.6	540.2	307.6	540.2
田 原 市				
田 原 市	2,193.3	522.4	2,193.3	522.4
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市				
田 原 市	95,522.0	9,022.3	95,522.0	9,022.3
田 原 市				
田 原 市	12,522.9	656.2	12,522.9	656.2
田 原 市	97,006.9	9,022.3	97,006.9	9,022.3

・新法施行に伴い表を新しくしました。
 ・讓半市を追加しています。

図表 2-3-3 起債（許可額）の状況（過疎地域活性化特別措置法）

(単位：百万円)

団体名	平成2年度			平成3年度			平成4年度			平成5年度			平成6年度		
	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債
平戸市	1,509.7	396.0	103.8	2,671.4	404.6	117.8	2,899.9	348.4	113.6	2,353.0	411.6	123.4	3,188.9	435.0	129.1
松浦市	563.1	196.5		1,312.2	178.9		1,237.0	199.1		1,771.2	187.7		3,056.1	247.2	
伊王島町	73.9	15.5		333.9	197.1		375.2	199.0		436.5	211.4	7.1	462.4	167.6	13.4
高島町	88.8	17.4		212.8	61.6		456.3	12.2		767.4	37.9	122.5	570.9	56.2	11.1
野母崎町	608.9	388.1		374.7	122.7		595.4	281.7		935.4	385.1		1,537.1	431.7	
西海町	790.7	89.1		611.2	144.7		1,155.1	144.0		1,702.6	165.6		1,142.5	173.4	
大島町	489.1	211.7		430.3	213.4		593.5	201.4		1,110.7	272.3		1,114.2	219.8	
崎戸町	229.1	47.0	11.0	671.0	319.7	153.2	533.0	253.8	53.8	581.6	197.0	86.1	460.1	88.7	55.5
大瀬戸町	375.4	41.9	33.4	309.1	33.5	66.5	313.3	25.1	59.5	440.3	16.8	88.0	623.2	8.4	97.0
外海町	86.6	0.0		441.6	120.4		794.6	323.0		659.4	86.9		633.9	0.0	
千々石町	482.0	127.7	44.9	285.2	120.7	20.9	425.1	174.3	26.1	352.6	127.4	22.8	775.6	152.2	32.4
小浜町	198.4		45.4	598.4		81.3	621.2	97.1	114.5	1,467.9	134.1	45.7	1,434.1	98.3	47.2
口之津町	364.4			376.7			604.3	96.7		483.9	162.4		379.9	57.3	
南有馬町	280.8	33.3	49.0	256.1	47.7	38.0	290.6	54.7	35.4	393.9	69.5	47.1	383.6	58.7	18.6
北有馬町	439.6	198.9	81.8	513.4	165.6	74.1	617.9	230.5	78.5	1,308.4	260.5	86.4	979.2	229.3	75.7
西有家町	312.5	108.6	28.5	284.7	86.9	28.5	503.2	65.2	14.3	430.6	43.4	57.0	318.1	21.7	62.4
大島村	220.0	122.2	93.1	170.8	26.0	122.6	364.7	208.7	130.1	289.9	136.2	135.6	283.4	98.5	155.8
小値賀町	282.5	46.8		287.4	67.3		465.0	72.1	22.5	1,077.8	393.6	181.3	1,454.9	357.2	73.0
宇久町	539.7	169.4	24.6	600.4	254.6	29.9	745.0	150.0	33.9	639.6	226.7	74.1	659.1	266.6	73.1
鷹島町	426.5	189.1	29.4	244.4	132.2	55.2	584.0	185.8	26.2	1,112.0	470.5	37.1	486.5	209.7	47.5
江迎町	582.7	334.5	56.2	803.3	335.8	75.8	1,067.1	439.4	118.7	377.6	177.2		785.4	207.2	
鹿町町	572.8	207.8		405.3	215.6		314.5	193.1		569.5	188.9		410.8	158.4	
小佐々町	336.9	165.9	26.9	319.8	191.8		652.4	215.5		855.3	233.5		624.1	239.2	
佐々町	696.6	238.2		1,020.2	245.8		1,028.3	183.8		1,373.5	255.4		2,181.2	354.3	
吉井町	341.2	148.0	57.0	599.9	162.8	40.8	571.3	193.9	52.2	732.8	196.8	80.7	848.7	238.4	93.7
世知原町	296.6	138.7	19.0	328.9	102.5	19.0	292.1	106.0	23.7	380.0	127.1	55.8	410.4	120.8	28.5
富江町	439.5	118.3	36.8	462.4	91.5	36.5	394.2	123.9	38.2	548.7	141.1	17.8	802.4	106.2	12.1
玉之浦町	562.2	189.9	24.0	407.1	159.8	38.5	468.2	168.0	40.0	889.6	258.2	37.8	660.4	216.5	45.5
三井薬町	405.8	89.1	50.8	391.9	96.3	44.0	802.3	278.9	58.3	369.7	88.1	54.1	725.9	16.0	65.0
岐宿町	225.4	120.8	10.4	231.5	92.6	32.3	478.9	244.0	58.8	708.4	275.8	61.1	651.7	120.2	75.1
奈留町	487.7	210.5	10.4	887.2	426.6	16.8	786.2	211.0	17.9	860.7	350.9	41.6	1,110.9	413.2	53.7
荻松町	1,027.9	399.2	48.3	1,081.7	316.8	76.6	1,068.8	250.5	95.9	1,185.4	325.3	78.3	1,053.7	316.4	67.2
上五島町	453.1	97.3	9.8	420.5	102.1	18.8	544.2	66.8	9.6	703.9	91.3	12.8	1,028.1	115.3	32.4
新魚目町	500.6	125.1	15.9	807.6	109.9	43.6	1,036.4	115.3	35.5	1,015.4	190.7	40.5	1,531.2	303.2	38.0
有川町	458.6	38.6	108.1	456.3	100.6	107.8	440.3	97.5	35.1	817.1	221.6	114.0	927.8	336.4	139.5
奈良尾町	382.4	131.6	11.5	469.1	112.4	22.2	456.2	139.7	50.3	632.7	337.1	30.1	754.8	405.2	9.1
郷ノ浦町	346.0	84.8	109.4	846.6	98.4	191.0	712.0	136.4	130.0	1,903.7	259.3	129.6	2,325.3	381.7	146.8
勝本町	556.7	114.9	94.2	621.6	103.0	78.2	507.8	126.9	78.0	849.5	137.4	92.6	1,291.2	139.0	90.4
芦辺町	589.5	278.5	37.0	607.0	254.1	53.7	1,581.3	248.5	97.0	699.0	175.5	111.4	928.1	213.2	122.8
藤原町	949.9	229.0	99.0	1,211.6	183.2	121.8	2,137.6	137.4	96.8	1,647.7	91.6	126.9	1,341.2	45.8	145.5
美津島町	630.1	323.2	66.8	960.7	338.6	80.9	1,028.1	360.0	91.4	991.2	338.4	75.0	1,333.4	359.5	92.1
豊玉町	707.2	188.6	87.0	575.5	202.1	88.0	856.7	298.6	117.3	927.6	279.2	130.0	1,147.8	284.0	148.3
峰町	284.9	118.5	58.9	359.7	121.0	63.2	421.1	132.0	67.3	545.4	171.1	98.4	712.8	216.4	84.0
上県町	959.6	223.0	99.3	741.6	195.7	91.9	915.7	255.7	121.0	1,201.2	438.0	111.0	1,087.7	290.3	121.4
上対馬町	563.6	202.0	78.4	880.4	208.9	78.8	1,278.1	195.0	87.1	596.8	184.9	51.6	659.6	232.8	72.0
過疎計	22,139.6	7,076.2	1,760.0	27,228.9	7,427.3	2,208.2	34,433.9	8,558.6	2,228.5	40,246.1	9,833.8	2,759.3	46,090.2	9,667.6	2,691.1
非過疎計	53,847.4		1,359.6	59,865.4		1,559.8	68,615.2		1,684.7	87,863.1		1,500.3	96,832.2		1,601.6
県計	75,987.0	7,076.2	3,119.6	87,094.3	7,427.3	3,768.0	103,049.1	8,558.6	3,913.2	128,109.2	9,833.8	4,259.6	142,922.4	9,667.6	4,292.7

図表 2-3-3 起債（許可額）の状況（過疎地域活性化特別措置法）

(単位：百万円)

団体名	平成7年度			平成8年度			平成9年度			平成10年度			平成11年度			合計(平2~平11)		
	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債	起債額	うち過疎債	うち辺地債
平戸市	3,716.4	510.5	139.5	1,956.3	480.2	141.4	2,265.0	437.7	142.4	2,226.3	433.9	121.0	1,833.8	459.0	142.5	24,620.7	4,316.9	1,274.5
松浦市	3,649.2	410.5	17.1	1,846.3	166.1	16.3	1,931.7	179.4		1,913.9	201.0	0.0	1,688.2	181.8		18,968.9	2,148.2	33.4
伊王島町	246.2	164.0		294.6	180.2		496.1	115.6	41.9	510.6	136.7	24.9	365.7	260.7	11.4	3,595.1	1,647.8	98.7
高島町	778.4	12.5		1,114.7	298.3		983.8	271.5		1,259.7	95.0	0.0	705.9	182.4		6,938.7	1,045.0	133.6
野母崎町	1,352.8	263.8		1,637.7	310.4		923.2	298.0		532.5	155.1	0.0	972.5	309.0		9,470.2	2,945.6	0.0
西海町	1,285.1	163.8		1,534.8	129.5		1,487.1	122.8		1,219.9	65.9	0.0	781.7	67.1		11,710.7	1,265.9	0.0
大島町	639.8	121.9		595.4	107.7		723.8	185.2		710.5	192.9	0.0	1,312.6	329.8		7,719.9	2,056.1	0.0
崎戸町	464.6	49.8		542.8	73.0		646.5	49.6		673.1	82.0	9.8	794.0	253.6	35.3	5,595.8	1,414.2	451.0
大瀬戸町	475.9			571.1		113.6	1,204.1	310.0	48.5	1,323.3	464.2	99.2	873.1	327.1	49.4	6,508.8	1,227.0	740.3
外海町	804.7	61.6		731.4	260.6		595.7	263.3		882.1	365.7	0.0	849.2	388.8		6,479.2	1,870.3	0.0
千々石町	645.8	178.5		845.7	262.1	28.5	591.5	206.3		1,101.1	351.8	0.0	929.8	288.0		6,434.4	1,989.0	213.6
小浜町	885.8	80.7		580.9	87.9	60.7	737.2	87.2	60.6	820.4	285.6	59.7	1,174.7	380.5	68.1	8,519.0	1,231.4	625.9
口之津町	449.0	9.5		556.1	18.4		396.8	97.9		544.9	231.0	0.0	752.8	238.1		4,908.8	911.3	0.0
南有馬町	547.1	126.9	18.6	1,192.7	276.2	22.8	558.0	268.7	36.8	1,448.6	719.4	60.5	932.2	448.0		6,283.6	2,103.1	326.8
北有馬町	664.8	298.6	83.5	677.3	308.7	74.0	800.5	353.6	85.4	607.7	387.4	87.0	614.9	358.9		7,223.7	2,792.0	726.4
西有家町	480.6			516.2		97.1	617.0		114.1	715.9	0.0	73.4	449.8		28.4	4,628.6	325.8	581.6
大島村	675.4	117.1	165.8	843.2	267.3	159.8	605.5	250.7	111.0	352.1	75.7	141.3	218.6	73.8	63.5	4,023.6	1,376.2	1,278.6
小値賀町	1,759.2	215.0	82.3	1,239.1	240.1	140.8	872.1	220.2	71.0	783.8	82.5	31.1	867.9	90.3	69.9	9,069.7	1,785.1	671.9
宇久町	988.0	255.2	78.9	1,139.0	293.1	52.0	1,768.2	399.6	108.7	1,846.7	536.6	61.7	1,814.9	579.2	71.2	10,740.6	3,131.0	608.1
鷹島町	376.0	165.7	23.7	589.2	249.3	47.5	627.2	213.3	47.5	1,310.3	206.6	0.0	982.6	285.8		6,738.7	2,308.0	314.1
福島町	629.8	240.3	125.1	507.8	167.7	124.0	697.8	298.4	95.7	717.4	259.7	97.3	1,493.3	119.6	73.0	7,860.1	2,968.7	976.0
江迎町	870.0	246.6		448.0	171.8		555.7	219.9		672.4	297.4	0.0	499.1	181.5		5,394.2	2,142.1	0.0
鹿町町	534.8	172.4		576.1	170.2		970.5	144.3		879.3	130.1	0.0	751.9	429.9		5,985.5	2,010.7	0.0
小佐々町	585.2	285.4		520.6	323.3		865.1	257.7		404.6	161.2	0.0	459.0	247.5		5,623.0	2,321.0	26.9
佐々町	2,320.0	433.4		2,199.7	463.9		2,403.6	401.8		1,587.3	496.5	0.0	1,347.0	426.6		16,157.4	3,499.7	0.0
吉井町	883.1	274.6	75.0	814.7	223.0	58.2	383.7	77.6	145.5	221.0	39.6	106.7	360.5	222.3		5,756.9	1,777.0	709.8
世知原町	457.9	164.5		690.2	367.2		929.1	457.9		949.1	411.0	0.0	736.4	394.6		5,470.7	2,390.3	146.0
富江町	901.5	97.8	10.6	802.7	70.0	11.3	767.5	62.5	13.8	521.3	81.2	35.8	584.8	87.4	18.1	6,225.0	979.9	231.0
玉之浦町	625.4	267.9	30.7	565.7	189.6	17.1	638.9	226.2	45.5	464.0	97.4	34.5	220.5	19.6	34.2	5,502.0	1,793.1	347.8
三井薬町	544.2	39.5	46.6	339.9	79.8	28.0	552.1	96.5	53.1	974.8	551.1	50.6	595.0	286.6	47.1	5,701.6	1,621.9	497.6
岐宿町	538.8	22.9	50.5	720.9	198.4	43.5	391.9	160.9	39.0	567.3	159.6	43.8	314.7	102.1	58.1	4,829.5	1,497.3	472.6
奈留町	898.5	124.2	45.6	636.2	207.1	22.9	521.9	200.7	7.0	480.3	178.5	1.6	418.3	220.3	14.2	7,087.9	2,543.0	231.7
若松町	1,182.5	426.9	73.5	976.4	331.0	57.6	853.4	305.3	48.5	797.4	336.4	15.1	461.5	29.9	52.2	9,688.7	3,037.7	613.2
上五島町	933.0	102.6	13.8	680.1	87.5		846.9	81.0		679.8	63.0	0.0	623.4	69.8		6,913.0	876.7	97.2
新魚目町	1,286.4	388.9	66.5	1,197.3	273.8	64.4	1,268.4	344.5	72.2	893.1	288.9	71.6	946.9	346.1	76.0	10,483.3	2,486.4	524.2
有川町	1,146.2	355.5	165.1	1,234.2	304.7	138.9	553.9	144.3	82.7	626.0	73.8	51.6	1,219.9	144.1	84.6	7,880.3	1,817.1	1,027.4
奈良尾町	387.7	301.7	36.2	543.5	351.4	11.9	572.1	227.9	127.3	382.6	141.7	84.1	421.1	86.0	19.7	5,002.2	1,234.7	275.1
郷ノ浦町	3,165.9	495.0	83.5	1,029.2	271.1	85.4	1,473.2	229.0	125.6	1,531.3	167.2	57.3	593.2	137.3	95.0	13,926.4	2,260.2	1,153.6
勝本町	693.6	137.4	91.7	1,144.5	291.8	81.8	977.1	322.7	64.4	1,442.2	218.3	117.4	1,369.8	217.6	102.5	9,454.0	1,809.0	891.2
芦辺町	1,494.4	272.9	133.8	837.9	140.1	130.1	1,215.9	218.0	107.3	1,163.8	207.4	108.1	977.2	200.2	85.8	10,094.1	2,208.4	987.0
戸町町	1,087.2	171.6		1,104.7	140.9	179.7	1,140.4	312.9	72.4	1,043.8	259.3	96.4	998.1	278.0	87.1	12,662.2	1,937.2	1,197.2
美津島町	930.4	309.9		962.7	409.2	88.8	1,231.2	492.4	91.8	1,665.3	476.4	82.4	1,760.3	452.6	124.0	11,493.4	3,860.2	888.1
豊玉町	1,151.5	593.1	163.9	1,330.7	633.6	146.0	929.5	545.2	162.7	1,077.0	590.1	148.9	762.9	426.6	102.5	9,467.9	4,041.1	1,294.6
峰町	1,215.5	236.8	76.4	495.8	165.6	60.8	492.3	166.8	79.8	714.3	210.7	79.8	764.7	146.6	80.7	6,006.5	1,685.5	749.3
上県町	1,428.3	379.3	118.5	1,054.7	332.8	107.6	975.3	405.7	125.6	1,055.2	348.1	101.5	1,404.1	456.0	113.7	10,823.4	3,324.9	1,111.5
上対馬町	1,108.2	444.0	118.6	947.4	402.9	117.8	926.4	354.3	122.1	930.4	335.4	101.7	1,170.4	229.4	100.8	9,061.3	2,789.6	928.9
過疎計	45,842.6	10,019.1	2,356.9	39,174.1	10,636.6	2,139.9	41,347.8	11,085.0	2,308.5	42,488.5	11,649.0	2,182.4	39,719.1	11,440.1	1,880.6	378,710.8	97,393.3	22,515.4
非過疎計	117,230.9			107,020.9			106,269.6			111,106.8			97,717.5			906,369.0		0.0
県計	163,073.5	10,019.1	4,413.5	146,195.0	10,636.6	4,300.0	147,617.4	11,085.0	4,324.0	153,595.3	11,649.0	4,205.8	137,436.6	11,440.1	4,197.7	1,285,079.8	97,393.3	40,794.1

図表 2-3-4 起債（許可額）の状況（過疎地域振興特別措置法分）

（単位：百万円）

団体名	昭和55年度			昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度		
	起債額		うち過疎債	起債額		うち過疎債	起債額		うち過疎債	起債額		うち過疎債	起債額		うち過疎債
	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	うち過疎債	うち辺地債	
平戸市	1,288	377.2	80.2	1,067.7	323.4	88.3	852.9	343.3	82.2	1,282.6	343.2	94.9	3,046.8	425.0	123.4
松浦市	966	183.1		1,172.9	226.8		796.0	220.4	21.4	786.9	219.8		872.6	264.0	9.5
伊王島町	81	78.6		44.5	30.4		51.5	45.0		41.7	32.5		43.8	36.4	
高島町	10			69.1	60.2		160.3	32.5		160.3	19.8		195.5	34.5	
野母崎町	402	146.0		425.6	138.2		530.5	148.6		324.0	101.9		332.7	36.1	
西海町	493	165.4		378.5	131.9		318.6	107.3		198.2	87.0		108.5	60.7	
大島町	536	117.8		350.0	75.0		294.7	76.6	1.9	386.2	74.0		362.9	114.6	
崎戸町	78	35.0		234.3	65.4		156.0	38.2	4.5	128.2	45.2	5.4	45.2	18.9	1.8
大瀬戸町	424	88.1	28.5	469.2	56.7	33.2	837.4			861.7			791.5		
千々石町	200	70.7		270.8	92.0		286.0	123.6		283.3	154.3		252.2	182.8	
北有馬町	250	75.4	27.2	284.8	99.4	29.4	339.0	113.1	32.9	499.7	167.5	37.4	206.4	145.6	38.0
西有家町	827	68.3	9.5	316.0	63.8	9.5	387.9	99.4	9.5	212.4	63.7	4.8	264.5	82.8	
大島村	217.0	92.8	47.5	161.3	99.4	53.0	191.5	71.4	55.2	162.6	51.1	57.5	113.9	47.9	34.2
小値賀町	239.8	97.3	42.5	202.8	90.9	26.4	118.2	74.9	13.0	166.8	68.1	9.4	351.0	235.1	29.6
宇久町	211.6	40.2	17.1	165.7	46.2		164.3	59.4		183.4	77.8		193.5	62.6	
福島町	439.4	92.2	18.1	307.9	114.8	28.5	435.1	172.1	44.2	332.0	190.7	24.6	357.8	182.8	13.6
鷹島町	181.2	102.5	48.1	189.3	127.1	28.3	305.1	150.6	5.6	365.1	144.6	57.0	262.5	147.5	49.2
江迎町	531.4	111.5		254.2	124.7		217.5	135.6		487.2	146.2		371.1	171.7	
鹿町町	421.6	89.3		223.1	52.4		205.8	100.6		319.7	140.4		240.3	181.3	
小佐々町	302.2	133.7		239.7	133.8		301.3	119.9	38.0	341.5	184.0	36.1	328.0	128.1	47.5
佐々町	586.6	122.7	3.0	407.1	155.1	3.8	432.0	155.0	5.4	598.7	241.1	6.1	373.2	219.2	6.4
世井町	182.2	95.5	20.9	204.6	115.3	20.8	334.3	125.0	23.7	433.9	124.3	25.6	326.5	126.3	30.4
吉井町	283.3	141.7	20.8	286.7	136.9	25.6	214.6	131.2	19.0	168.1	128.8	21.8	174.9	95.9	21.3
富江町	363.3	100.1	47.4	440.3	128.2	54.2	486.0	172.3	55.3	401.2	166.1	76.9	391.1	162.2	70.9
玉之浦町	304.9	66.4	37.0	391.3	85.8	37.1	380.1	108.6	47.0	242.9	91.5	22.7	237.3	81.7	18.5
三井楽町	299.8	97.6	21.6	253.8	104.5	28.3	333.0	119.9	7.1	156.7	70.7	10.9	135.4	43.0	5.6
岐宿町	234.7	104.1	20.0	373.9	67.6	67.6	232.1	67.8	41.3	201.7	42.9	63.5	162.5	45.4	8.5
奈留町	565.3	147.8	56.5	444.5	134.3	58.9	305.0	155.2	37.0	314.0	181.0	27.6	227.4	188.4	2.2
若松町	490.9	131.4	43.8	460.4	147.3	57.0	512.4	140.0	78.6	398.6	165.5	54.2	497.2	217.9	52.1
上五島町	378.2	127.1	38.8	517.1	132.5	55.0	507.1	133.7	27.1	507.4	134.2	19.0	336.9	195.1	21.2
新魚目町	439.1	120.2	55.8	272.8	127.8	42.0	313.6	147.3	45.6	320.9	152.5	53.8	382.0	194.1	74.2
有川町	467.7	93.3	83.7	709.2	102.5	95.0	387.3	122.8	100.5	436.6	127.5	87.5	485.5	81.9	82.4
奈良尾町	183.7	85.1	36.5	265.5	59.9	43.7	168.1	72.2	28.8	305.1	158.1	12.4	167.3	108.9	13.4
芦辺町	749.1	138.3	38.7	437.4	167.3	42.7	295.7	196.8	52.5	402.3	191.0	51.0	361.8	230.3	26.7
厳原町	832.0	123.9	98.2	645.7	160.4	100.2	664.5	225.5	104.0	730.9	271.8	111.1	671.1	234.8	67.0
美津島町	630.6	197.6	88.2	526.9	168.7	82.6	440.5	169.0	102.8	537.2	185.7	88.9	478.1	227.1	54.1
豊玉町	413.3	131.3	86.9	330.3	139.4	81.0	638.8	165.8	89.6	495.0	257.7	108.6	383.9	169.2	73.7
峰町	320.6	161.8	82.5	358.2	169.8	82.5	358.9	232.5	77.0	289.3	169.4	75.4	179.7	81.2	57.4
上果町	496.8	150.9	65.0	425.2	168.3	89.4	394.4	172.2	99.6	463.7	183.9	109.4	417.8	182.0	101.3
上対馬町	613.2	176.4	47.3	374.0	201.1	54.5	349.0	217.4	58.2	415.7	223.9	48.3	298.7	167.6	12.6
過疎計	16,933.5	4,678.3	1,311.3	14,952.3	4,825.2	1,418.5	14,697.0	5,262.7	1,408.5	15,343.4	5,579.4	1,401.8	15,429.0	5,610.6	1,146.7
非過疎計	43,376.5	102.0	770.7	40,297.6	77.0	861.5	36,291.9	51.0	1,012.5	36,433.4	25.5	1,105.2	36,443.2	5,610.6	1,365.3
累計	60,310.0	4,780.3	2,082.0	55,249.9	4,902.2	2,280.0	50,988.9	5,313.7	2,421.0	51,776.8	5,604.9	2,507.0	51,872.2	5,610.6	2,512.0

図表 2-3-3-4 起債（許可額）の状況（過疎地域振興特別措置法分）

団体名	昭和60年度				昭和61年度				昭和62年度				昭和63年度				平成元年度				合計(S55~H1)						
	起債額		うち過疎債		うち過疎債		うち過疎債		起債額		うち過疎債		うち過疎債		起債額		うち過疎債		起債額		うち過疎債		起債額		うち過疎債		
	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	うち過疎債	
平戸市	1,363.2	368.4	135.7	1,144.0	374.7	132.8	1,262.3	379.1	114.0	942.7	355.1	121.5	1,151.6	326.4	122.9	13,402.1	3,615.8	1,095.9									
松浦市	1,797.7	194.4		1,019.3	165.0		2,116.8	176.1		960.9	182.0		915.1	182.7		11,404.5	2,014.3	30.9									
伊王島町	66.7	30.4		177.6	97.8		143.4	95.0		214.3	187.2		13.0			1,229.2	586.1	0.0									
高島町	149.8	22.8		35.8	2.7		37.6			370.5	158.5		472.3	308.8		1,045.4	359.7	0.0									
野母崎町	333.3	125.2		217.4	77.2		327.5	93.7		488.2	105.3		339.0	46.8		3,735.6	1,334.2	0.0									
西海町	87.4	50.2		214.2	67.8	5.0	461.0	94.6		304.5	149.9	85.2	501.9	212.2		3,086.2	917.0	5.0									
大島町	250.2	151.6		333.5	119.7	57.0	527.3	141.9		264.0	35.9	5.7	240.9	44.9		3,846.9	1,233.3	144.1									
崎戸町	163.9	112.2	12.6	144.3	27.3	6.0	465.9	184.8		124.7	37.5	1.7	126.1	63.0		1,921.0	607.8	41.1									
大瀬戸町	289.2	29.0		179.1	21.8	13.6	115.4	25.1	4.1	254.1	166.5	5.0	359.1	115.8	45.3	4,218.2	321.2	88.7									
千々石町	232.5	189.7		284.3	181.6		260.8	164.1		316.7	186.8	71.7	360.5	191.2	78.9	2,682.8	1,441.1	50.3									
北有馬町	253.7	172.7	40.3	357.6	236.9	41.0	495.6	217.8	39.5	252.6	88.3	174.4	262.6	63.6	13.0	3,363.8	1,606.4	436.3									
西有家町	229.1	94.3		311.0	117.3		281.3	92.7	19.0	425.5	117.7	28.5	227.9	115.5	37.4	3,482.9	915.5	118.2									
大島村	129.9	78.1	19.4	216.9	43.6	67.9	112.4	32.4	45.3	290.1	13.1	113.9	296.2	25.1	108.5	1,891.8	584.9	602.4									
小値賀町	254.8	81.9		316.6	115.4	7.6	280.3	81.7	4.7	620.7	268.9		478.5	153.3		3,029.5	1,267.5	133.2									
宇久町	286.7	115.1		476.3	114.0	119.6	480.6	88.3	174.4	262.6	63.6	13.0	562.1	281.7	14.4	2,986.8	948.9	338.5									
福島町	242.0	80.7	53.5	232.9	141.9	5.1	292.6	88.0	30.4	195.2	119.8		337.6	134.6	57.0	3,073.4	1,262.9	255.5									
鷹島町	240.8	138.5	27.4	272.4	166.8	26.7	309.1	145.5	12.9	299.5	146.9	12.8	604.5	281.7	50.9	3,029.5	1,551.7	318.9									
江迎町	416.7	174.9		463.1	167.8		429.5	155.5		367.5	169.9		295.9	162.7		3,834.1	1,520.5	0.0									
鹿町町	211.7	119.9		199.3	95.6		274.7	124.3		396.5	148.3		455.1	168.0		2,947.8	1,220.1	0.0									
小佐々町	445.1	144.1	47.6	636.1	149.7	85.5	566.8	149.7	61.2	320.9	95.0	55.1	255.1	125.0	47.5	3,736.7	1,363.0	418.5									
佐々町	330.5	197.6	6.6	309.6	177.1	5.8	242.5	161.9		256.2	178.6		442.9	199.7		3,979.3	1,808.0	37.1									
吉井町	317.1	143.5	25.7	297.3	148.9	47.5	361.0	128.5	66.5	368.6	136.0	49.4	337.6	134.6	57.0	3,163.1	1,277.9	367.5									
世知原町	200.9	131.8		214.2	129.6	9.5	236.8	120.3	29.1	298.6	118.4	13.3	295.4	136.2		2,403.5	1,270.8	160.4									
富江町	320.5	135.4	22.9	234.8	86.5	29.0	326.0	110.0	21.3	295.2	98.3	50.4	309.1	104.2	40.4	3,567.5	1,263.3	468.7									
玉之浦町	264.8	175.1	20.4	234.9	91.3	18.7	327.3	97.4	23.9	446.7	126.7	22.7	423.4	193.7	12.5	3,253.6	1,118.2	260.5									
三井楽町	156.0	74.6	3.1	157.0	28.8	2.1	263.6	51.9		226.7	44.4	18.6	276.1	62.9	47.7	2,258.1	698.3	145.0									
岐宿町	257.9	127.6	13.5	183.3	52.7	17.3	257.0	100.0	3.2	230.3	92.2	10.0	363.0	55.3	9.9	2,496.4	755.6	254.8									
奈留町	312.8	220.4	2.6	545.2	369.4	11.1	554.3	306.2	38.5	489.9	143.0	19.2	347.5	99.6	3.9	4,105.9	1,945.3	257.5									
若松町	465.9	221.8	57.5	609.3	175.1	73.6	1,080.9	250.2	69.7	982.3	157.6	69.6	909.8	173.8	58.3	6,407.7	1,780.6	614.4									
上五島町	424.4	161.4		824.6	139.3	18.5	393.0	88.2		307.6	93.3		494.5	110.3	2.6	4,690.8	1,315.1	182.2									
新魚目町	265.8	123.5	18.1	276.5	95.1	14.5	365.1	108.7	29.0	552.8	100.4	26.4	378.1	115.0	20.0	3,566.7	1,284.6	379.4									
有川町	318.1	95.3	70.1	340.7	65.2	47.9	546.5	94.5	107.6	380.7	77.3	99.1	357.0	48.6	66.4	4,429.3	908.9	840.2									
奈良尾町	204.9	22.1	60.9	182.3	30.6	29.8	111.8	11.4	24.3	192.6	24.0	19.4	295.4	62.3	23.5	2,076.7	634.6	292.7									
芦辺町	447.0	278.6	2.6	539.3	281.0	3.6	536.6	199.4	4.1	588.2	203.2	17.8	604.0	199.9	23.2	4,961.4	2,085.8	262.9									
厳原町	616.7	259.7	91.4	764.9	325.3	127.6	857.9	234.0	111.5	641.0	224.6	112.1	756.2	228.5	102.4	7,180.9	2,284.6	1,025.5									
美津島町	500.7	227.7	49.1	703.3	262.4	17.2	748.7	258.1	19.7	684.2	293.1	57.6	544.8	275.2	65.9	5,795.0	2,264.6	626.1									
豊玉町	461.8	158.5	80.0	496.6	173.5	70.6	603.2	181.3	71.2	632.0	162.5	78.1	599.8	157.5	63.4	5,054.7	1,696.7	803.1									
峰町	290.3	154.2	39.4	282.8	67.7	56.4	420.6	114.3	36.8	400.3	131.9	47.9	372.3	146.3	38.1	3,273.0	1,429.1	593.4									
上果町	352.0	134.6	42.8	551.7	182.2	113.7	500.4	206.8	61.7	673.5	182.2	65.8	534.3	182.3	74.7	4,809.8	1,745.4	823.4									
上対馬町	270.9	127.1	12.0	404.7	165.6	25.0	567.3	149.5	31.8	754.0	223.2	31.7	642.2	196.2	48.2	4,689.7	1,848.0	369.6									
過疎計	14,223.4	5,644.6	955.2	15,384.7	5,531.9	1,307.2	18,541.4	5,502.9	1,340.6	17,267.7	5,605.8	1,238.0	17,338.9	5,819.8	1,314.1	160,111.3	54,061.2	12,841.9									
非過疎計	34,742.7			1,606.8			44,247.1			1,305.8			1,521.6			432,072.5		255.5									
県計	48,966.1	5,644.6	2,562.0	59,631.8	5,531.9	2,613.0	73,037.7	5,502.9	2,620.0	68,457.3	5,605.8	2,759.6	71,893.1	5,819.8	2,850.0	592,183.8	54,316.7	25,206.6									

(単位：百万円)

(単位：百万円)

図表2-3-5 起債（許可額）の状況（過疎地域対策緊急措置法該当団体分）

（単位：百万円）

市町村名	昭和45年度			昭和46年度			昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度		
	起債額		うち過疎債のうち辺地債	起債額		うち過疎債のうち辺地債	起債額		うち過疎債のうち辺地債	起債額		うち過疎債のうち辺地債	起債額		うち過疎債のうち辺地債
	11.7	143.9	10.0	153.1	22.6	6.3	186.5	45.2	16.8	273.2	75.0	27.0	417.0	88.2	31.5
平戸市	26.1	83.4	26.1	373.1	47.3	43.4	456.5	43.4		312.6	58.2		350.4	70.4	
松浦市		78.1		434.0	20.2		217.9			171.8			52.3		
香焼町		13.5		26.4			41.0			128.3			244.4		
伊王島町		84.9		109.7			124.2			48.4			38.1		
高島町	19.0	55.8	1.3	111.8	23.7		58.7	31.9		107.5	57.1		184.5	58.8	
野母崎町	15.0	89.2	3.0	125.2	19.8	5.8	121.6	24.2	7.6	100.6	39.4		78.4	36.4	
三和町	18.2	63.1		32.1	19.8		44.2	35.0		78.4	43.0		130.8	40.4	
西海町		13.7		119.1	20.1		219.1	23.6	2.7	477.8	48.3		511.3	48.6	5.9
大島町	16.0	52.8	6.0	96.9	18.2	9.2	38.2	31.8	1.4	50.8	22.4	2.4	140.1	38.0	4.1
崎戸町	26.0	77.7		166.6	23.7		216.0	41.3	6.8	152.3	77.2	12.9	114.7	89.7	17.2
大瀬戸町	8.2	71.4	2.7	22.2	20.0		48.1	31.1	1.2	50.1	35.5	13.1	75.1	41.0	15.1
大島村	10.3	51.4	6.0	67.8	41.1	2.7	109.5	41.8	20.3	81.2	39.7	18.4	90.7	54.0	18.5
小値賀町	15.0	40.2	13.5	42.1	20.0	6.8	62.4	23.1	3.5	83.0	39.6	14.1	126.4	63.4	14.0
宇久町	16.7	44.9	17.5	55.8	26.0	10.0	68.6	39.7	5.0	455.3	65.7	13.9	209.5	63.3	17.4
福島町		36.7	18.4	54.5	24.0	19.0	67.9	32.8	18.0	105.0	51.0	24.0	210.4	56.7	33.2
江迎町	26.0	43.9		60.6	31.5		84.3	36.5		115.8	48.7		237.2	51.6	
鹿町町	15.9	60.0		82.1	40.9		137.7	32.7		134.8	42.1		86.9	47.8	
小佐々町	22.2	32.5		57.6	35.3		76.2	37.2		167.2	52.8		205.8	66.9	
佐々町	32.0	75.1		94.9	21.9		93.1	21.9		169.4	43.1	8.2	115.2	49.9	10.9
吉井町	12.1	40.8		64.1	26.5		85.6	20.0		150.3	47.7		89.0	57.3	
世知原町	16.7	37.6	2.0	52.9	25.6	10.8	79.8	27.6	15.0	111.1	43.2	18.0	186.6	53.0	19.9
富江町	24.3	66.1	13.0	107.1	26.1	15.0	103.3	41.6	16.0	73.4	39.0	8.3	61.4	36.0	8.0
玉之浦町	14.9	42.1	3.6	69.8	19.7	14.2	51.5	27.3	12.3	76.6	55.7	11.0	75.5	40.0	11.7
三井楽町	8.3	44.7	15.4	74.4	27.3	14.0	69.1	27.3	17.0	108.1	53.6	25.9	154.0	58.6	24.5
岐宿町	9.6	45.4	7.3	93.9	29.1	7.8	52.8	21.9	4.5	108.7	36.3	16.2	70.7	34.2	16.0
奈留町	11.0	49.1	16.6	122.4	42.4	14.6	198.0	129.5	32.0	206.7	82.1	33.0	151.1	67.4	27.5
若松町	16.6	107.3	20.5	129.5	57.4	34.9	176.7	75.1	41.0	248.8	87.9	46.0	229.6	85.5	49.2
上五島町		46.7	18.9	199.0	15.7	27.0	162.6	87.7	19.0	154.9	62.4	14.4	189.1	112.9	22.7
新魚目町		43.6	14.0	66.4	11.2	20.0	125.4	36.2	24.0	194.1	48.0	25.0	139.3	60.5	30.5
有川町		57.0	4.5	91.3	23.3	5.0	113.2	39.6	14.0	241.9	30.3	32.0	288.0	35.7	21.6
奈良尾町		26.2	1.6	45.7	3.0		39.6	19.4	1.2	89.1	8.1	11.8	93.0	37.5	16.0
芦辺町		61.5	10.0	100.1	25.7	3.5	168.6	35.5		147.2	44.9	11.0	110.9	48.4	15.7
石田町		63.0	17.8	110.8	27.1	10.3	92.2	25.4		80.4	28.6	17.9	65.9	28.9	18.3
厳原町		134.0	24.5	142.5		29.0	152.8		37.0	182.2		46.0	194.7		65.4
美津島町		56.2	23.0	119.0	23.7	15.4	113.2	34.4	31.7	245.5	58.0	48.0	240.6	94.2	43.3
豊玉町		112.5	25.0	122.1	55.0	34.9	191.4	48.4	40.0	243.4	70.6	47.0	131.8	83.6	39.7
峰町		29.9	6.0	60.9	10.1	25.0	105.9	34.3	38.0	184.1	60.3	49.0	225.2	69.4	40.8
上泉町		49.3	24.0	91.1	20.5	22.0	110.7	53.2	21.0	98.1	58.5	28.0	127.0	65.8	38.5
上対馬町		63.9	24.5	65.1	31.4	1.8	99.0	42.5	28.0	126.0	65.8	40.9	121.7	68.1	42.4
過疎計	419.6	2,389.1	335.9	4,213.7	976.9	365.0	4,763.1	1,400.1	475.0	6,334.1	1,819.8	663.4	6,564.3	2,102.1	719.5
非過疎計	10.7	7,240.6	115.2	11,478.9	25.5	124.1	12,833.9	40.8	118.4	15,471.1	199.5	199.5	16,499.5	239.5	239.5
合計	430.3	9,629.7	451.1	15,692.6	1,002.4	489.1	17,597.0	1,440.9	593.4	21,805.2	1,819.8	862.9	23,063.8	2,102.1	959.0

図表2-3-5 起債（許可額）の状況（過疎地域対策緊急措置法該当団体分）

市町村名	昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			合計(S45～S54)		
	起債額	うち過疎債うち辺地債		起債額	うち過疎債うち辺地債		起債額	うち過疎債うち辺地債		起債額	うち過疎債うち辺地債		起債額	うち過疎債うち辺地債		起債額	うち過疎債うち辺地債	
平戸市	1,032.5	96.0	35.0	1,373.7	121.0	33.2	2,185.0	160.6	33.4	2,417.1	172.7	52.2	2,984.8	210.0	70.8	11,166.8	1,003.0	316.2
松浦市	180.8	96.0		363.1	90.0	12.0	651.9	147.4	4.6	1,024.8	139.4	22.9	1,418.2	168.1		5,214.8	886.3	39.5
香焼町	390.1			144.4			264.7			456.5			422.4			2,632.2	20.2	0.0
伊王島町	68.1			36.9	18.2		34.2	34.2		57.8	47.7		78.9	45.1		729.5	145.2	0.0
高島町	13.8			42.1	4.2		32.2	49.4		80.0	34.1		27.0	10.1		890.4	97.8	0.0
野母崎町	135.2	72.0		248.0	92.0		382.2	111.0		328.0	101.5		517.3	112.1		2,129.0	679.1	1.3
三和町	145.5	50.0		203.3	63.0		153.5	38.8		169.4	75.5		168.7	83.6		1,355.4	445.7	16.4
西海町	246.5	42.0		186.5	64.0		250.4	65.4		642.8	71.6	6.2	176.1	266.5		1,850.9	665.9	6.2
大島町	439.1	56.0	8.0	164.8	67.0		215.1	84.5		297.7	75.3		495.6	74.4		2,953.3	497.8	16.6
崎戸町	80.0	36.0	4.0	100.3	42.4	3.0	37.7	19.0		131.3	20.9		236.9	52.6		965.0	297.3	30.1
大瀬戸町	137.6	80.2	22.3	255.5	116.7	30.5	374.4	97.9	27.0	834.3	88.3	24.9	1,008.6	114.6	30.3	3,337.7	755.6	171.9
大島村	83.2	65.0	12.3	109.1	64.0	15.6	196.0	76.3	31.0	110.1	72.4	30.2	132.2	76.2	34.5	897.5	489.7	155.7
小値賀町	104.7	74.0	19.0	265.9	68.0	15.0	178.4	85.7	19.4	303.3	80.9	29.0	303.2	100.6	34.2	1,556.1	596.1	182.5
宇久町	92.0	72.9		145.5	69.0		125.4	72.8		232.9	77.1	7.1	368.1	177.2	12.5	1,318.0	630.1	71.5
福島町	208.9	42.4	23.0	237.5	61.8	20.0	402.8	75.9	18.7	314.0	87.0	14.0	388.5	58.3	14.2	2,385.8	536.8	153.7
鷹島町	113.0	73.0	24.0	155.2	79.0	21.0	149.2	88.8	25.9	203.4	109.6	30.8	199.5	115.3	38.0	1,294.8	630.2	252.3
江迎町	189.3	79.0		231.1	77.5		243.8	88.1		421.2	102.8		466.5	108.9		2,093.7	650.6	0.0
鹿町町	131.0	72.4		190.2	76.5		307.1	78.3		320.8	100.2		352.5	110.1		1,803.1	616.9	0.0
小佐々町	182.3	84.0		173.1	78.0		193.4	69.4		323.7	80.5		327.6	119.5		1,739.4	645.8	0.0
佐々町	184.1	70.0	14.6	245.1	66.7	10.8	292.5	70.4	18.1	392.2	93.4	22.6	413.9	97.4	13.3	2,075.5	566.7	98.5
吉井町	157.7	74.0		219.8	73.5	6.0	287.2	68.1	12.3	276.9	72.3	14.2	192.6	79.2	19.0	1,564.0	530.7	51.5
世知原町	136.8	62.0	13.3	167.2	64.0	14.3	372.8	66.0	14.2	301.0	76.1	16.1	293.9	88.5	18.0	1,739.7	522.7	141.6
富江町	78.3	26.7	13.3	150.1	40.0	15.4	214.8	44.9	7.6	425.4	70.3	35.5	341.0	91.5	38.0	1,620.9	440.4	170.1
玉之浦町	105.8	46.0	20.2	126.3	53.0	20.0	171.5	56.2	22.6	236.0	71.8	30.6	324.9	84.3	35.8	1,280.0	468.9	182.0
三井薬町	120.4	64.0	24.0	361.8	64.0	21.0	261.4	64.8	20.1	321.4	65.6	21.3	258.9	68.1	21.7	1,774.2	501.6	204.9
岐宿町	78.5	47.2	14.1	205.8	107.8	21.2	181.7	75.6	18.3	155.7	67.7	20.8	236.5	69.6	19.7	1,229.7	499.0	145.9
奈留町	138.1	86.0	27.5	146.1	64.0	23.8	352.6	88.3	27.9	315.7	111.1	37.6	303.9	118.9	45.9	1,983.7	800.7	286.4
若松町	266.7	103.0	41.5	386.6	147.6	40.0	382.0	154.6	44.7	488.8	157.5	33.4	687.2	187.1	43.3	3,103.2	1,072.3	394.5
上五島町	453.7	272.0	31.8	343.0	103.6	28.0	464.6	96.6	27.4	530.4	128.6	29.6	349.3	115.5	31.4	2,893.3	995.0	250.2
新魚目町	387.1	90.0	32.0	373.1	83.7	33.5	366.3	85.1	30.5	468.9	111.5	30.2	437.5	138.1	32.4	2,601.7	664.3	272.1
有川町	310.5	52.6	26.0	195.6	59.9	4.8	245.7	59.8	25.6	419.9	78.2	38.8	818.1	79.7	57.3	2,781.2	459.1	229.6
奈良尾町	196.3	53.0	27.2	155.5	73.7	25.0	268.6	88.2	26.9	372.9	161.0	17.4	229.6	92.3	19.1	1,516.5	536.2	146.2
芦辺町	129.9	66.0	12.0	244.5	66.0	12.0	282.9	65.2	12.6	519.6	73.7	23.5	569.2	92.4	28.3	2,334.4	527.8	126.7
石田町	139.3	30.0	13.8	100.3	38.0	11.3	173.4	47.3	15.3	206.7	55.0	22.7	270.4	81.6	22.2	1,302.4	379.7	136.8
厳原町	382.0		93.0	378.3	99.0	58.5	605.0	129.6	61.9	1,187.7	138.3	64.8	886.3	133.3	86.4	4,248.5	500.2	566.5
美津島町	323.0	127.0	43.6	536.1	118.5	42.0	536.8	109.0	39.8	559.5	125.2	51.4	703.4	230.2	71.5	3,433.3	920.2	409.7
豊玉町	206.1	133.9	42.6	287.0	85.9	42.8	416.1	136.1	54.4	561.0	128.4	58.6	635.8	134.6	76.7	2,907.2	876.5	461.7
峰町	158.8	80.0	41.5	231.8	84.6	41.0	299.3	88.7	50.2	330.3	91.8	56.7	335.1	106.3	74.8	1,961.3	625.5	423.0
上果町	118.6	77.7	32.0	248.8	97.0	32.7	266.7	89.4	32.3	394.2	98.3	46.6	543.2	127.5	51.1	2,047.7	687.9	328.2
上対馬町	178.9	70.0	30.0	288.3	85.4	31.8	372.2	112.2	38.4	652.2	164.1	35.8	819.1	167.6	42.9	2,766.4	807.1	316.5
過疎計	8,224.2	2,722.0	741.6	9,997.3	2,928.2	686.2	13,481.5	3,239.6	761.1	17,785.5	3,677.4	925.5	19,722.4	4,386.9	1,083.3	93,475.2	23,672.6	6,756.5
非過疎計	18,404.5		349.4	23,414.9		468.8	26,932.1		533.9	42,195.0		629.5	44,808.9		760.8	219,279.4		3,539.1
合計	26,628.7	2,722.0	1,091.0	33,412.2	2,928.2	1,155.0	40,413.6	3,239.6	1,295.0	59,980.5	3,677.4	1,555.0	64,531.3	4,386.9	1,844.1	312,754.6	23,749.6	10,295.6

(単位：百万円)

図表2-3-7 過疎対策事業債施設別配分状況（過疎地域活性化特別措置法）

(単位：百万円、%)

区分	施設名	平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		合計		
		起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	
産業 振興 施設	1 法人に対する出資	86.6	1.2	63.1	0.8	389.5	4.6	22.8	0.2	47.0	0.5	170.0	1.7	119.9	1.1	215.6	1.9	118.4	1.0	238.2	2.1	1,471.1	1.5	
	2 市町村道・橋りょう	168.7	2.4	131.3	1.8	72.1	0.8	504.4	5.1	1,112.4	11.5	1,310.7	13.1	1,160.9	10.9	1,115.5	10.1	1,574.7	13.5	1,225.4	10.7	8,376.1	8.6	
	3 農道・林道	163.7	2.3	185.2	2.5	269.6	3.2	481.8	4.9	639.5	6.6	535.0	5.3	487.3	4.6	433.9	3.9	347.3	3.0	373.6	3.3	3,916.9	4.0	
	4 林業用作業道	6.1	0.1	6.1	0.1	47.2	0.6	68.1	0.7	36.3	0.4	9.7	0.1	6.1	0.1	10.5	0.1	69.9	0.6	5.3	0.0	253.1	0.3	
	5 漁港・漁港開運道	18.1	0.3	18.1	0.3	48.5	0.6	134.7	1.4	154.1	1.6	19.2	0.2	19.3	0.2	19.6	0.2	20.6	0.2	13.5	0.1	441.7	0.5	
	6 港湾施設	35.9	0.5	80.3	1.1	14.7	0.2	22.2	0.2	16.2	0.2	5.7	0.1	5.6	0.1	11.2	0.1	11.6	0.1	11.6	0.1	105.3	0.1	
	7 地場産業振興施設	722.7	10.2	1,113.5	15.0	1,641.9	19.2	1,378.1	14.0	660.9	6.8	1,405.9	14.0	2,295.0	21.6	1,410.1	12.7	2,383.2	20.5	2,615.0	22.9	15,626.3	16.0	
	8 観光・レジャー/施設	177.2	2.5	134.5	1.8	89.6	1.0	337.8	3.4	410.1	4.2	263.7	2.6	160.5	1.5	394.9	3.6	140.9	1.2	147.5	1.3	2,256.7	2.3	
	9 農林漁業経営近代化施設	7.6	0.1	24.4	0.3	99.9	1.2	251.6	2.6	27.4	0.3	284.5	2.8	95.1	0.9	45.8	0.4	476.2	4.0	19.4	0.2	855.7	0.9	
	10 商店街振興施設	1,386.6	19.6	1,738.4	23.4	2,692.5	31.5	3,270.8	33.3	3,302.2	34.2	4,284.4	42.8	4,429.6	41.6	3,706.7	33.4	4,762.2	40.9	4,912.5	42.9	34,485.9	35.4	
交通 通信 施設	11 市町村道・橋りょう	3,668.6	51.8	3,347.1	45.1	2,915.2	34.1	2,352.7	23.9	1,658.1	17.2	1,994.8	19.9	3,072.4	28.9	3,483.5	31.4	3,232.4	27.7	3,178.2	27.8	28,903.0	29.7	
	12 農道・林道	522.4	7.4	463.3	6.2	431.2	5.0	197.3	2.0	31.7	0.3	255.7	2.6	264.0	2.5	704.6	6.4	500.1	4.3	142.6	1.2	3,153.8	3.2	
	13 電気通信施設	314.7	4.4	244.4	3.3	512.7	6.0	11.4	0.1	203.6	2.1	255.7	2.6	264.0	2.5	704.6	6.4	500.1	4.3	142.6	1.2	3,153.8	3.2	
	14 自動車・雪上車					21.6	0.3																21.6	0.0
	15 渡船施設																						23.7	0.0
	16 除雪機械																						0.0	0.0
	小計	4,505.7	63.7	4,054.8	54.6	3,880.7	45.3	2,561.4	26.0	1,903.6	19.7	2,250.5	22.5	3,336.4	31.4	4,188.1	37.8	3,822.4	32.8	3,445.5	30.1	33,949.1	34.9	
	17 下水道処理施設	35.8	0.5	17.7	0.2	93.7	1.1	217.7	2.2	177.4	1.8	378.6	3.8	580.0	5.5	568.4	5.1	860.5	7.4	815.9	7.1	3,745.7	3.8	
	18 消防施設	97.4	1.4	161.3	2.2	237.1	2.8	151.7	1.5	262.3	2.7	171.3	1.7	349.3	3.3	279.3	2.5	155.5	1.3	303.0	2.6	2,168.2	2.2	
	19 高齢者福祉増進施設	315.9	4.5	895.3	12.1	341.9	4.0	1,123.0	11.4	1,337.9	13.8	594.5	5.9	251.5	2.4	618.9	5.6	697.0	6.0	942.3	8.2	7,118.2	7.3	
20 保育所・児童館			80.5	1.1	88.7	1.0	70.8	0.7					27.1	0.3	161.4	1.5					12.8	0.1	441.3	0.5
21 母子健康センター																							0.0	0.0
22 診療施設	32.6	0.5	70.8	1.0	44.8	0.5	292.3	3.0	388.5	4.0	263.6	2.6	361.4	3.4	268.7	2.4	369.2	3.2	67.0	0.6	2,158.9	2.2		
23 簡易水道施設	152.4	2.2	186.1	2.5	283.8	3.3	230.3	2.3	188.9	2.0	325.1	3.2	237.1	2.2	189.8	1.7	280.0	2.4	311.0	2.7	2,384.5	2.4		
小計	634.1	9.0	1,411.7	19.0	1,090.0	12.7	2,085.8	21.2	2,355.0	24.4	1,733.1	17.3	1,806.4	17.0	2,086.5	18.8	2,362.2	20.3	2,452.0	21.4	18,016.8	18.5		
24 統合校舎・屋体・寄宿舎	42.2	0.6			20.4	0.2	97.7	1.0	131.0	1.4					86.0	0.8	192.7	1.7				570.0	0.6	
25 小規模校舎																						0.0	0.0	
26 学校給食施設																						0.0	0.0	
27 教職員住宅																						0.0	0.0	
28 通学施設	11.9	0.2	9.1	0.1			24.7	0.3	1.7	0.0			18.7	0.2	6.9	0.1	24.0	0.2	1.6	0.0	98.6	0.1		
29 公民館					45.5	0.5	12.4	0.1			66.4	0.7	17.7	0.2	70.1	0.6	28.1	0.2	155.3	1.4	395.5	0.4		
30 その他の集会所	336.5	4.8	213.3	2.9	504.6	5.9	1,339.7	13.6	209.0	2.2	213.7	2.1	133.5	1.3	201.8	1.8	19.0	0.2	228.9	2.0	3,400.0	3.5		
31 住民のレジャー/施設	159.2	2.2	324.9	3.8	441.3	4.5	1,765.1	18.3	1,471.0	14.7	856.3	8.1	738.9	6.7	410.2	3.5	244.3	2.1	6,411.2	6.6	10,875.3	11.2		
小計	549.8	7.8	222.4	3.0	895.4	10.5	1,915.8	19.5	2,106.8	21.8	1,751.1	17.5	1,026.2	9.6	1,103.7	10.0	674.0	5.8	630.1	5.5	10,875.3	11.2		
32 移動施設																						0.0	0.0	
33 移動先地																						0.0	0.0	
34 定住促進団地																						0.0	0.0	
小計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.2	0.1	
合計	7,076.2	100.0	7,427.3	100.0	8,558.6	100.0	9,833.8	100.0	9,667.6	100.0	10,019.1	100.0	10,636.6	100.0	11,085.0	100.0	11,649.0	100.0	11,440.1	100.0	97,393.3	100.0		

図表2-3-8 過疎対策事業債施設別配分状況 (過疎地域振興特別措置法)

区分	施設名	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		合計		
		起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	
交通通信施設	1 市町村道等	2,779.9	58.2	3,030.5	61.8	3,494.7	65.8	3,486.0	62.2	3,539.3	63.1	3,608.5	63.9	3,745.8	67.7	3,678.7	66.9	3,440.6	61.4	3,424.7	58.8	34,228.7	63.0	
	2 農林道等	355.9	7.4	469.0	9.6	368.2	6.9	365.0	6.5	459.7	8.2	574.0	10.2	461.9	8.3	566.3	10.3	530.0	9.5	489.2	8.4	4,639.2	8.5	
	3 有線電気通信・無線電話	97.2	2.0	59.0	1.2	114.7	2.2	22.9	0.4									55.0	1.0	76.0	1.3	424.8	0.8	
	4 自動車等																						0.0	0.0
	5 渡船施設	72.5	1.5	24.6	0.5			22.3	0.4	19.0	0.3			9.5	0.2							147.9	0.3	
	6 除雪機械																						0.0	0.0
教育文化施設	小計	3,305.5	69.1	3,583.1	73.1	3,977.6	74.9	3,896.2	69.5	4,018.0	71.6	4,182.5	74.1	4,217.2	76.2	4,245.0	77.1	4,025.6	71.8	3,989.9	68.6	39,440.6	72.6	
	7 統合校舎	119.5	2.5	11.7	0.2	84.1	1.6	280.7	5.0	168.3	3.0	95.4	1.7	115.7	2.1	106.6	1.9	41.3	0.7	83.8	1.4	1,107.1	2.0	
	8 小規模校の教育充実施設					5.8	0.1																5.8	0.0
	9 公民館	108.0	2.3			26.5	0.5	29.7	0.5									88.4	1.6	104.8	1.8	357.4	0.7	
	10 集会施設	457.9	9.6	253.7	5.2	223.5	4.2	283.9	5.1	308.3	5.5	93.7	1.7	86.5	1.6	49.5	0.9	74.1	1.3	218.0	3.7	2,049.1	3.8	
	11 その他/リノベーション施設	65.0	1.4	314.7	6.4	243.9	4.6	589.8	10.5	469.7	8.4	533.8	9.5	571.6	10.3	353.1	6.4	84.0	1.5	78.3	1.3	3,303.9	6.1	
	小計	750.4	15.7	580.1	11.8	583.8	11.0	1,184.1	21.1	946.3	16.9	722.9	12.8	773.8	14.0	509.2	9.3	287.8	5.1	484.9	8.3	6,823.3	12.6	
	12 診療施設			118.3	2.4	147.1	2.8	122.8	2.2	264.3	4.7	180.5	3.2	88.7	1.6	14.8	0.3	23.3	0.4	234.9	4.0	1,194.7	2.2	
	13 保育所	47.6	1.0	19.2	0.4	30.7	0.6	30.4	0.5	28.3	0.5			78.8	1.4	69.7	1.3					304.7	0.6	
	14 児童館					28.7	0.5																28.7	0.1
	15 老人福祉施設			44.5	0.9	60.2	1.1							32.5	0.6	149.1	2.7	418.6	7.5	11.6	0.2	716.5	1.3	
16 消防施設	214.1	4.5	167.5	3.4	164.5	3.1	149.0	2.7	235.1	4.2	370.7	6.6	166.4	3.0	119.5	2.2	236.7	4.2	480.1	8.2	2,303.6	4.2		
17 母子健康センター																						0.0	0.0	
18 簡易水道施設	56.7	1.2	59.5	1.2	141.7	2.7	131.8	2.4	28.8	0.5	10.1	0.2	46.9	0.8	120.8	2.2	58.8	1.0	92.8	1.6	747.9	1.4		
小計	318.4	6.7	409.0	8.3	572.9	10.8	434.0	7.7	556.5	9.9	561.3	9.9	413.3	7.5	473.9	8.6	737.4	13.2	819.4	14.1	5,296.1	9.8		
19 漁港	110.5	2.3	30.7	0.6									35.4	0.6			29.9	0.5			215.8	0.4		
20 農林漁業経営近代化施設	115.5	2.4	166.3	3.4	134.2	2.5	87.6	1.6	68.6	1.2	132.3	2.3	118.3	2.1	63.8	1.2	99.8	1.8	19.2	0.3	1,005.6	1.9		
21 地場産業振興施設																						0.0	0.0	
22 商店街振興施設	28.5	0.6	15.1	0.3	9.9	0.2	3.0	0.1	21.2	0.4	10.2	0.2									87.9	0.2		
23 観光/リノベーション施設	151.5	3.2	117.9	2.4	35.3	0.7									211.0	3.8	425.3	7.6	506.4	8.7	1,447.4	2.7		
小計	406.0	8.5	330.0	6.7	179.4	3.4	90.6	1.6	89.8	1.6	177.9	3.2	127.6	2.3	274.8	5.0	555.0	9.9	525.6	9.0	2,756.7	5.1		
24 移転跡地																						0.0	0.0	
25 移転先地																						0.0	0.0	
小計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	4,780.3	100.0	4,902.2	100.0	5,313.7	100.0	5,604.9	100.0	5,610.6	100.0	5,644.6	100.0	5,531.9	100.0	5,502.9	100.0	5,605.8	100.0	5,819.8	100.0	54,316.7	100.0		

(単位：百万円、%)

図表 2-3-9 過疎対策事業債施設別配分状況 (過疎地域対策緊急措置法)

施設名	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		合計	
	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比
1 市町村道	259.3	60.3	607.5	60.6	870.0	60.4	1,127.7	62.0	1,156.1	55.0	1,627.3	59.8	1,841.8	62.9	2,129.8	65.7	2,544.9	69.2	2,742.9	62.5	14,907.3	62.8
道路	259.3	60.3	583.6	58.2	842.3	58.5	1,115.8	61.3	1,131.5	53.8	1,578.8	58.0	1,763.3	60.2	2,048.4	63.2	2,501.9	68.0	2,636.2	60.1	14,461.1	60.9
橋梁	0.0	0.0	23.9	2.4	27.7	1.9	11.9	0.7	24.6	1.2	48.5	1.8	78.5	2.7	81.4	2.5	43.0	1.2	106.7	2.4	446.2	1.9
2 農林道等	11.0	2.6	93.2	9.3	129.0	9.0	210.9	11.6	257.0	12.2	170.4	6.3	217.0	7.4	189.9	5.9	232.3	6.3	227.8	5.2	1,738.5	7.3
農道	2.6	0.6	75.1	7.5	89.1	6.2	131.8	7.2	180.6	8.6	88.1	3.2	111.1	3.8	82.7	2.6	126.9	3.5	124.7	2.8	1,012.7	4.3
林道	8.4	2.0	16.8	1.7	39.2	2.7	78.6	4.3	76.4	3.6	79.6	2.9	103.6	3.5	98.4	3.0	105.4	2.9	103.1	2.4	709.5	3.0
漁港関連道	0.0	0.0	1.3	0.1	0.7	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	2.7	0.1	2.3	0.1	8.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	0.1
3 有線電機通信設備	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.6	2.4	44.6	1.0	136.6	0.6
4 自動車等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.1	4.4	0.1	0.0	0.0	9.7	0.0
5 渡船施設	3.5	0.8	2.7	0.3	20.2	1.4	9.4	0.5	89.0	4.2	32.0	1.2	28.0	1.0	0.0	0.0	22.4	0.6	14.2	0.3	221.4	0.9
渡船	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.9	0.4	0.0	0.0	70.4	0.3
係留施設	3.5	0.8	2.7	0.3	20.2	1.4	9.4	0.5	31.5	1.5	32.0	1.2	28.0	1.0	0.0	0.0	9.5	0.3	14.2	0.3	151.0	0.6
6 統合校舎等	23.9	5.6	48.6	4.8	27.5	1.9	45.3	2.5	79.4	3.8	126.4	4.6	166.3	5.7	85.4	2.6	126.6	3.4	338.2	7.7	1,067.6	4.5
校舎	23.9	5.6	38.5	3.8	19.3	1.3	44.3	2.4	79.4	3.8	95.8	3.5	90.2	3.1	0.0	0.0	114.4	3.1	261.4	6.0	767.2	3.2
屋内運動場	0.0	0.0	4.8	0.5	6.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	24.3	0.9	20.7	0.7	55.9	1.7	0.0	0.0	54.4	1.2	166.7	0.7
教職員住宅	0.0	0.0	3.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.1	24.5	0.8	9.9	0.3	22.4	0.5	63.8	0.3
通学バス・ポート	0.0	0.0	2.0	0.2	1.6	0.1	1.0	0.1	0.0	0.0	6.3	0.2	36.5	1.2	5.0	0.2	2.3	0.1	0.0	0.0	54.7	0.2
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2	0.1
7 公民館	29.0	6.7	58.6	5.8	43.1	3.0	28.5	1.6	0.0	0.0	123.7	4.5	209.3	7.1	82.4	2.5	38.8	1.1	30.6	0.7	644.0	2.7
8 集会施設	15.0	3.5	18.4	1.8	88.4	6.1	119.6	6.6	185.1	8.8	157.9	5.8	170.3	5.8	300.0	9.3	358.6	9.8	567.1	12.9	1,980.4	8.3
9 診療施設	32.0	7.4	7.7	0.8	0.0	0.0	10.9	0.6	18.5	0.9	15.7	0.6	19.4	0.7	12.3	0.4	25.9	0.7	3.0	0.1	145.4	0.6
10 保育所	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	0.4	12.8	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	5.9	0.2	0.0	0.0	5.5	0.1	31.3	0.1
11 児童館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12 老人福祉施設	0.0	0.0	40.2	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	46.7	0.2
13 消防施設	16.4	3.8	26.9	2.7	53.4	3.7	67.4	3.7	73.5	3.5	97.9	3.6	122.1	4.2	173.7	5.4	144.1	3.9	154.3	3.5	929.7	3.9
14 母子健康センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15 簡易水道	17.3	4.0	14.7	1.5	3.7	0.3	11.3	0.6	16.6	0.8	4.0	0.1	0.0	0.0	35.3	1.1	18.4	0.5	2.9	0.1	124.2	0.5
16 漁港	15.6	3.6	14.1	1.4	19.3	1.3	25.6	1.4	93.4	4.4	88.5	3.3	62.5	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	319.0	1.3
17 農林漁業近代化施設	1.0	0.2	2.5	0.2	26.5	1.8	42.7	2.3	80.1	3.8	80.8	3.0	47.4	1.6	87.8	2.7	57.9	1.6	172.7	3.9	599.4	2.5
18 観光レクリエーション施設	0.0	0.0	7.0	0.7	5.4	0.4	49.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	82.9	2.6	14.5	0.4	32.6	0.7	191.4	0.8
19 集落移転	6.3	1.5	60.3	6.0	145.9	10.1	58.7	3.2	52.4	2.5	197.4	7.3	42.1	1.4	43.4	1.3	0.0	0.0	50.5	1.2	657.0	2.8
合計	430.3	100.0	1,002.4	100.0	1,440.9	100.0	1,819.8	100.0	2,102.1	100.0	2,722.0	100.0	2,928.2	100.0	3,239.6	100.0	3,677.4	100.0	4,386.9	100.0	23,749.6	100.0

(単位：百万円、%)

図表 2-3-10(2) 辺地対策事業債施設別配分の状況

(単位：百万円、%)

施設名	平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		合計		
	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	
1 電気供給施設																						0.0	0.0
2 道路・橋梁	2,273.0	72.9	2,705.0	71.8	2,714.4	69.4	2,924.6	68.7	3,123.3	72.8	3,275.8	74.2	3,253.8	75.7	3,236.9	74.9	3,292.7	78.3	3,071.9	73.2	29,871.4	73.2	
3 渡船施設	24.6	0.8	14.4	0.4					13.3	0.3									5.9	0.1	58.2	0.1	
4 通学施設			17.4	0.5	58.9	1.5	25.7	0.6	1.2	0.0			19.9	0.5	8.8	0.2			53.9	1.3	185.8	0.5	
5 診療施設	2.2	0.1	7.7	0.2	51.4	1.3	23.4	0.5	9.2	0.2	48.9	1.1	18.4	0.4			40.3	1.0	25.4	0.6	226.9	0.6	
6 飲料水供給施設	117.7	3.8	165.0	4.4	209.6	5.4	163.1	3.8	254.8	5.9	283.9	6.4	264.6	6.2	237.5	5.5	34.2	0.8	44.2	1.1	1,774.6	4.4	
7 有線電気通信・無線電話							27.0	0.6	14.2	0.3	15.7	0.4	11.9	0.3	70.3	1.6	1.6	0.0	5.7	0.1	146.4	0.4	
8 農道・林道	212.6	6.8	110.5	2.9	118.3	3.0	170.1	4.0	123.6	2.9	97.8	2.2	156.6	3.6	84.8	2.0	59.9	1.4	98.3	2.3	1,232.5	3.0	
9 教職員住宅	25.8	0.8	66.1	1.8	75.2	1.9	64.2	1.5	70.1	1.6	164.1	3.7	61.9	1.4			42.8	1.0	39.4	0.9	609.6	1.5	
10 学校給食施設	6.9	0.2					6.4	0.2	4.3	0.1			32.7	0.8	150.6	3.5			124.0	3.0	324.9	0.8	
11 へき地集会所					24.9	0.6			23.2	0.5	7.6	0.2					211.7	5.0	153.9	3.7	421.3	1.0	
12 公民館その他集施設	225.6	7.2	169.9	4.5	171.3	4.4	22.2	0.5	225.8	5.3			185.0	4.3	325.9	7.5	93.3	2.2	148.1	3.5	1,567.1	3.8	
13 保育所	15.1	0.5	21.5	0.6	82.9	2.1	221.0	5.2			26.0	0.6					20.8	0.5			387.3	0.9	
14 児童館					25.3	0.6															25.3	0.1	
15 母子健康センター																						0.0	0.0
16 生活改善センター																						0.0	0.0
17 豪雪山村開発センター																						0.0	0.0
18 山村開発センター																						0.0	0.0
19 克雪管理センター																						0.0	0.0
20 へき地保健福祉館																						0.0	0.0
21 高齢者福祉増進施設			143.1	3.8	29.9	0.8	34.3	0.8	36.3	0.8							24.4	0.6	44.1	1.1	312.1	0.8	
22 その他レクリエーション施設	21.9	0.7																				21.9	0.1
23 消防施設	59.4	1.9	83.0	2.2	111.0	2.8	118.9	2.8	107.9	2.5	132.1	3.0	100.3	2.3	50.7	1.2	109.2	2.6	26.2	0.6	898.7	2.2	
24 自動車等																						0.0	0.0
25 除雪機械																						0.0	0.0
26 離島開発センター																						0.0	0.0
27 農林漁業経営近代化施設	3.7	0.1	16.2	0.4	51.5	1.3	162.0	3.8	29.1	0.7	177.4	4.0			25.4	0.6	13.7	0.3	13.3	0.3	492.3	1.2	
28 観光レクリエーション施設	131.1	4.2	248.2	6.6	169.3	4.3	263.5	6.2	207.9	4.8	152.9	3.5	63.6	1.5	79.0	1.8	218.0	5.2	246.8	5.9	1,780.3	4.4	
29 下水道施設					16.7	0.4	33.2	0.8	3.8	0.1	31.3	0.7	23.4	0.5	54.1	1.3	43.2	1.0	96.6	2.3	302.3	0.7	
30 地場産業振興施設		0.0		0.0	2.6	0.1		0.0	44.7	1.0		0.0	107.9	2.5		0.0					155.2	0.4	
	3,119.6	100.0	3,768.0	100.0	3,913.2	100.0	4,259.6	100.0	4,292.7	100.0	4,413.5	100.0	4,300.0	100.0	4,324.0	100.0	4,205.8	100.0	4,197.7	100.0	40,794.1	100.0	

図表 2-3-10(3) 辺地対策事業償還施設別配分の状況

(単位：百万円、%)

施設名	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		合計		
	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	起償額	構成比	
1 電気供給施設																						0.0	0.0
2 道路・橋梁	1,483.8	71.3	1,545.4	67.8	1,350.9	55.8	1,741.9	69.5	1,559.9	62.1	1,524.3	59.5	1,647.4	63.0	1,773.5	67.7	1,948.6	70.6	2,151.6	75.5	16,727.3	66.4	
3 渡船施設	79.8	3.8	21.9	1.0	87.4	3.6	80.4	3.2	79.8	3.2	25.5	1.0	15.9	0.6			27.8	1.0	44.0	1.5	446.6	1.8	
4 通学施設	40.2	1.9	48.6	2.1	43.6	1.8					10.8	0.4					9.7	0.4			168.8	0.7	
5 診療施設	35.3	1.7	6.0	0.3	16.2	0.7	64.3	2.6	1.9	0.1	13.0	0.5	99.1	3.8	16.3	0.6	42.5	1.5	2.6	0.1	297.2	1.2	
6 飲料水供給施設	90.1	4.3	185.5	8.1	206.0	8.5	107.5	4.3	80.2	3.2	85.9	3.4	127.6	4.9	155.5	5.9	168.8	6.1	118.2	4.1	1,325.3	5.3	
7 有線電気通信・無線電話			45.0	2.0	48.4	2.0	17.6	0.7														111.0	0.4
8 農道・林道	144.3	6.9	144.5	6.3	315.5	13.0	98.5	3.9	187.3	7.5	257.0	10.0	272.2	10.4	188.6	7.2	148.8	5.4	201.2	7.1	1,957.9	7.8	
9 教職員住宅	113.9	5.5	104.4	4.6	59.9	2.5	43.4	1.7	20.4	0.8	68.9	2.7	55.8	2.1	32.9	1.3	30.8	1.1	24.0	0.8	554.4	2.2	
10 学校給食施設	8.7	0.4	0.8	0.0	3.4	0.1	0.8	0.0	15.1	0.6	2.4	0.1	14.1	0.5	11.9	0.5	2.9	0.1	2.7	0.1	62.8	0.2	
11 へき地集会所			22.0	1.0	59.7	2.5			191.7	7.6	37.6	1.5	61.0	2.3	23.6	0.9	18.6	0.7	32.0	1.1	446.2	1.8	
12 公民館その他集会所	39.9	1.9	39.7	1.7	91.1	3.8	83.3	3.3	11.5	0.5	359.5	14.0	97.0	3.7	79.2	3.0	52.1	1.9	57.3	2.0	910.6	3.6	
13 保育所	24.1	1.2	6.7	0.3			22.9	0.9					31.7	1.2			4.6	0.2	25.3	0.9	115.3	0.5	
14 児童館																						0.0	0.0
15 母子健康センター																						0.0	0.0
16 生活改善センター													86.7	3.3					13.5	0.5	100.2	0.4	
17 豪雪山村開発センター																						0.0	0.0
18 山村開発センター																						0.0	0.0
19 克雪管理センター																						0.0	0.0
20 へき地保健福祉館									26.0	1.0												26.0	0.1
21 老人福祉施設											25.7	1.0			174.4	6.7	177.9	6.4			378.0	1.5	
22 その他レクリエーション施設			32.0	1.4	32.5	1.3	23.9	1.0	99.8	4.0			16.8	0.6	117.6	4.5			100.1	3.5	422.7	1.7	
23 消防施設	12.2	0.6	40.0	1.8	34.9	1.4	21.0	0.8	43.2	1.7	37.6	1.5	54.9	2.1	43.7	1.7	60.8	2.2	77.5	2.7	425.8	1.7	
24 自動車等																						0.0	0.0
25 除雪機械																						0.0	0.0
26 離島開発センター							100.0	4.0	133.3	5.3											233.3	0.9	
27 農林漁業経営近代化施設	9.7	0.5	37.5	1.6	4.3	0.2	67.5	2.7	13.1	0.5	59.5	2.3	4.3	0.2	2.8	0.1	1.7	0.1			200.4	0.8	
28 観光レクリエーション施設		0.0		0.0	67.2	2.8	34.0	1.4	48.8	1.9	54.3	2.1	28.5	1.1		0.0	64.0	2.3		0.0	296.8	1.2	
	2,082.0	100.0	2,280.0	100.0	2,421.0	100.0	2,507.0	100.0	2,512.0	100.0	2,562.0	100.0	2,613.0	100.0	2,620.0	100.0	2,759.6	100.0	2,850.0	100.0	25,206.6	100.0	

図表2-3-10(4) 辺地対策事業債施設別配分の状況

(単位：百万円、%)

施設名	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		合計		
	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	
1 電気導入施設																							
2 道路橋梁施設	330.3	73.2	389.3	79.6	428.4	72.2	673.9	78.1	765.7	79.8	763.1	69.9	699.6	60.6	852.6	66.1	1,072.0	68.9	1,364.2	73.8	7,339.1	71.3	
3 渡船施設	10.2	2.3	22.5	4.6	27.6	4.7	14.1	1.6	51.3	5.3	23.3	2.1	27.2	2.4	25.1	1.9	22.8	1.5	12.9	0.7	237.0	2.3	
4 通学施設	3.0	0.7	12.8	2.6	1.0	0.2	17.7	2.1	1.4	0.1	15.9	1.5			12.5	1.0			9.9	0.5	74.2	0.7	
5 診療施設					5.8	1.0	16.8	1.9	3.7	0.4	5.5	0.5	2.5	0.2	4.6	0.4	1.9	0.1	19.7	1.1	60.5	0.6	
6 飲用水供給施設	64.2	14.2	30.7	6.3	70.4	11.9	47.5	5.5	54.0	5.6	85.6	7.8	127.2	11.0	110.5	8.6	105.0	6.8	126.6	6.8	821.7	8.0	
7 有線電気通信設備・無線電話																							
8 農道					4.5	0.8	3.1	0.4			5.5	0.5			34.6	2.7	41.1	2.6	12.0	0.6	100.8	1.0	
9 林道	11.4	2.5	5.9	1.2	12.4	2.1	27.7	3.2	33.7	3.5	75.3	6.9	53.4	4.6	48.1	3.7	68.6	4.4	53.8	2.9	390.3	3.8	
10 教員住宅	22.0	4.9	15.2	3.1	24.3	4.1	35.4	4.1	31.9	3.3	66.4	6.1	90.1	7.8	94.0	7.3	115.7	7.4	115.0	6.2	610.0	5.9	
11 学校給食施設設備			2.1	0.4	0.7	0.1	1.3	0.2	1.2	0.1									12.1	0.7	17.4	0.2	
12 へき地集会所																							
13 公民館その他集会所	10.0	2.2	10.6	2.2	11.5	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	24.2	2.2	116.0	10.0	80.6	6.2	93.4	6.0	82.5	4.5	428.8	4.2	
14 保育所							2.5	0.3	3.2	0.3			9.6	0.8	19.9	1.5	21.8	1.4	32.4	1.8	89.4	0.9	
15 児童館					6.8	1.1																6.8	0.1
16 老人福祉施設																						0.0	0.0
17 母子健康センター																						0.0	0.0
18 消防施設							16.6	1.9	12.9	1.3	19.8	1.8	15.0	1.3	7.5	0.6	7.7	0.5	7.9	0.4	87.4	0.8	
19 住民の交通の便に供する自動車							6.4	0.7													6.4	0.1	
20 除雪機械																						0.0	0.0
21 生活改善センター																	5.0	0.3				5.0	0.0
22 山村開発センター																						0.0	0.0
23 離島開発総合センター																						0.0	0.0
24 特別豪雪地帯除雪管理センター																						0.0	0.0
25 へき地保健福祉会館																						0.0	0.0
26 農林漁業近代化施設	451.1	100.0	489.1	100.0	593.4	100.0	863.0	100.0	959.0	100.0	1,091.0	100.0	1,155.0	100.0	1,290.0	100.0	1,555.0	100.0	1,849.0	100.0	10,295.6	100.0	

図表2-3-1-1 過疎対策事業債施設別配分状況(法律別)

↓ H22～R2の発行予定額

区分	施設名	過疎地域対策緊急措置法(S45-54)		過疎地域振興特別措置法(S55-H1)		過疎地域活性化特別措置法(H2-11)		過疎地域自立促進特別措置法(H12-21)		過疎地域自立促進特別措置法(改正後)		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(R3-)		合計(S45-R3)	
		起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比	起債額	構成比
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
産業振興施設	1 法人に対する出資		0.0		0.0	1,471.1	1.5	281.3	0.3	40.0	0.0	0.0	0.0	1,792.4	0.5
	2 市町村道・橋りょう		0.0		0.0	8,376.1	8.6	5,406.6	6.2	520.9	0.5	28.5	0.0	14,332.1	3.8
	3 農道・林道		0.0		0.0	3,916.9	4.0	1,110.6	1.3	62.4	0.1	7.7	0.0	5,097.6	1.4
	4 林業用作業道		0.0		0.0	253.1	0.3	19.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	272.8	0.1
	5 漁港・漁港関連道	319.0	1.3	215.8	0.4	441.7	0.5	1,311.3	1.5	2,424.5	2.4	342.7	0.3	5,055.0	1.4
	6 港湾施設		0.0		0.0	105.3	0.1	0.0	0.0	1,248.6	1.2	103.7	0.1	1,457.6	0.4
	7 地場産業振興施設		0.0		0.0	1,183.0	1.2	942.6	1.1	1,169.2	1.2	28.7	0.0	3,323.5	0.9
	8 貸工場又は貸事務所									288.4	0.3	0.0	0.0	288.4	0.1
	9 観光・レクリエーション施設	191.4	0.8	1,447.4	2.7	15,626.3	16.0	10,183.6	11.7	5,188.3	5.1	368.6	0.4	33,005.6	8.8
	10 農林漁業経営近代化施設	599.4	2.5	1,005.6	1.9	2,256.7	2.3	2,068.5	2.4	1,271.3	1.3	101.5	0.1	7,303.0	2.0
	11 商店街振興施設		0.0	87.9	0.2	855.7	0.9	65.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1,009.5	0.3
小計	1,109.8	4.7	2,756.7	5.1	34,485.9	35.4	21,390.1	24.6	12,213.6	12.0	981.4	1.0	72,937.5	19.5	
交通通信施設	12 市町村道・橋りょう	14,907.3	62.8	34,228.7	63.0	28,903.0	29.7	34,358.3	39.5	17,338.0	17.1	2,561.2	2.5	132,296.5	35.4
	13 農道・林道	1,738.5	7.3	4,639.2	8.5	1,847.0	1.9	1,161.4	1.3	263.4	0.3	55.4	0.1	9,704.9	2.6
	14 電気通信施設	136.6	0.6	424.8	0.8	3,153.8	3.2	1,109.6	1.3	3,772.3	3.7	121.5	0.1	8,718.6	2.3
	15 地域鉄道									270.4	0.3	52.6	0.1	323.0	0.1
	16 自動車・雪上車	9.7	0.0		0.0	21.6	0.0	11.9	0.0	75.2	0.1	0.0	0.0	118.4	0.0
	17 渡船施設	221.4	0.9	147.9	0.3	23.7	0.0	585.0	0.7	341.8	0.3	0.0	0.0	1,319.8	0.4
	18 除雪機械		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	17,013.5	71.6	39,440.6	72.6	33,949.1	34.9	37,226.2	42.8	22,061.1	21.7	2,790.7	2.8	152,481.2	40.8
厚生施設	19 下水道処理施設		0.0		0.0	3,745.7	3.9	8,413.0	9.7	2,959.5	2.9	333.1	0.3	15,451.3	4.1
	20 一般廃棄物処理施設									946.1	0.9	290.9	0.3	1,237.0	0.3
	21 消防施設	929.7	3.9	2,303.6	4.2	2,168.2	2.2	3,046.4	3.5	3,499.2	3.4	475.1	0.5	12,422.2	3.3
	22 火葬場									521.4	0.5	70.6	0.1	592.0	0.2
	23 高齢者保健福祉施設	46.7	0.2	716.5	1.3	7,118.2	7.3	2,902.9	3.3	1,113.0	1.1	45.2	0.0	11,942.5	3.2
	24 障害者(児)施設									83.9	0.1	86.2	0.1	170.1	0.1
	25 保育所・児童館	31.3	0.1	333.4	0.6	441.3	0.5	1,041.2	1.2	299.0	0.3	102.2	0.1	2,248.4	0.6
	26 認定こども園									1,812.7	1.8	31.7	0.0	1,844.4	0.5
	27 母子健康センター		0.0		0.0	0.0	0.0	718.7	0.8	69.5	0.1	0.0	0.0	788.2	0.2
	28 診療施設	145.4	0.6	1,194.7	2.2	2,158.9	2.2	1,722.6	2.0	6,344.6	6.3	337.2	0.3	11,903.4	3.2
29 簡易水道施設	124.2	0.5	747.9	1.4	2,384.5	2.5	5,645.5	6.5	3,403.0	3.4	207.3	0.2	12,512.4	3.4	
小計	1,277.3	5.4	5,296.1	9.8	18,016.8	18.5	23,490.3	27.0	21,051.9	20.7	1,979.5	2.0	71,111.9	19.0	
教育文化施設	30 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎等	1,067.6	4.5	1,107.1	2.0	570.0	0.6	768.0	0.9	3,693.9	3.6	369.6	0.4	7,576.2	2.0
	31 図書館		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	630.1	0.6	233.1	0.2	863.2	0.2
	32 市町村立幼稚園									25.8	0.0	4.9	0.0	30.7	0.0
	33 小規模校校舎		0.0	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	0.0
	34 教職員住宅		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	257.8	0.3	1.5	0.0	259.3	0.1
	35 学校給食施設									8.0	0.0	56.8	0.1	64.8	0.0
	36 通学施設		0.0		0.0	98.6	0.1	50.2	0.1	176.1	0.2	21.7	0.0	346.6	0.1
	37 公民館	644.0	2.7	357.4	0.7	395.5	0.4	758.9	0.9	978.8	1.0	197.6	0.2	3,332.2	0.9
	38 その他の集会施設	1,980.4	8.3	2,049.1	3.8	3,400.0	3.5	506.0	0.6	757.2	0.8	73.1	0.1	8,765.8	2.3
	39 住民のレクリエーション施設		0.0	3,303.9	6.1	6,411.2	6.6	1,469.9	1.7	319.8	0.3	0.0	0.0	11,504.8	3.1
40 地域文化振興施設								1,030.2	1.2	2,562.0	2.5	250.0	0.3	3,842.2	1.0
小計	3,692.0	15.6	6,823.3	12.6	10,875.3	11.2	4,583.2	5.3	9,409.5	9.3	1,208.3	1.2	36,591.6	9.8	
集落整備	41 移転跡地	657.0	2.8		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	657.0	0.2
	42 移転先地		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	43 定住促進団地		0.0		0.0	66.2	0.1	270.2	0.3	31.8	0.0	0.0	0.0	368.2	0.1
	小計	657.0	2.8	0.0	0.0	66.2	0.1	270.2	0.3	31.8	0.0	0.0	0.0	1,025.2	0.3
自然エネルギーを利用するための施設										136.6	0.1	6.5	0.0	143.1	0.0
過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)			0.0		0.0		0.0		0.0	36,674.4	36.1	2,965.9	2.9	39,640.3	10.6
合計		23,749.6	100.0	54,316.7	100.0	97,393.3	100.0	86,960.0	100.0	101,578.9	100.0	9,932.3	9.8	373,930.8	100.0

(2) 集落整備事業の実施状況

(単位：人、世帯、千円)

年 度	市町村名	集 落	人 口	世帯数	事 業 量	国 庫 補助金	県補助金	過 疎 債	移 転 先
S 45	小値賀町	野 首	31	6	6,540		765		長崎市、北九州市 有福地区 大增地区
	若松町	荒 回	19	3	6,960		300	6,300	
	上対馬町	加勢ヶ浦	51	13	2,830		1,415		
	計	3	101	22	16,330	0	2,480	6,300	
46	小値賀町	藪路木	27	4	21,389		605	19,200	笛吹地区
	奈留町	葛 島	101	23	30,614	7,932	3,966	18,500	檜ノ木山地区
	若松町	(荒回)	13	2	4,000		200	3,600	有福地区
		水ノ浦	23	5	11,606		500	10,600	土井ノ浦地区
		小 作	12	3	6,963		300	6,300	宿ノ浦地区
		4	1						桐古里地区
	昼ノ浦	58	14	3,020		450	2,100	愛知県、大阪府内	
	計	5	238	52	77,592	7,932	6,021	60,300	
47	小値賀町	(藪路木)	(27)	(4)	6,113			5,300	笛吹地区
	奈留町	(葛島)	(101)	(23)	92,877	7,057	4,700	76,700	檜ノ木山地区
	上五島町	熊 高	71	12	67,855		1,655	63,400	青方地区
	時津町	鷹 島	51	10	2,530		1,265		日並地区
	計	2	122	22	169,375	7,057	7,620	145,400	
48	奈留町	本河原	41	8	41,757		1,015	38,300	檜ノ木山地区
	若松町	(昼ノ浦)	19	4	8,321		250	7,800	桐、土井ノ浦地区
	上五島町	(熊高)	(71)	(12)	12,628			12,600	愛知県、長崎市、青方地区
	有川町	山 田	17	5	1,010		505		有川地区、福島町
	計	2	77	17	63,716	0	1,770	58,700	
49	上五島町	折 島	102	24	88,421	22,500	11,250	52,400	青方地区
		樽 見	53	10					
	有川町	畑 尻	8	2	440		220		江ノ浜地区
	計	3	163	36	88,861	22,500	11,470	52,400	
50	上五島町	(折島)	(102)	(24)	211,568	7,500	3,700	197,400	青方地区
	計	(樽見) (2)	(53) (155)	(10) (34)	211,568	7,500	3,700	197,400	
51	若松町	越 路	18	4	29,843		900	22,500	中ノ浦地区
	上五島町	(樽見)	(53)	(10)	10,234			8,900	青方地区
	計	1	18	4	40,077	0	900	31,400	
52	若松町	有 福	43	6	46,548			43,400	小田地区
	計	1	43	6	46,548	0	0	43,400	
53	若松町	(有 福)	(43)	(6)	2,730		1,300		小田地区
	計	(1)	(43)	(6)	2,730	0	1,300	0	
54	若松町	(有 福)	42	6	53,310		1,300	50,500	小田地区
	計	(1)	42	6	53,310	0	1,300	50,500	
59	小値賀町	(殿崎)	16	4	68,094		10,000		木場地区
	計	1	16	4	68,094	0	10,000	0	
	計	18	820	169	838,201	44,989	46,561	645,800	

(3) 過疎地域活性化施設建設事業等の状況

〔コミュニティセンター〕

(単位：㎡、千円)

年度	市町村名	構造・面積	事業費	国庫補助金
S51～52	大瀬戸町	R・C 3F 1,481	190,177	30,000
53～54	鹿町町	R・C 2F 1,841	347,477	30,000
54～55	美津島町	R・C 3F 1,400	269,320	29,775
58～59	佐々町	R・C 2F 1,978	603,209	29,400
H1～2	野母崎町	R・C 2F 1,682	565,620	30,900

〔高齢者コミュニティセンター〕

(単位：㎡、千円)

年度	市町村名	構造・面積	事業費	国庫補助金
S54	西海町	R・C 1F 450	80,036	9,850
58	小佐々町	R・C 1F 355	71,374	9,870
〃	美津島町	R・C 1F 258	44,981	9,870
59	千々石町	R・C 1F 310	48,779	10,000
〃	鹿町町	R・C 1F 314	84,150	10,000
61	福島町	鉄骨 1F 334	47,282	9,800

〔“リフレッシュふるさと”推進モデル事業〕

(単位：千円)

年度	市町村名	事業内容	事業費	国庫補助金
H1～2	厳原町	遊歩道、交流センター 多目的広場、バンガロー	242,385	48,451
4～5	伊王島町	資料館、体育館	386,310	49,440
8	有川町	ログハウス、テニスコート バーベキュー広場	156,086	41,200

〔過疎地域活性化推進モデル事業〕

(単位：千円)

年度	市町村名	事業内容	事業費	国庫補助金
H6	小浜町	街並み整備・照明・サイン ガイドライン策定	10,700	5,150
7	伊王島町	町のイメージソング作成・ CD等制作・イベント開催	10,343	5,150
9	平戸市	和蘭商館に関する構造物 資料調査・設計図作成 シンポジウムの開催	12,263	5,014
9	高島町	「リニューアルアクト高島」インフォ メーション、交流イベント まちづくりシンポジウム開催	11,228	5,014

〔過疎地域滞在施設整備モデル事業〕

(単位：㎡、千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H8～9	大 島 村	宿泊施設 (漁火館) R C 2 階建 1F 734.05, 2F 396.42 研修室、居室等	615,029	103,280
10～11	宇 久 町	宿泊施設 (宇久シーパークホテル) R C 2 階建 1F 849, 2F 748 研修室、居室等	643,917	105,000
11～12	野 母 崎 町	宿泊施設 (ふれあいセンター) R C 3 階建 1F:1165 2F:1308 3F:712 会議室、居室等	742,350	105,000
12～13	鷹 島 町	周辺整備 (モンゴル村温泉施設)	546,800	52,500

〔過疎地域集落再編整備事業〕

(単位：千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H14～15	世 知 原 町	定住促進団地建設に係る宅地造成 及び生活関連施設整備。 住宅用地造成費、共同駐車場 道路、広場・緑地、給水施設 共同受信施設、し尿処理施設外	278,795	21,823
27	西 海 市	定住促進空き家活用事業 県教職員住宅の購入・改修による住宅整備 (R C 4 階建 8戸)	50,435	8,000
R2	壱 岐 市	定住促進空き家活用事業 子育て世帯や若年単身者、移住者向けに 空き家を整備し、定住人口増加を図る。	13,992	5,996

〔地域間交流施設整備事業〕

(単位：㎡、千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H14～15	崎 戸 町	宿泊施設 (ホテル咲き都) R C 4 階建 1F:434.35 2F:1,399.63 3F:657.97 4F:481.36 客室、レストラン・ラウンジ、 多目的ホール、会議室、売店 等	982,132	125,917
15	有 川 町	資料展示・飲食施設 (五島うどんの里) 木造平屋建 床面積695.21 展示見学コーナー、製品倉庫、 食堂 (50席)、製造体験コーナー等	207,515	63,000
22	西 海 市	スポーツレクリエーション施設 (屋内プール) 鉄骨テト造 (一部RC造) 平屋1,060 大プール (25m×7m)、小プール (10m×5m) シャワー室、更衣室 (附帯設備) 太陽光発電設備、遊歩道、案内板、外灯	269,308	63,000

〔過疎地域自立活性化推進交付金〕 R3～過疎地域持続的発展支援交付金

(単位：千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H22	対 馬 市	○認知度向上による「つしまデカラ」発掘推進事業 経済圏域の福岡でアンケート、PR、売り込み実証実験及び韓国観光客へのアンケートと釜山市における誘致PRを行い、地場製品の販売戦略と活用策を模索し、生産意欲向上と地域活性化に繋げる。	12,727	10,000
24	松 浦 市	○福岡アンテナショップを核とした“松浦”FAN創出事業 アンテナショップを情報発信の起点として、松浦市の食・体験・歴史を楽しんでもらう観光客の呼び込み、地場産業の周知徹底・販売拡大、人と人とのふれ合いを大切にした地域交流事業の拡大に取り組む。	10,079	10,000
	壱 岐 市	○しま共通地域通貨を活用した産業振興及び交流人口拡大事業 過疎地域の経済活性化、交流人口の拡大のため、しま共通地域通貨（プレミアム付き離島過疎市町村共通商品券）の発行に向け、制度設計やPR等を実施する。	10,070	10,000
25	五 島 市	○「久賀島の文化的景観」を活かした暮らせるしまづくり推進事業 離島である五島市の二次離島「久賀島」の自立活性化推進のため、島外住民からの人的・経済的支援を地域存続の重要キーワードと捉えることで、そこから島の価値や魅力を守り活かす方法を見出し、結果として島民が島で生活を続けることができるしまづくりに取り組む。 ・地域づくりキーパーソンとの交流 ・ボランティアツアーリズムの推進 ・島外の久賀島応援団との連携による特産品の開発・商品化 など	10,093	10,000
26	壱 岐 市	○島民参加型観光ネットワーク整備事業 島民参加型の観光ネットワークを整備することにより、地域内住民の自立化、交流人口の拡大、地産地消の推進を図る。 ・ポイント会員（市内外問わず）が宿泊者を壱岐市観光連盟に紹介 ・観光連盟はホテル・旅館へ予約の手続きを行い、成約時には紹介者及び宿泊者へポイントを付与し、溜まったポイントに応じて島内で使用出来る商品券を配布	10,746	10,000
R2	雲 仙 市	○UNZEN、温泉と地下構造調査事業 ・休止源泉を含め100か所以上の源泉の調査を実施し、「源泉台帳」を作成。 ・主要な源泉箇所をピックアップし、年間を通じたモニタリング調査を実施。 ・地下構造の調査。 ・地域住民への調査結果報告、課題解決に向けた地下資源の保護策等について検討。	10,109	10,000

〔過疎地域持続的発展支援交付金〕 ～R2 過疎地域自立活性化推進交付金

(単位：千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
R3	五 島 市	○五島市鳥獣被害対策ICTイノベーション事業 携帯電波の届かない山間部でICT技術を利用するために、ICT中継器を導入する。 捕獲・監視して得られた情報および目撃情報などを収集し、市民に向けて鳥獣被害予報を直ちに発信する体系を構築する。	16,272	16,272

〔過疎地域遊休施設再整備事業〕

(単位：千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H25	長 崎 市 (旧伊王島町)	○伊王島地区活性化交流拠点施設整備事業 遊休施設(旧縫製工場)を改修し、特産品加工所、加工体験室兼談話室、情報・交流スペース、ペーロン見学スペースを設け観光客の休憩所や地元住民との交流、情報発信の場として有効活用する。	19,810	6,500

〔過疎集落等自立再生緊急対策事業〕

(単位：千円)

年 度	市 町 村 名	事業内容	事 業 費	国庫補助金
H24	島 原 市 (有明地区)	○有明地区交流拠点施設利用促進事業 交流イベントの実施や有明地区の交流拠点である有明町体育館に屋外トイレを設置することで施設の利便性を高め、地域住民の交流機会の確保・増加につなげ、地域コミュニティを活性化させる。	23,538	5,000
	対 馬 市 (国境離島 対馬 (日本)最北西部 生活圏)	○離島過疎集落自立・持続可能プロトタイプ化事業 生活圏内の校区に、域学連携拠点化、新商品・サービス拠点化、新商品販売拠点化として特色ある地域づくりを行うため、運営拠点整備と運営組織の立ち上げ、事業実施のための調査、アドバイザー招聘等を行う。	8,060	8,000
	壱 岐 市 (壱岐市那賀地区)	○壱岐市那賀地区6次産業化推進事業 柚子生産組合による地区ブランド化や農業生産量の拡大を地区公民館協議会等の地域住民組織と共同で取り組み、高齢農家の生きがいづくりや耕作放棄地対策、交流人口の拡大、6次産業化を推進する。	12,055	12,000
	西 海 市 (西海町中浦地区)	○西海里山イニシアティブ実践プロジェクト ～都市部との交流による里山の再生～ 体験・交流施設の体験プログラムに必要な設備整備、耕作放棄地利活用、交流事業の実施、特産品開発により、里山の保全・再生、地域経済の活性化、地域住民の生きがい醸成が循環し、持続することを目指す。	15,066	15,000
	小 値 賀 町 (小値賀集落生活圏)	○小値賀集落自立再生緊急対策事業 高齢者等への買い物支援・見守り支援、地区集会所のバリアフリー化等、空き家の利活用、来島者との交流促進のためのレジャー施設の機能向上等により、安全安心な生活の確保と定住促進に取り組む。	9,754	8,000

25 補正	長崎市 (伊王島地区)	○伊王島特産品開発・製造事業 伊王島加工組合が、特産品加工場で特産品の開発・製造を行い、伊王島地区のさらなる活性化と雇用の創出を図る。	5,510	5,500
	長崎市 (高島地区)	○高島おもてなし事業 高島振興協同組合が、特産品の開発・製造、おもてなし講演会の開催及び観光ガイドブックの作成等を行い、高島地区の活性化と雇用の創出を図る。	9,076	9,000
年度	市町村名	事業内容	事業費	国庫補助金
	五島市 (久賀島生活圏)	○久賀島再生！思い出の校舎を拠点とした暮らせるしまづくり推進事業 生活圏中心部に位置する廃校舎を活用し、農水産物の加工施設や観光案内所として利用することで、地域資源の活用による収益の増加、観光受入体制の構築を実現し、暮らせるしまづくりを目指す。	17,173	10,000
	西海市 (西海大島生活圏)	○西海大島里山交流事業 ～元気野菜でまちづくり～ 環境美化活動などの活動を今後継続発展させるため、生ゴミの発酵堆肥を使って栽培した元気野菜の販売やその加工品の製造販売を行うための加工施設を整備	10,437	10,000
	小値賀町 (柳集落生活圏)	○地域資源を活かした絆プロジェクト事業 地区住民の交流拠点である住民センターの環境を整備し、郷土芸能の継承等による世代間交流で元気な集落づくりの場として活用。観光スポットである海水浴場を再整備し、交流の場としての機能を更に高める。	10,919	10,000
H26	西海市 (西海雪浦生活圏)	○雪浦あんぱんね事業交流プロジェクト事業 ～空き店舗再生で地域づくり～ 交流人口の拡大と地域コミュニティの再生を図るため、空き店舗を活用し、ギャラリー、カフェ、マーケットを兼ね備えた施設を整備。活動や空き家情報のホームページ等による発信。	10,014	10,000

〔過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業〕

年度	市町村名	事業内容	事業費	国庫補助金
H27	五島市 (奥浦地区集落ネットワーク圏)	○幸福度日本一！世界に輝く奥浦推進事業 住民でつくる「おくら夢のまちづくり協議会」が中心となって、交流人口の拡大や定住人口の増加、充実した生活サービスを提供する仕組みづくり、人材育成にチャレンジすることで、住み続けることができる地域づくりを目指す。	15,387	15,000
H28	平戸市 (田平南小学校区)	○道の駅「昆虫の里たびら」活性化事業 田平南小学校区まちづくり運営協議会準備委員会が主体となって、道の駅「昆虫の里たびら」をまちづくりの拠点と位置づけ、「活性化計画策定」及び「新たな特産品開発」を行い、地域の活性化を図る。	5,295	5,000

4. 長崎県自治振興資金貸付の状況

(単位：千円)

	S45-S54	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	H1年度	S55-H1計
長崎市	224,600	33,000	48,200	31,300	33,300	25,900	16,900	15,900	15,700	0	0	220,200
(伊王島町)	60,400											0
(高島町)	38,800											0
(野母崎町)	22,400											0
(三和町)		33,000	34,700	19,200								86,900
(外海町)	103,000		13,500	12,100	33,300	25,900	16,900	15,900	15,700			133,300
佐世保市	11,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(吉井町)	11,500											0
平戸市	328,500	18,600	9,800	17,900	15,800	31,800	9,900	13,400	11,500	30,600	13,900	173,200
(平戸市)	6,700											0
(大島村)	1,500											0
(生月町)	153,100	11,200	9,800	14,400	8,100	28,000	9,900	11,500	11,500	20,600	9,000	134,000
(田平町)	167,200	7,400		3,500	7,700	3,800		1,900		10,000	4,900	39,200
松浦市	50,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000
(福島町)	47,400										10,000	10,000
(鷹島町)	3,000											0
対馬市	183,100	0	10,200	0	0	0	0	0	0	0	0	10,200
(厳原町)	116,400		10,200									10,200
(美津島町)	8,600											0
(豊玉町)	15,000											0
(峰町)	20,600											0
(上県町)	15,500											0
(上対馬町)	7,000											0
杵岐市	344,300	62,100	60,300	63,600	54,400	47,400	10,800	15,000	21,500	20,100	5,600	360,800
(郷ノ浦町)	186,800	22,700	26,600	30,000	36,400	16,800	5,100	10,000	7,800	7,600	5,600	168,600
(勝本町)	153,200	33,500	26,500	24,000	18,000	18,800	2,600	5,000	3,700	12,500		144,600
(石田町)	4,300	5,900	7,200	9,600		11,800	3,100		10,000			47,600
五島市	194,600	29,200	0	62,700	36,500	35,500	10,000	10,000	6,700	10,000	10,000	210,600
(福江市)	183,600	29,200		62,700	36,500	35,500	10,000	10,000	6,700	10,000	10,000	210,600
(岐宿町)	4,300											0
(奈留町)	6,700											0
西海市	31,900	36,900	32,700	21,100	27,100	28,300	8,500	10,000	18,100	18,900	20,000	221,600
(西彼町)		18,400	32,700	21,100	27,100	28,300	8,500	10,000	18,100	18,900	20,000	203,100
(西海町)		18,500										18,500
(大島町)	13,700											0
(崎戸町)	18,200											0
(大瀬戸町)												0
雲仙市	0	67,300	80,900	61,500	65,400	57,200	59,100	54,200	40,000	38,200	55,400	579,200
(瑞穂町)		22,000	38,200	16,000	32,100	24,000	14,100	14,700	10,000	4,200	19,300	194,600
(吾妻町)		20,900	18,700	21,400	14,700	6,400	13,100	13,700	15,000	16,000	24,300	164,200
(千々石町)				10,400			8,300					18,700
(小浜町)												0
(南串山町)		24,400	24,000	13,700	18,600	26,800	23,600	25,800	15,000	18,000	11,800	201,700
南島原市	0	68,900	73,900	77,900	103,500	109,900	52,800	49,500	54,500	50,200	53,100	694,200
(加津佐町)												0
(南有馬町)		24,300	29,500	27,000	28,300	28,700	11,900	15,500	15,900	23,200	18,700	223,000
(西有家町)												0
(有家町)		24,100	19,100	20,900	28,000	30,000	19,500	17,200	18,800	18,800	20,000	216,400
(布津町)		20,500	25,300	30,000	47,200	51,200	21,400	16,800	19,800	8,200	14,400	254,800
市計	1,368,900	316,000	316,000	336,000	336,000	336,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	2,480,000
江迎町	1,500											0
新上五島町	39,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(若松町)	2,000											0
(上五島町)	9,000											0
(新魚目町)	6,200											0
(有川町)	12,900											0
(奈良尾町)	9,000											0
町計	40,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,409,500	316,000	316,000	336,000	336,000	336,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	2,480,000

※過疎地域振興資金貸付金の実績

(単位：千円)

	H2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	H2-11計
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(伊王島町)											0
(高島町)											0
(野母崎町)											0
(三和町)											0
(外海町)											0
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(吉井町)											0
平戸市	7,500	7,900	61,400	98,100	43,400	17,400	6,000	85,800	84,800	65,500	477,800
(平戸市)											0
(大島村)											0
(生月町)	7,500	7,900	61,400	63,900	7,400	7,900	6,000	85,800	84,800	65,500	398,100
(田平町)				34,200	36,000	9,500					79,700
松浦市	14,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,500
(福島町)	14,500										14,500
(鷹島町)											0
対馬市	15,800	0	22,300	0	18,800	11,400	11,400	0	0	0	79,700
(厳原町)	15,800		22,300		18,800	11,400	11,400				79,700
(美津島町)											0
(豊玉町)											0
(峰町)											0
(上県町)											0
(上対馬町)											0
杵岐市	14,000	26,300	0	0	0	0	0	0	0	0	40,300
(郷ノ浦町)		26,300									26,300
(勝本町)											0
(石田町)	14,000										14,000
五島市	30,600	47,400	47,100	19,100	44,300	66,000	76,700	4,200	40,300	22,400	398,100
(福江市)	30,600	47,400	47,100	19,100	44,300	66,000	76,700	4,200	40,300	22,400	398,100
(岐宿町)											0
(奈留町)											0
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(西彼町)											0
(西海町)											0
(大島町)											0
(崎戸町)											0
(大瀬戸町)											0
雲仙市	49,100	70,300	35,200	34,800	45,600	26,500	43,900	43,200	32,000	29,600	410,200
(瑞穂町)	13,700	12,300	3,300	5,200	5,100	10,500	27,900	27,200	16,000	16,000	137,200
(吾妻町)	25,200	23,600	15,900	16,000	18,000	16,000	16,000	16,000	16,000	13,600	176,300
(千々石町)											0
(小浜町)		23,700									23,700
(南串山町)	10,200	10,700	16,000	13,600	22,500						73,000
南島原市	68,500	48,100	34,000	48,000	47,900	78,700	62,000	66,800	42,900	82,500	579,400
(加津佐町)				16,000	15,100	46,000	33,100	29,900	24,900	12,600	177,600
(南有馬町)											0
(西有家町)	13,100	4,000	12,200	21,700							51,000
(有家町)	49,400	44,100	21,800		23,200						138,500
(布津町)	6,000			10,300	9,600	32,700	28,900	36,900	18,000	69,900	212,300
市計	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,000,000
江迎町											0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(若松町)											0
(上五島町)											0
(新魚目町)											0
(有川町)											0
(奈良尾町)											0
町計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,000,000

※過疎地域振興資金貸付金の実績

(単位：千円)

	H12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H12-17計
長崎市	0	0	0	0	0	0	0
(伊王島町)							0
(高島町)							0
(野母崎町)							0
(三和町)							0
(外海町)							0
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0
(吉井町)							0
平戸市	27,700	24,800	0	0	0	0	52,500
(平戸市)							0
(大島村)							0
(生月町)							0
(田平町)	27,700	24,800					52,500
松浦市	0	0	10,200	0	0	0	10,200
(福島町)							0
(鷹島町)			10,200				10,200
対馬市	0	0	0	62,400	0	15,600	78,000
(厳原町)							0
(美津島町)				18,900			18,900
(豊玉町)							0
(峰町)				12,300			12,300
(上県町)				18,300			18,300
(上対馬町)				12,900			12,900
杵岐市	0	0	4,800	12,600	0	0	17,400
(郷ノ浦町)							0
(勝本町)			4,800	12,600			17,400
(石田町)							0
五島市	0	0	0	0	98,300	0	98,300
(福江市)							0
(岐宿町)							0
(奈留町)							0
西海市	0	0	0	0	11,300	0	11,300
(西彼町)							0
(西海町)							0
(大島町)							0
(崎戸町)							0
(大瀬戸町)					11,300		11,300
雲仙市	47,800	47,400	7,600	0	37,600	47,400	187,800
(瑞穂町)							0
(吾妻町)	47,800	47,400			32,000		127,200
(千々石町)							0
(小浜町)			7,600		5,600		13,200
(南串山町)							0
南島原市	0	0	11,400	0	0	0	11,400
(加津佐町)							0
(南有馬町)							0
(西有家町)			11,400				11,400
(有家町)							0
(布津町)							0
市計	75,500	72,200	34,000	75,000	147,200	63,000	466,900
江迎町							0
新上五島町	0	0	94,300	29,800	0	0	124,100
(若松町)			3,600				3,600
(上五島町)			34,100				34,100
(新魚目町)			56,600	29,800			86,400
(有川町)							0
(奈良尾町)							0
町計	0	0	94,300	29,800	0	0	124,100
合計	75,500	72,200	128,300	104,800	147,200	63,000	591,000

※H13までは過疎地域振興資金貸付金の実績、H14～H17特別資金（過疎分）の実績（H18から特別資金（過疎分）は廃止）

IV 資 料

III 資料

1. 県内市町村の人口推移 (国勢調査)

Table showing population trends for various municipalities in the prefecture from 1975 to 2025. Columns include municipality names, population counts, and percentage changes for various years.

2. 県内市町村の財政状況

一般財源＝地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、コ/ワ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計

(単位：千円、%)

団体名	過疎団体	令和3年度決算										歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰越すべき 財源	実質収支	財政力指数	実質公債費 比率	経常収支 比率	地方債 現在高	団体名				
		歳入総額		歳出総額																			
		一般財源	うち地方税	国庫支出金	都道府県 支出金	地方債	うち過疎債	その他	義務的経費	投資的経費	うち普通 建設事業									その他			
長崎市	法適過疎一部	262,301,512	67,772,390	53,148,001	76,187,323	23,274,895	32,227,219	1,456,100	62,839,685	255,100,662	135,867,569	39,710,172	38,673,642	79,522,921	7,200,850	4,295,875	2,904,975	0.58	8.8	91.7	274,873,584	長崎市	
佐世保市	法適過疎一部	144,680,447	37,707,754	29,238,914	35,536,114	13,445,492	9,506,300	250,500	48,484,787	138,657,544	71,199,914	17,140,532	15,940,314	50,317,098	6,022,903	1,396,820	4,626,083	0.53	4.5	90.3	107,144,736	佐世保市	
島原市	法適過疎	25,782,652	6,180,715	4,625,989	6,170,038	2,396,864	1,896,298	567,600	9,138,737	25,232,384	12,123,715	2,499,979	2,367,460	10,608,690	550,268	108,363	441,905	0.44	3.3	90.4	23,746,470	島原市	
諫早市	法適過疎一部	76,130,322	22,079,397	17,322,781	17,955,075	7,557,912	4,429,400	122,700	24,108,538	73,827,277	35,418,359	7,081,986	6,696,945	31,326,932	2,303,045	685,865	1,617,180	0.56	6.5	88.0	50,750,509	諫早市	
大村市	非過疎	62,691,244	14,966,861	11,853,897	14,588,278	5,725,475	2,915,568	0	24,495,062	58,527,441	26,097,458	5,353,710	4,780,489	27,076,273	4,163,803	1,695,929	2,467,874	0.63	9.0	92.7	42,402,870	大村市	
平戸市	法適過疎	28,711,069	3,842,422	2,703,754	4,955,771	2,892,549	2,992,528	776,200	14,027,799	27,859,868	12,032,136	4,990,782	4,581,624	10,836,950	851,201	217,213	633,988	0.24	1.5	84.4	26,722,624	平戸市	
松浦市	法適過疎	20,461,142	5,900,058	5,030,226	3,712,580	1,620,254	964,300	285,600	8,263,950	19,570,524	9,011,911	2,102,538	1,530,434	8,456,075	890,618	206,359	684,259	0.54	10.8	87.0	19,183,688	松浦市	
対馬市	法適過疎	34,746,724	4,138,698	2,975,874	5,974,689	3,394,536	3,569,835	1,226,177	17,668,966	33,427,613	14,077,680	6,418,813	5,551,936	12,931,120	1,319,111	504,581	814,530	0.19	6.6	86.5	42,842,554	対馬市	
杵岐市	法適過疎	24,628,870	3,321,701	2,232,481	3,999,423	2,483,420	1,894,500	957,100	12,929,826	23,803,541	9,577,381	2,468,074	2,134,798	11,758,086	825,329	79,433	745,896	0.22	6.6	89.0	26,296,282	杵岐市	
五島市	法適過疎	36,114,258	4,885,606	3,542,172	5,959,597	3,617,204	3,486,800	1,008,100	18,165,051	34,910,292	15,074,992	5,566,077	5,235,129	14,269,223	1,203,966	497,050	706,916	0.24	7.5	88.4	37,962,115	五島市	
西海市	法適過疎	26,141,003	4,153,335	3,094,473	4,414,487	1,545,695	2,095,900	891,400	13,931,586	24,689,991	10,345,802	2,674,208	2,371,744	11,669,981	1,451,012	268,610	1,182,402	0.29	△ 1.8	83.9	19,801,527	西海市	
雲仙市	法適過疎	36,885,841	5,513,821	3,870,599	6,552,595	3,166,990	5,168,700	343,400	16,483,735	35,274,231	16,017,918	6,948,965	6,773,627	12,307,348	1,611,610	493,445	1,118,165	0.28	3.8	82.5	23,666,484	雲仙市	
南島原市	法適過疎	38,180,497	5,066,260	3,606,956	6,652,762	2,849,472	4,284,477	775,877	19,327,526	35,988,300	16,548,278	6,596,529	6,061,585	12,843,493	2,192,197	504,514	1,687,683	0.25	△ 4.8	86.2	22,192,644	南島原市	
長与町	非過疎	17,277,433	5,776,084	4,617,915	4,203,617	1,449,388	1,475,641	0	4,372,703	15,930,911	7,476,414	2,431,804	2,391,018	6,022,693	1,346,522	188,754	1,157,768	0.65	7.4	86.2	13,474,492	長与町	
時津町	非過疎	14,771,742	4,866,435	3,859,310	3,959,726	1,274,144	1,571,988	0	3,099,449	13,882,138	6,027,917	2,987,023	2,973,841	4,867,198	889,604	312,653	576,951	0.70	5.2	88.0	11,912,519	時津町	
東彼杵町	法適過疎	6,761,298	1,074,572	759,570	1,095,346	490,824	340,699	0	3,759,857	6,459,626	2,282,470	1,111,848	855,867	3,065,308	301,672	170,228	131,444	0.30	9.5	82.5	3,818,578	東彼杵町	
川棚町	非過疎	8,270,922	1,682,742	1,262,455	1,469,657	751,341	1,174,468	0	3,192,714	7,959,021	3,285,751	1,540,684	1,354,985	3,132,586	311,901	51,201	260,700	0.38	5.9	80.2	6,203,925	川棚町	
波佐見町	非過疎	10,314,895	1,759,278	1,248,385	1,695,238	786,893	515,100	0	5,558,386	10,089,885	3,432,539	1,289,086	1,120,513	5,368,260	225,010	177,496	47,514	0.41	8.2	78.5	6,357,531	波佐見町	
小値賀町	法適過疎	4,305,196	253,918	167,117	565,739	416,061	387,106	221,086	2,682,372	4,026,193	1,278,606	926,408	923,812	1,821,179	279,003	128,464	150,539	0.10	8.1	79.4	3,532,660	小値賀町	
佐々町	非過疎	8,236,017	2,142,721	1,602,542	1,794,350	756,101	539,500	0	3,003,345	7,873,784	3,356,099	1,087,723	1,046,729	3,429,962	362,233	22,452	339,781	0.55	8.7	80.3	4,255,700	佐々町	
新上五島町	法適過疎	18,525,350	2,733,728	2,060,184	2,293,818	1,542,845	1,921,729	561,700	10,033,230	17,958,353	6,792,283	2,580,531	2,437,215	8,585,539	566,997	143,708	423,289	0.23	1.1	75.7	18,582,722	新上五島町	
県全体計		21	905,918,434	205,818,496	158,823,595	209,736,223	81,438,355	83,358,056	9,443,540	325,567,304	871,049,579	417,325,192	123,507,472	115,803,707	330,216,915	34,868,855	12,149,013	22,719,842	0.40	5.9	88.4	785,724,214	県全体計
法適過疎計 (一部含む)		15	784,356,181	174,624,375	134,379,091	182,025,357	70,695,013	75,165,791	9,443,540	281,845,645	756,786,399	367,649,014	108,817,442	102,136,132	280,319,943	27,569,782	9,700,528	17,869,254	0.33	5.6	88.5	701,117,177	法適過疎計(一部含む)
法適過疎計		12	301,243,900	47,064,834	34,669,395	52,346,845	26,416,714	29,002,872	7,614,240	146,412,635	289,200,916	125,163,172	44,884,752	40,825,231	119,152,992	12,042,984	3,321,968	8,721,016	0.28	3.5	85.4	268,348,348	法適過疎計
法適過疎一部計		3	483,112,281	127,559,541	99,709,696	129,678,512	44,278,299	46,162,919	1,829,300	135,433,010	467,585,483	242,485,842	63,932,690	61,310,901	161,166,951	15,526,798	6,378,560	9,148,238	0.56	7.1	90.7	432,768,829	法適過疎一部計
非過疎計		6	121,562,253	31,194,121	24,444,504	27,710,866	10,743,342	8,192,265	0	43,721,659	114,263,180	49,676,178	14,690,030	13,667,575	49,896,972	7,299,073	2,448,485	4,850,588	0.55	7.8	87.7	84,607,037	非過疎計

*長崎市は旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町の区域のみ、佐世保市は旧宇久町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ、諫早市は旧小長井町の区域のみを過疎地域とみなす。

(単純平均) (加重平均) (加重平均)

3. 過疎法の変遷

(1)はじめに

昭和30年代から始まる日本経済の高度成長は、農山漁村を中心に第一次産業を主産業として形成してきた地方の人口が、第二次・第三次産業を主産業とする3大都市圏等への流出現象を進行させた。

この急激な人口減少の著しい地域に対して、政府の公式文書に初めて「過疎」という言葉が用いられたのは経済社会発展計画（昭和42年3月閣議決定）であり、また経済審議会地域部会報告（昭和42年11月）においても、人口減少による一定の生活水準を維持することが困難になった状態を「過疎問題」として捉えることとなった。

(2)過疎法の経緯と各立法の内容

①過疎地域対策緊急措置法の経緯・趣旨

昭和30年代からの過疎化が進行する地域に対し、緊急の対策を講じることにより人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊、市町村の財政破綻の防止を目指して、昭和45年4月24日に法律第31号として「過疎地域対策緊急措置法」が公布、施行された。また、同法施行令は、同年4月30日政令第104号として公布、施行されている。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生活機能の維持が困難となっている過疎地域において人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与するため、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の措置を講じようとしたものである。」

②過疎地域振興特別措置法の経緯・趣旨

過疎地域対策緊急措置法に基づき、同法の有効期限である昭和45～54年度の10年間に、交通通信体系の整備、産業の振興、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備など多岐にわたる過疎対策事業を実施し相応の成果を見た。

特に居住条件の改善が、過疎地域の人口減少を鈍化させる成果をもたらしたことは注目に値する。しかしその反面、過去長期間にわたった人口流出はその主体が若年層であったため過疎地域の高齢化を加速させたことも否めない事実であった。また高齢化は、保健・医療、福祉の確保・充実の重要性を増した。さらにこの時期は、エネルギー革命による相次いで鉱山廃坑等とともに高齢化等がもたらす集落機能の低下により、今日につながる集落問題も顕在化してきたことも特筆される。

こうした10年間の過疎現象により新たに出現した問題に対応すべく、新たな観点に立った立法措置を求め、昭和55年3月31日に「過疎地域振興特別措置法」が法律第19号で公布され、翌日施行された。なお、同法施行令は、3月31日政令第50号で公布され、法律と同日に施行された。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「昭和45～54年度における過疎地域対策緊急措置法に基づき、人口の過度の減少を抑制するなど相応の成果はあったが、依然として公共施設等の整備は他の地域に比較して低位にあり、地域住民の医療や雇用確保など過疎地域に残されている問題は少なくない」として「今後はこのような課題に対処しながら過疎地域に居住するすべての住民が魅力と安らぎを感じつつ、ふるさとづくりにいそしむことができるような積極的な振興策」を講じていく必要がある。

このような見地から引き続き過疎地域について生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的としている。

③過疎地域活性化特別措置法の経緯・趣旨

過去2回にわたる過疎立法に基づき、国、都道府県、市町村の3者が一体となって総合的か

つ計画的な過疎対策事業を実施してきた。昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法の10年間において、交通通信体系の整備、産業の振興、生活環境施設の整備、教育文化施設の整備など、多岐にわたって実施され、その成果は、急激な人口減少の緩和、道路交通の整備等をはじめとする社会基盤の整備として表れており、過疎地域をめぐる状況はかなり改善されてきたと言える。

上記のような積極的な対策が講じられ、人口減少が緩和されたとはいえ、減少傾向は依然として継続しており、高齢化も顕著となってきた。また、各種公共施設等の整備水準、就業機会、医療・福祉の確保面等において未だ満足すべき状況にはなく、過疎地域の市町村においては、地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況にあった。そこで、それまでの過疎化により上記のような新たな課題が生じていることから、従来の過疎対策の成果をふまえるとともに地域の活性化を図るため、新たな観点に立ってすべての国民が誇りと愛着を持って自らの地域づくりに取り組むことができるような立法措置を求め、平成2年3月31日「過疎地域活性化特別措置法」が法律第15号、過疎地域活性化特別措置法施行令が政令第91号として公布された。施行は翌4月1日である。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「これまでの過疎対策の結果、着実にその成果が上がりつつある一方で、依然として人口の減少にともない、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図りもって住民福祉の向上、雇用機会の増大及び地域格差の是正に寄与する」ことを目的としている。

④過疎地域自立促進特別措置法の経緯・趣旨

過去3回の立法に基づき、過疎対策事業が実施された結果、各種公共施設等の整備は進んできたものの、引き続き人口の減少と著しい高齢化、停滞した産業経済、大きな格差を残す生活基盤整備など、過疎地域においては依然として厳しい状況が続いている。一方、地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、大きく変化しつつある時代潮流の中で、過疎地域は、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」及び「長寿高齢社会の先駆けとしての役割」といった二十一世紀のわが国全体の中における新たな役割を果たしていくことが求められている。

こうした中で、過疎地域において、地域住民、広く国民一般の安全・安心な暮らしの確保を図るとともに、国づくりのなかで地域としての新たな役割を十分に果たせるようにするため、第四次の過疎対策立法として平成12年3月31日「過疎地域自立促進特別措置法」が法律第15号、過疎地域自立促進特別措置法施行令が政令第175号として公布された。施行は翌4月1日である。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「これまでの過疎対策の結果、公共施設等の整備は相当進んできたが、若年者の流出などによる人口減少と著しい高齢化により地域社会における活力が低下している。このことから、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図りもって住民福祉の向上、雇用機会の増大及び地域格差の是正及び風格ある国土形成に寄与する」ことを目的としている。

⑤過疎地域自立促進特別措置法改正の経緯・趣旨

これまで4回にわたる過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果をあげているが、過疎地域では、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体制の弱体化、公共交通機関空白地域の拡大など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増していた。このような中、

過疎対策を切れ目なく実施するため平成22年3月17日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が公布、平成22年3月31日に「過疎地域自立促進特別措置法施行

令等の一部を改正する政令」が公布され、それぞれ平成22年4月1日に施行された。（ただし、執行期限の延長に係る改正は公布の日から。）

改正法は、これまでの我が国の過疎対策のあゆみにおいて初めて、法の目的を新たにした新法ではなく過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長という形をとり、法に示された過疎地域の意義・役割や過疎地域振興の必要性を踏襲しつつ、法の失効期限と過疎地域要件の追加及び過疎対策の充実等を図った。

平成22年4月の一部改正後、平成23年3月11日以降の東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、自立促進法の期限内において、統合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布、施行され、有効期限は令和2年3月末日までとなった。

⑥過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の経緯・趣旨

4次にわたる過疎法に基づき過疎対策を実施し、産業の振興、交通・生活環境・福祉等の施設整備、情報通信環境の確保、地域医療の確保、教育の機会の確保などに貢献し、相当の成果を上げてきたが、人口減少や少子高齢化はなお著しく、経済指標や道路等の公共施設の整備水準などについては、全国との格差が依然としてあるほか、地域公共交通網の維持、医療・介護人材の確保、集落の維持・活性化など依然として多くの課題がある。

このような中、過疎地域を取り巻く社会経済情勢に①人口減少・少子高齢化の加速②東京一極集中の加速③過疎地域の可能性を広げる新たな潮流といった新たな変化が見られ、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、過疎地域は、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場として、我が国全体の発展に大きな役割を果たしていくべきである。

こうしたことを踏まえ、条件不利性の克服という累次の過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、むしろ、国土形成のあり方としても、持続可能な地域社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展に重点をおいて推進していくため、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年3月31日に交付され、令和3年4月1日に施行された。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっており、このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援する」

4. 過疎対策各法の比較

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正) 改正平成22年4月1日 改正平成24年6月27日
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成29年度
目的	人口の急激な減少により地域社会の基礎が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域において、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基礎を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与すること	人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域において、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施することにより、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基礎を強化し、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活環境及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民の福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活環境及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること
特徴	過疎対策に関する総合的な立法であること 過疎対策に対する緊急措置を内容としていること 人口流出という動態的要素を基礎として対象地域を定めらるること 地域に定めることとしたこと 市町村合併等特定の条件を除き、法律の適用除外制がないこと 過疎対策の主体を市町村とし、その自主性をできる限り尊重していること 時限法であること	過疎化現象により地域社会の機能が低下した地域において、その振興を図ることを目的としていること 過疎地域の現状に即し、以下の点で地域の拡充強化を図ること ① 過疎地域における人口の老齢化に対処し、老齢者の増加を抑制すること ② 過疎地域の産業を振興することにより、地域住民の安定的な生活を保障するために、地場産業の振興、中小企業の育成等を図るための新たな施策を講ずること ③ 過疎地域における医療の確保を図るため、これまでの都道府県による所管事業の実施に加え、市町村による医療確保のための事業の実施について国及び都道府県は配慮すること ④ 過疎地域に所在する小規模の小中学校の教員を充てるため、国及び地方公共団体は配慮すること ⑤ 沖縄県の市町村についても適用することとしたこと	人口の著しい減少に伴って地域活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、高齢者比率と若年者比率を加え採用していること 1) 地域の個性を活かして、地域の主体性と創工夫を基軸とした地域づくり 2) 基礎的なハード整備に加えて、いわゆるソフトを包含した総合的な地域の発展を重視すること 3) 市町村の福祉増進の促進、高齢者の福祉増進のための施設等 4) 都道府県代官制度に関して、過疎地域とその町村を連携する基幹道路についても対象とし、市町村の区域を超える広域の見地からの配慮がなされていること 5) その他特別措置について、いれは、市町村に、農林漁業者が組織する法人を加えること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民の福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること
特色	過疎地域における医療の確保を図るため、これまでの都道府県による所管事業の実施に加え、市町村による医療確保のための事業の実施について国及び都道府県は配慮すること ④ 過疎地域に所在する小規模の小中学校の教員を充てるため、国及び地方公共団体は配慮すること ⑤ 沖縄県の市町村についても適用することとしたこと ・ いわゆる卒業市町村について、道路の代行整備等に関する経過措置を講じていること ・ 時限法でないこと及び特別の場合を除き適用除外の特別措置に基づき、要件を備えた市町村は自動的に過疎地域として追加されること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、高齢者比率と若年者比率を加え採用していること 1) 地域の個性を活かして、地域の主体性と創工夫を基軸とした地域づくり 2) 基礎的なハード整備に加えて、いわゆるソフトを包含した総合的な地域の発展を重視すること 3) 市町村の福祉増進の促進、高齢者の福祉増進のための施設等 4) 都道府県代官制度に関して、過疎地域とその町村を連携する基幹道路についても対象とし、市町村の区域を超える広域の見地からの配慮がなされていること 5) その他特別措置について、いれは、市町村に、農林漁業者が組織する法人を加えること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、高齢者比率と若年者比率を加え採用していること 1) 地域の個性を活かして、地域の主体性と創工夫を基軸とした地域づくり 2) 基礎的なハード整備に加えて、いわゆるソフトを包含した総合的な地域の発展を重視すること 3) 市町村の福祉増進の促進、高齢者の福祉増進のための施設等 4) 都道府県代官制度に関して、過疎地域とその町村を連携する基幹道路についても対象とし、市町村の区域を超える広域の見地からの配慮がなされていること 5) その他特別措置について、いれは、市町村に、農林漁業者が組織する法人を加えること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること
要件	(1) 人口に係る要件 昭和40年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.1以上 (2) 財政力に係る要件 昭和41年度から昭和43年度までの財政力指数の平均値が0.37以下 (3) 公営競技収益が10億円以下	(1) 人口に係る要件 昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.25以上 ② 人口減少率が0.25以上であって、昭和60年国勢調査人口における65歳以上人口の比率が0.16以上 ③ 人口減少率が0.20以上であって、昭和60年国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が0.16以下 (2) 財政力に係る要件 昭和61年度から昭和63年度までの財政力指数の平均値が0.44以下 (3) 公営競技収益が10億円以下	(1) 人口に係る要件 昭和70年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.30以上 ② 人口減少率が0.25以上であって、昭和70年国勢調査人口における65歳以上人口の比率が0.16以上 ③ 人口減少率が0.20以上であって、昭和70年国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が0.16以下 (2) 財政力に係る要件 平成8年度から平成10年度までの財政力指数が0.42以下 (3) 公営競技収益が13億円以下	(1) 人口に係る要件 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.33以上 ② 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.28以上、かつ高齢者比率(65歳以上)が0.29以上 ③ 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.28以上、かつ若年者比率(15歳以上30歳未満)が0.14以下 ※ただし、①②③の場合、平成17年国勢調査人口の昭和65年国勢調査人口対比増加率が90.1未満であること ④ 平成17年国勢調査人口の昭和65年国勢調査人口対比減少率が0.17以上 (2) 財政力に係る要件 平成18年度から平成20年度までの財政力指数が0.56以下 (3) 公営競技収益が20億円以下	(1) 人口に係る要件の追加 ① 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.33以上 ② 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.28以上、かつ高齢者比率(65歳以上)が0.29以上 ③ 平成17年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率0.28以上、かつ若年者比率(15歳以上30歳未満)が0.14以下 ※ただし、①②③の場合、平成17年国勢調査人口の昭和65年国勢調査人口対比増加率が90.1未満であること ④ 平成17年国勢調査人口の昭和65年国勢調査人口対比減少率が0.17以上 (2) 財政力に係る要件 平成18年度から平成20年度までの財政力指数が0.56以下 (3) 公営競技収益が20億円以下

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正)
特 別 措 置 等	<p>○国の負担又は補助の割合の特例(3分の2)</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○老人福祉の増進(高齢者コミュニティセンター等)を行う。</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>①一般乗合旅客自動車経営</p> <p>②自家用自動車と共同で有償経営</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特別措置</p>	<p>○国の負担又は補助の割合の特例(10分の5.5)</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保(免許の許可・認可)</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特別措置</p>	<p>○国の負担又は補助の割合の特例(10分の5.5.5)</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>※公立保育所と消防施設については、三位一体改革で補助金廃止(地方債で措置)</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○下水道事業の都道府県代行</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保(生活に必要な旅客輸送の安定)</p> <p>○消費の流通の円滑化、通信体系の充実</p> <p>○教育の充実</p> <p>○地域文化の振興等</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○農林漁業金融公庫等からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○住宅金融公庫等からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特別措置</p>	<p>○国の負担又は補助の割合の特例(10分の5.5.5)</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>※公立保育所と消防施設については、三位一体改革で補助金廃止(地方債で措置)</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設(ハード事業)の追加 <ul style="list-style-type: none"> 「認定こども園」「図書館」「自然エネルギーを利用する施設」「市町村立の幼稚園」追加し、小中学校の校舎等の併設要件を撤廃 ・ソフト事業への拡充 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持、活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための事業(基金の積立含む)に要する経費で総務省令で定める額の範囲内 <p>※ ソフト分率実行可能額</p> <p>当該年度の前年度の基幹財政需要額×(0.56 - 財政力指数)×1/1.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業の都道府県代行 ○基幹道路の都道府県代行 ○医療の確保 ○高齢者の福祉の増進 ○交通の確保(生活に必要な旅客輸送の安定) ○情報の流通の円滑化、通信体系の充実 ○教育の充実 ○地域文化の振興等 ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用 ○農林漁業金融公庫等からの資金の貸付 ○中小企業に対する資金の確保 ○住宅金融公庫等からの資金の貸付 ○税法上の特別措置 <p>・ソフトワエア業を廃止し、コールセンターを追加</p>	

備考) 下線部は拡充又は新設部分である

4. 過疎対策各法の比較（続き）

法律名	過疎地域自立促進特別措置法 (H 2 6 改正) 改正平成26年3月31日	過疎地域自立促進特別措置法 (H 2 9 改正) 改正平成29年3月31日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号)
期間	平成22年度～平成32年度 ※改正なし	平成22年度～平成32年度 ※改正なし	令和3年度～令和12年度
目的	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること ※改正なし	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること ※改正なし	人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与すること
法の特色	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際に、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うこととしたこと 平成22年度の法改正時の付帯決議を踏まえ、平成22年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加したこと 過疎地域自立促進のための地方債（過疎債）の対象に、「市町村所有の貸工場及び貸事務所」、「地域鉄道」、「一般廃棄物処理のための施設」、「火葬場」、「障害者（児）福祉施設」、「公立小中学校の屋外運動場及びプール」、「市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等」を追加したこと 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月に平成27年の国勢調査の結果が公表されたことを契機として、過疎対策の実施状況を踏まえ、平成27年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件を追加したこと 過疎地域自立促進のための地方債（過疎債）の対象に、「市町村立の中等教育学校」、「市町村立の特別支援学校」、「市町村立の専修学校」、「市町村立の各種学校」を追加したこと 税制上の特別措置として <ol style="list-style-type: none"> 1) 国税（所得税、法人税）に係る特別償却を行うことができる事業のうち、コールセンターを除外し、新たに農林水産物等販売業を追加したこと 2) 地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補填措置の対象業種について、コールセンターを除外し、新たに農林水産物等販売業を追加したこと 	<p>過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。</p> <p>このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要。</p> <p>このような現状認識を踏まえ、本法は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するもの。</p>
過疎地域の要件	(1) 人口に係る要件の追加 ① 平成22年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対比減少率が0.33以上 ② 平成22年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対比減少率が0.28以上、かつ高齢者比率（65歳以上）が0.32以上 ③ 平成22年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対比減少率が0.28以上、かつ若年者比率（15歳以上30歳未満）が0.12以下 ※ただし、①②③の場合、平成22年国勢調査人口の昭和60年国勢調査人口対比増加率が0.1未満であること ④ 平成22年国勢調査人口の昭和60年国勢調査人口対比減少率が0.19以上 (2) 財政力に係る要件 平成22年度から平成24年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.49以下 (3) 公営競技収益が40億円以下	(1) 人口に係る要件の追加 ① 平成27年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対比減少率が0.32以上 ② 平成27年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対比減少率が0.27以上、かつ高齢者比率（65歳以上）が0.36以上 ③ 平成27年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対比減少率が0.27以上、かつ若年者比率（15歳以上30歳未満）が0.11以下 ※ただし、①②③の場合、平成27年国勢調査人口の平成2年国勢調査人口対比増加率が0.1未満であること ④ 平成27年国勢調査人口の平成2年国勢調査人口対比減少率が0.21以上 (2) 財政力に係る要件 平成25年度から平成27年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.5以下 (3) 公営競技収益が40億円以下	(1) 人口に係る要件 ① 平成27年国勢調査人口の昭和50年国勢調査人口対比減少率が0.28以上 ② 平成27年国勢調査人口の昭和50年国勢調査人口対比減少率が0.23以上、かつ高齢者比率（65歳以上）が0.35以上 ③ 平成27年国勢調査人口の昭和55年国勢調査人口対比減少率が0.23以上、かつ若年者比率（15歳以上30歳未満）が0.11以下 ※ただし、①②③の場合、平成27年国勢調査人口の平成2年国勢調査人口対比増加率が0.1未満であること ④ 平成27年国勢調査人口の平成2年国勢調査人口対比減少率が0.21以上 (2) 財政力に係る要件 平成29年度から令和元年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.51以下 (3) 公営競技収益が40億円以下

法律名	過疎地域自立促進特別措置法 (H26改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H29改正)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号)
公示団体数	当初 797市町村 (H26.4.1公示) (改正前より継続 775市町村、新規 22市町村) ※要件追加により新たに過疎地域となった市町村数 35市町村 (新規 22市町村、みなし過疎→過疎 4市町村、 一部過疎→過疎 9市町村)	当初 817市町村 (H29.3.31公示) (改正前より継続 797市町村、新規 20市町村) ※要件追加により新たに過疎地域となった市町村数 31市町村 (新規 20市町村、みなし過疎→過疎 5市町村、 一部過疎→過疎 6市町村)	当初 820市町村 (R3.4.1公示) (自立促進特別法より継続 772市町村、 新規 48市町村) R4.4.1現在 885市町村 (追加公示による)
方針 ・ 計 画 の 枠 組 み ①	(1) 方針 (「自立促進方針」) ※変更なし ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的な方向 iii) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 vii) 観光又はレクリエーション ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港関連道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設の整備 vi) 情報化の推進 vii) 地域間交流の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防救急施設の整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 ii) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 iii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備	(1) 方針 (「自立促進方針」) ※変更なし ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的な方向 iii) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 vii) 観光又はレクリエーション ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港関連道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設の整備 vi) 情報化の推進 vii) 地域間交流の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防救急施設の整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 ii) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 iii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備	(1) 方針 (持続的発展方針) I 基本的な事項 1. 過疎地域の現状と問題点 2. 過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向 3. 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 II 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 1. 移住・定住の促進 2. リモートワーク・ワーケーションの推進 3. 関係人口の推進 4. 地域社会の担い手対策・人材育成 5. 学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成 <<再掲>> 6. ふるさと教育の推進 <<再掲>> III 産業の振興 産業振興の方針 1. 農林水産業の振興 2. 地場産業の振興 3. 企業の誘致対策 4. スタートアップ及び新規分野進出の促進 5. 商業の振興 6. 観光関連産業等の振興、観光まちづくりの推進 7. 県産品のブランド化と販路拡大 IV 地域における情報化 地域における情報化の方針 1. ICT利活用による豊かで質の高い生活の実現 2. ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化 3. Society5.0実現のための環境づくり V 交通施設の整備、交通手段の確保 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 1. 国道、県道及び市町村道の整備 2. 農道、林道及び漁港関連道の整備 3. 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保 VI 生活環境の整備 生活環境の整備の方針 1. 水道、汚水処理施設等の整備 2. 消防・救急施設・防災体制の整備 3. 安全・安心なくらしづくりの推進 4. 長崎らしい景観形成の推進 VII 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針 1. 子育て環境の確保 2. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策 3. 障害者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策 VIII 医療の確保 医療の確保の方針 1. 地域の医療等のサービス確保 2. 医療人材の確保 3. 特定の診療科に係る医療確保対策 4. 健康長寿対策の推進 IX 教育の振興 教育の振興の方針 1. 学校施設の整備 2. 文化施設、体育施設、社会教育施設等の整備

法律名	過疎地域自立促進特別措置法 (H 2 6 改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H 2 9 改正)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号)
方針・計画の枠組み②	<p>(2) 計画 <u>※変更なし</u></p> <p>【市町村計画】</p> <p>①基本的な事項</p> <p>i) 市町村の概況</p> <p>ii) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>iii) 市町村行財政の状況</p> <p>iv) 地域の自立促進の基本方針</p> <p>v) 計画期間</p> <p>②産業の振興</p> <p>i) 現況と問題点</p> <p>ii) その対策</p> <p>iii) 計画</p> <p>(以下③から⑩までの項目について同じ)</p> <p>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>④生活環境の整備</p> <p>⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥医療の確保</p> <p>⑦教育の振興</p> <p>⑧地域文化の振興等</p> <p>⑨集落の整備</p> <p>⑩その他地域の自立促進に関し必要な事項（過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）のための基金積立、自然エネルギーを利用するための施設はここに記載）</p> <p>【都道府県計画】 <u>※変更なし</u></p> <p>①基本的な事項</p> <p>②産業の振興</p> <p>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>i) 基幹的な市町村道等の整備（法第14条の規定に基づくもの）</p> <p>ii) 都道府県道等の整備</p> <p>iii) 交通確保対策</p> <p>iv) その他</p> <p>④生活環境の整備</p> <p>⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥医療の確保</p> <p>i) 無医地区対策（法第16条に基づくもの）</p> <p>ii) その他</p> <p>⑦教育の振興</p> <p>⑧地域文化の振興等</p> <p>⑨集落の整備</p> <p>⑩その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>①基本的な事項</p> <p>i) 市町村の概況</p> <p>ii) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>iii) 市町村行財政の状況</p> <p>iv) 地域の自立促進の基本方針</p> <p>v) 計画期間</p> <p>vi) <u>公共施設等総合管理計画との整合</u></p> <p>②産業の振興</p> <p>i) 現況と問題点</p> <p>ii) その対策</p> <p>iii) 計画</p> <p>iv) <u>公共施設等総合管理計画との整合</u></p> <p>(以下③から⑩までの項目について同じ)</p> <p>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>④生活環境の整備</p> <p>⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥医療の確保</p> <p>⑦教育の振興</p> <p>⑧地域文化の振興等</p> <p>⑨集落の整備</p> <p>⑩その他地域の自立促進に関し必要な事項（過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）のための基金積立、自然エネルギーを利用するための施設はここに記載）</p> <p>【都道府県計画】 <u>※変更なし</u></p> <p>①基本的な事項</p> <p>②産業の振興</p> <p>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>i) 基幹的な市町村道等の整備（法第14条の規定に基づくもの）</p> <p>ii) 都道府県道等の整備</p> <p>iii) 交通確保対策</p> <p>iv) その他</p> <p>④生活環境の整備</p> <p>⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥医療の確保</p> <p>i) 無医地区対策（法第16条に基づくもの）</p> <p>ii) その他</p> <p>⑦教育の振興</p> <p>⑧地域文化の振興等</p> <p>⑨集落の整備</p> <p>⑩その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>3. 学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成</p> <p>4. ふるさと教育の推進</p> <p>5. ICTを活用した教育の推進</p> <p>X 集落の整備</p> <p>集落の整備の方針</p> <p>1. 集落・地域コミュニティの維持・活性化</p> <p>2. 農山漁村づくり</p> <p>3. 集落の再編整備</p> <p>X I 地域文化の振興等</p> <p>地域文化の振興等の方針</p> <p>1. 文化芸術による地域振興策</p> <p>X II <u>再生可能エネルギーの利用の促進</u></p> <p>再生可能エネルギーの利用の促進の方針</p> <p>1. 海洋エネルギー関連産業の振興</p> <p>2. 脱炭素社会の実現を目指したまちづくり</p> <p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>①基本的な事項</p> <p>i) 市町村の概況</p> <p>ii) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>iii) 市町村行財政の状況</p> <p>iv) 地域の持続的発展の基本方針</p> <p>v) <u>地域の持続的発展のための基本目標</u></p> <p>vi) <u>計画の達成状況の評価に関する事項</u></p> <p>vii) 計画期間</p> <p>viii) <u>公共施設等総合管理計画との整合</u></p> <p>②<u>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</u></p> <p>i) 現況と問題点</p> <p>ii) その対策</p> <p>iii) 計画</p> <p>iv) <u>公共施設等総合管理計画との整合</u></p> <p>(以下③から⑩までの項目について同じ)</p> <p>③産業の振興</p> <p>④地域における情報化</p> <p>⑤交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>⑥生活環境の整備</p> <p>⑦子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑧医療の確保</p> <p>⑨教育の振興</p> <p>⑩集落の整備</p> <p>⑪地域文化の振興等</p> <p>⑫<u>再生可能エネルギーの利用の促進</u></p> <p>⑬その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>【都道府県計画】</p> <p>1. 基本的な事項</p> <p>2. <u>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</u></p> <p>3. 産業の振興</p> <p>4. <u>地域における情報化</u></p> <p>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>6. 生活環境の整備</p> <p>7. 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</p> <p>8. 医療の確保</p> <p>9. 教育の振興</p> <p>10. 集落の整備</p> <p>11. 地域文化の振興等</p> <p>12. <u>再生可能エネルギーの利用の促進</u></p> <p>13. 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助</p>

法律名	過疎地域自立促進特別措置法 (H26改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H29改正)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号)
特 別 措 置 等	<p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ※公立保育所と消防施設については、三位一体改革で補助金廃止（地方債で措置）</p> <p>○過疎対策事業債 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（ハード事業）の追加 <ul style="list-style-type: none"> 「市町村所有の貸工場及び貸事務所」 「地域鉄道」 「一般廃棄物処理のための施設」 「火葬場」 「障害者（児）福祉施設」 「公立小中学校の屋外運動場及びプール」 「市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等」 	<p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ※公立保育所と消防施設については、三位一体改革で補助金廃止（地方債で措置）</p> <p>○過疎対策事業債 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（ハード事業）の追加 <ul style="list-style-type: none"> 「市町村立の中等教育学校」 「市町村立の特別支援学校」 「市町村立の専修学校」 「市町村立の各種学校」 	<ol style="list-style-type: none"> 過疎対策事業債（第14条） 旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加（過疎政令等） 国税の減価償却の特例（第23条） 対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加 取得価額要件を現行の2,000万円超から資本金の規模に応じ、最大500万以上まで引下げ（租特政令） 設備投資後5年間適用可能な「割増償却」制度への移行、適用期間は令和5年度末まで（租特法） 地方税の減収補填措置（第24条） 対象業種の追加、新增設以外の追加、取得価額要件の引下げ、適用期間について国税の減価償却措置と同様 都道府県代行（基幹道路、公共下水道）（第16条・第17条） 基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することができることを明確化 配慮措置（第25条～第40条） 法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、内容を充実 （「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、「自然環境の保全・再生」、「規制の見直し」の項目を追加等） 国庫補助率のかさ上げ（第12条・第13条） 公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続 金融措置（第21条・第22条） 日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

備考) 下線部は拡充又は新設部分である

5. 都道府県別過疎市町村数 [令和4年4月1日現在]

(注) みなし過疎市町村＝過疎地域とみなされる市町村
一部過疎市町村＝過疎地域とみなされる区域のある市町村

都道府県	全市町村					過疎地域市町村 a					みなし過疎市町村 b					一部過疎市町村 c					合計 (過疎市町村)										
	市	町村	計	A	比率 B/A	市	町村	計	B	比率 B/A	市	町村	計	C	比率 C/A	市	町村	計	D	比率 D/C	市	町村	計	E	比率 E/C	F	比率 F/E				
																												市	町村	計	(地域)
北海道	35	144	179	16	129	145	81.0	1	0	1	5	13	6	22	130	152	84.9														
青森県	10	30	40	2	24	26	65.0	0	0	0	4	7	4	6	24	30	75.0														
岩手県	14	19	33	7	14	21	63.6	1	0	1	3	5	3	11	14	25	75.8														
宮城県	13	22	35	2	9	11	31.4	0	0	0	4	15	5	6	10	16	45.7														
秋田県	13	12	25	10	11	21	84.0	1	0	1	1	2	1	12	11	23	92.0														
山形県	13	22	35	3	17	20	57.1	1	0	1	1	3	1	17	22	22	62.9														
福島県	13	46	59	2	28	30	50.8	0	0	0	4	9	4	6	28	34	57.6														
茨城県	32	12	44	3	3	6	13.6	0	0	0	4	10	5	7	4	11	25.0														
栃木県	14	11	25	1	3	4	16.0	0	0	0	2	6	2	3	3	6	24.0														
群馬県	12	23	35	0	9	9	25.7	0	0	0	4	8	4	4	9	13	37.1														
埼玉県	40	23	63	0	5	5	7.9	0	0	0	1	4	2	4	6	7	11.1														
千葉県	37	17	54	2	5	7	13.0	0	0	0	6	8	6	8	5	13	24.1														
東京都	26	13	39	0	7	7	17.9	0	0	0	0	0	0	0	7	7	17.9														
神奈川県	19	14	33	0	1	1	3.0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3.0														
新潟県	20	10	30	7	5	12	40.0	0	0	0	7	22	7	14	5	19	63.3														
富山県	10	5	15	2	1	3	20.0	0	0	0	1	1	1	3	1	4	26.7														
石川県	11	8	19	4	4	8	42.1	0	0	0	1	3	2	5	5	10	52.6														
福井県	9	8	17	2	2	4	23.5	0	0	0	1	3	4	3	5	8	47.1														
山梨県	13	14	27	2	7	9	33.3	0	0	0	4	8	5	6	6	14	51.9														
長野県	19	58	77	2	30	32	41.6	0	0	0	7	11	8	9	31	40	51.9														
岐阜県	21	21	42	3	7	10	23.8	0	0	0	7	21	7	10	7	17	40.5														
静岡県	23	12	35	2	5	7	20.0	0	0	0	0	0	0	2	5	7	20.0														
愛知県	38	16	54	0	3	3	5.6	0	0	0	1	2	1	1	3	4	7.4														
三重県	14	15	29	4	4	8	27.6	0	0	0	2	6	2	6	4	10	34.5														
滋賀県	13	6	19	0	1	1	5.3	0	0	0	3	7	3	3	3	4	21.1														
京都府	15	11	26	3	6	9	34.6	1	0	1	2	4	2	6	6	12	46.2														
大阪府	33	10	43	0	4	4	9.3	0	0	0	0	0	0	0	4	4	9.3														
兵庫県	29	12	41	4	6	10	24.4	0	0	0	6	12	6	10	6	16	39.0														
奈良県	12	27	39	3	16	19	48.7	0	0	0	2	6	4	3	16	19	48.7														
和歌山県	9	21	30	1	16	17	56.7	1	1	2	0	6	4	4	4	23	76.7														
鳥取県	4	15	19	0	10	10	52.6	0	0	0	2	10	5	2	13	15	78.9														
島根県	8	11	19	5	11	16	84.2	1	0	1	2	5	2	8	11	19	100.0														
岡山県	15	12	27	5	9	14	51.9	1	0	1	4	8	4	10	9	19	70.4														
広島県	14	9	23	5	5	10	43.5	0	0	0	4	15	4	9	5	14	60.9														
山口県	13	6	19	3	3	6	31.6	0	0	0	4	13	4	7	3	10	52.6														
徳島県	8	16	24	2	9	11	45.8	0	0	0	2	3	2	4	9	13	54.2														
香川県	8	9	17	1	5	6	35.3	0	0	0	3	7	4	4	6	10	58.8														
愛媛県	11	9	20	4	6	10	50.0	1	0	1	1	11	3	6	8	14	70.0														
高知県	11	23	34	6	20	26	76.5	0	0	0	3	6	3	9	20	29	85.3														
福岡県	28	32	60	4	14	18	30.0	0	0	0	5	8	5	9	14	23	38.3														
佐賀県	10	10	20	1	4	5	25.0	0	0	0	5	12	6	6	5	11	55.0														
熊本県	13	8	21	9	3	12	57.1	0	0	0	3	13	3	12	3	15	71.4														
鹿児島県	14	31	45	5	21	26	57.8	1	0	1	4	9	5	10	22	32	71.1														
大分県	14	4	18	8	3	11	61.1	2	0	2	2	5	2	12	3	15	83.3														
宮崎県	9	17	26	3	9	12	46.2	0	0	0	4	10	4	7	9	16	61.5														
鹿児島県	19	24	43	12	24	36	83.7	0	0	0	6	19	6	18	24	42	97.7														
沖縄県	11	30	41	0	15	15	36.6	1	0	1	1	1	1	2	15	17	41.5														
合計	790	928	1,718	160	553	713	41.5	13	1	14	138	20	158	311	574	885	51.5														

6. 県内過疎市町村の変遷（県単過疎含む）

要綱改正年月日	指 定 要 件	法道過疎地域市町村（①に該当）	県単過疎過疎地域市町村（②に該当）	※下線部分は追加指定市町村（③該当）
昭和45年 5月 8日 (施行)	①過疎地域対策緊急措置法に定める過疎地域に該当する市町村（S45.5.1公示） ②難島振興法による指定地域を有する府政力0.4未満の市町村	法道市町村 2市23町2村 平戸市、松浦市、香焼町、野崎町、三和町、小瀬戸町、大瀬戸町、大島村、小瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、字久々町、福島町、世知原町、富江町、芦辺町、三井森町、岐宿町、奈留町、石田町、上県町、美津島町、三重村	県単市町村 1市16町 福江市、伊王島町、大島町、生月町、鷹島町、上五島町、新島町、津良尾町、郷ノ浦町、勝本町、鹿原町、美津島町、豊玉町、峰上対馬町	一市一町一村
昭和46年 5月20日	①過疎地域対策緊急措置法に定める過疎地域に該当する市町村 ② 1)難島振興法による全地域指定市町村 2)産炭10系地域で農林漁業の就業率が40%以上の市町村	法道市町村 2市34町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野崎町、三和町、西海町、大島町、鹿江町、小瀬戸町、大瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、佐々井井宿町、吉井井宿町、富江町、世知原町、新島町、津良尾町、若松町、石田町、美津島町、上県町、上対馬町	県単市町村 1市 8町 福江市、伊王島町、高島町、外海町、生月町、田平町、郷ノ浦町、勝本町、鹿原町 (解除 大島町、鷹島町、上五島町、新島町、津良尾町、有川町、奈良尾町、美津島町、豊玉町、峰)	一市一町一村
昭和48年	同上	法道市町村 2市34町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野崎町、三和町、西海町、大島町、鹿江町、小瀬戸町、大瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、佐々井井宿町、吉井井宿町、富江町、世知原町、新島町、津良尾町、若松町、石田町、美津島町、上県町、上対馬町 (解除 三重村)	県単市町村 1市 8町 福江市、伊王島町、高島町、外海町、生月町、田平町、郷ノ浦町、勝本町、鹿原町	一市一町一村
昭和51年 4月15日	同上	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野崎町、三和町、西海町、大島町、鹿江町、小瀬戸町、大瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、佐々井井宿町、吉井井宿町、富江町、世知原町、新島町、津良尾町、若松町、石田町、美津島町、上県町、上対馬町 (解除 三重村)	県単市町村 1市 5町 福江市、外海町、生月町、田平町、郷ノ浦町、勝本町	一市一町一村
昭和55年 9月 1日	①過疎地域振興特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村（S55.4.1公示） ②昭和35年から昭和50年の間に国勢調査の結果による人口が、減少している市町村で次のいずれかに該当する市町村 (1)難島振興法による全地域指定市町村 (2)次のすべての要件を満たす市町村 ・昭和50年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率15%以上 ・昭和51年度から昭和53年度までの平均財政力指数が0.218以下 ・昭和50年国勢調査における65才以上人口構成率が11%以上 ・昭和50年国勢調査における第一産業従事者50%以上 ・辺地有市町村 ・昭和53年調べによる公営施設整備水準率が80%以下	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野崎町、三和町、西海町、大島村、小瀬戸町、大瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、佐々井井宿町、吉井井宿町、富江町、世知原町、新島町、津良尾町、若松町、石田町、美津島町、上県町、上対馬町 (解除 香焼町、三和町、石田町)	県単市町村 1市12町 福江市、外海町、西彼町、瑞穂町、吾妻町、鹿原町、有川町、右桑家町、彦津津町、田平町、郷ノ浦町、勝本町	一市2町一 三和町、石田町
昭和59年 4月 1日	同上	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野崎町、三和町、西海町、大島村、小瀬戸町、大瀬戸町、宇久町、江迎町、鹿江町、小佐々町、佐々井井宿町、吉井井宿町、富江町、世知原町、新島町、津良尾町、若松町、石田町、美津島町、上県町、上対馬町 (解除 香焼町、三和町、石田町)	県単市町村 1市13町 福江市、外海町、西彼町、瑞穂町、吾妻町、鹿原町、有川町、右桑家町、彦津津町、田平町、郷ノ浦町、勝本町	一市一町一村 (解除 三和町、石田町)

要綱改正年月日	指 定 要 件	法過疎地域市町村 (①に該当)	県単独基準過疎地域市町村 (②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)
平成 2年 9月17日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 (H24.1公示) ②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上人口の構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、全域が離島振興法第2条の指定を受けていること ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、産振法第6条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法過疎市町村 2市36町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、高島町、千々石町、西海町、大島町、小値賀町、宮島町、宇久町、佐々木町、鹿角町、富江町、三井瀬町、吉井町、世知原町、若松町、新島町、奈良尾町、芦辺町、豊玉町、勝本町、上対馬町</p> <p>(解除) 大瀬戸町、西有家町、上五島町、厳原町</p>	<p>県単市町村 1市13町 福江市、外海町、瑞穂町、吾妻町、南串山町、西有家町、有妻町、生月町、田平町、上五島町、厳原町、石田町</p> <p>(解除) 西彼町、南有家町、郷ノ浦町、勝本町</p>	<p>一市4町一村 大瀬戸町 (西有家町、上五島町、厳原町)</p> <p>※ (西有家町、上五島町、厳原町) は再掲</p>
平成 3年 5月14日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 ②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、全域が離島振興法第2条の指定を受けていること ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、産振法第6条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法過疎市町村 2市38町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、高島町、千々石町、西海町、大島町、小値賀町、宮島町、宇久町、佐々木町、鹿角町、富江町、三井瀬町、吉井町、世知原町、若松町、新島町、奈良尾町、芦辺町、豊玉町、勝本町、上対馬町</p> <p>(解除) 大瀬戸町、西有家町、上五島町、厳原町</p>	<p>県単市町村 1市13町 福江市、国見町、瑞穂町、吾妻町、南串山町、西有家町、有妻町、生月町、田平町、上五島町、厳原町、石田町</p> <p>(解除) 西彼町、南有家町、郷ノ浦町、勝本町</p>	<p>一市3町一村 大瀬戸町 (西有家町、厳原町)</p> <p>※ (西有家町、厳原町) は再掲</p>
平成 4年 5月 2日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 ②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、全域が離島振興法第2条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法過疎市町村 2市40町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、高島町、千々石町、西海町、大島町、小値賀町、宮島町、宇久町、佐々木町、鹿角町、富江町、三井瀬町、吉井町、世知原町、若松町、新島町、奈良尾町、芦辺町、豊玉町、勝本町、上対馬町</p> <p>(解除) 外海町、上五島町</p>	<p>県単市町村 1市12町 福江市、国見町、瑞穂町、吾妻町、南串山町、加津佐町、西有家町、有妻町、田平町、上五島町、厳原町、石田町</p> <p>(解除) 外海町、上五島町</p>	<p>一市3町一村 大瀬戸町 (西有家町、厳原町)</p>
平成 7年 4月 1日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 ②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、全域が離島振興法第2条の指定を受けていること ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少しており、産振法第6条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法過疎市町村 2市40町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、高島町、千々石町、西海町、大島町、小値賀町、宮島町、宇久町、佐々木町、鹿角町、富江町、三井瀬町、吉井町、世知原町、若松町、新島町、奈良尾町、芦辺町、豊玉町、勝本町、上対馬町</p> <p>(解除) 小浜町、口之津町</p>	<p>県単市町村 1市12町 福江市、国見町、瑞穂町、吾妻町、南串山町、加津佐町、西有家町、有妻町、田平町、上五島町、厳原町、石田町</p> <p>(解除) 小浜町、口之津町</p>	<p>一市一町一村 大瀬戸町 (西有家町、厳原町) は再掲</p>

要綱改正年月日	指 定 要 件	法適市町村 2市40町1村	法適過疎地域市町村(①に該当)	果単独基準過疎地域市町村(②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村(③該当)
平成 8年 7月 5日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ol style="list-style-type: none"> いすれかかの人口対比減少率20%以上 <ul style="list-style-type: none"> 昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率20%以上 平成2年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対比減少率20%以上 平成7年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対比減少率20%以上 いすれかかの65才以上の人口構成率15%以上 <ul style="list-style-type: none"> 昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 平成2年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 平成7年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 いすれかかの15才以上30才未満人口比率18%以下 <ul style="list-style-type: none"> 昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 平成2年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対比減少率15%以上で、平成2年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 平成7年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対比減少率15%以上で、平成7年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 市町村全域が難局対策第2条の指定を受け、下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少 昭和40年国勢調査時点から平成2年国勢調査人口が減少 昭和45年国勢調査時点から平成7年国勢調査人口が減少 産成地域振興臨時措置法第6条の指定を受け、下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少 昭和40年国勢調査時点から平成2年国勢調査人口が減少 昭和45年国勢調査時点から平成7年国勢調査人口が減少 	<p>法適市町村 2市40町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、高島町、野母崎町、千々石町、西海町、大島町、外北有馬町、大島村、小瀬戸町、宇久町、南有馬町、鷹島町、江迎町、鹿江町、佐々町、三井楽町、岐宿町、奈留町、宮江町、玉之浦町、有川町、新魚目町、岩松町、上五島町、芦刈町、美津島町、郷ノ浦町、勝本町、上栗町、上対馬町、峰</p>	<p>果単独基準過疎地域市町村(②に該当)</p> <p>果単独市町村 1市12町 福江市、国見町、瑞穂町、南串山町、加津佐町、西有家町、布津町、生月町、田平町、蔵原町、石田町</p>	<p>過疎法附則による過疎地域市町村(③該当)</p> <p>一市一町一村</p>	
平成 9年 4月25日	同	<p>法適市町村 2市42町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、高島町、野母崎町、千々石町、西海町、大島町、外北有馬町、大島村、小瀬戸町、宇久町、南有馬町、鷹島町、江迎町、鹿江町、佐々町、三井楽町、岐宿町、奈留町、宮江町、玉之浦町、有川町、新魚目町、岩松町、上五島町、芦刈町、美津島町、郷ノ浦町、勝本町、上栗町、上対馬町、峰</p>	<p>果単独市町村 1市11町 福江市、国見町、瑞穂町、南串山町、加津佐町、西有家町、布津町、生月町、田平町、蔵原町</p>	<p>一市一町一村</p>	
平成12年 5月11日	<p>①過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村(HI2.4.1公示)に該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率25%以上 平成7年国勢調査における65才以上の人口構成率が20%以上 平成7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率20%以上で、平成7年国勢調査における15才以上30才未満人口構成率が16%以下 <p>③過疎地域自立促進特別措置法附則の規定を受け、島根県島根市が減少</p>	<p>法適市町村 2市46町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、高島町、野母崎町、千々石町、西海町、大島町、外北有馬町、大島村、小瀬戸町、宇久町、南有馬町、鷹島町、江迎町、鹿江町、佐々町、三井楽町、岐宿町、奈留町、宮江町、玉之浦町、有川町、新魚目町、岩松町、上五島町、芦刈町、美津島町、郷ノ浦町、勝本町、上栗町、上対馬町、峰</p>	<p>果単独市町村 1市7町 松浦市、国見町、瑞穂町、南串山町、加津佐町、西有家町、布津町、生月町、田平町</p>	<p>1市2町一村 松浦市、上五島町、(佐々町)</p>	
平成16年 3月 1日	同	<p>法適市町村 4市37町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、高島町、野母崎町、千々石町、西海町、大島町、外北有馬町、大島村、小瀬戸町、宇久町、南有馬町、鷹島町、江迎町、鹿江町、佐々町、三井楽町、岐宿町、奈留町、宮江町、玉之浦町、有川町、新魚目町、岩松町、上五島町、芦刈町、美津島町、郷ノ浦町、勝本町、上栗町、上対馬町、峰</p>	<p>果単独市町村 1市6町 松浦市、国見町、瑞穂町、南串山町、加津佐町、西有家町、布津町、生月町、田平町</p>	<p>1市2町一村 松浦市、上五島町、(佐々町)</p>	

要綱改正年月日	指 上	定 要	件	法 適 過 疎 地 域 市 町 村 (①に該当)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 (②に該当)	過 疎 法 附 則 に よ る 過 疎 地 域 市 町 村 (③に該当)
平成16年 8月 1日	同 上			法 適 市 町 村 4市29町1村 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、伊 王 島 町、高 島 町、野 母 崎 町、西 海 町、大 瀬 町、大 瀬 町、外 海 町、千 々 石 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、大 島 村、生 月 町、小 瀬 賀 町、宇 久 町、福 島 町、江 迎 町、新 上 五 島 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、三 井 桑 町、岐 賀 町、奈 留 町、若 松 町、新 魚 目 町、有 有	法 適 市 町 村 4市5町 松 浦 市、国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解 除 上 五 島 町) 県 単 市 町 村 1市1町1村 松 浦 市、(佐 々 町)	
平成17年 1月 4日	同 上			法 適 市 町 村 4市25町1村4区域 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、西 海 町、大 瀬 町、大 瀬 町、千 々 石 町、外 海 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、大 島 村、生 月 町、小 瀬 賀 町、宇 久 町、福 島 町、江 迎 町、新 上 五 島 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、鹿 嶋 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町) 法 適 市 町 村 5市19町1村6区域 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、西 海 町、千 々 石 町、小 瀬 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、大 島 村、生 月 町、小 瀬 賀 町、宇 久 町、福 島 町、江 迎 町、新 上 五 島 町、小 佐 々 町 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町) 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町) (解 除 吉 井 町、世 知 原 町、西 海 町、大 島 町、崎 戸 町、大 瀬 戸 町)	法 適 市 町 村 1市5町 松 浦 市、国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解 除 上 五 島 町) 県 単 市 町 村 1市1町1村 松 浦 市、(佐 々 町)	
平成17年 4月 1日	同 上			法 適 市 町 村 5市18町6区域 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、西 海 町、千 々 石 町、小 瀬 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、小 瀬 賀 町、宇 久 町、福 島 町、江 迎 町、鹿 嶋 町、小 佐 々 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町) 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町) (解 除 平 戸 市、大 島 村、生 月 町)	法 適 市 町 村 5町 国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解 除 松 浦 市)	一市一町一村 ※ (佐々町) は再掲
平成17年10月 1日	同 上			法 適 市 町 村 6市15町6区域 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、西 海 町、雲 仙 市、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、福 島 町、鷹 島 町、江 迎 町、鹿 嶋 町、小 佐 々 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町) 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町) (解 除 千 々 石 町、小 瀬 町、南 有 馬 町)	法 適 市 町 村 1町 佐 々 町 (解 除 田 平 町)	一市一町一村
平成18年 1月 1日	同 上			法 適 市 町 村 6市13町8区域 平 戸 市、荻 馬 市、嵯 峨 市、五 島 市、西 海 町、雲 仙 市、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、小 瀬 賀 町、宇 久 町、江 迎 町、鹿 嶋 町、小 佐 々 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町) 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町) 松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町) (解 除 福 島 町、鷹 島 町)	法 適 市 町 村 1町 佐 々 町 (解 除 国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町)	一市一町一村

要綱改正年月日	指 上	指 定 要 件	法 適 過 疎 地 域 市 町 村 (①に該当)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 (②に該当)	過 疎 法 附 則 に よ る 過 疎 地 域 市 町 村 (③に該当)
平成18年 3月31日	同 上		法 適 市 町 村 7 市 4 町 1 0 区 域 平 戸 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、西 海 市、 新 上 五 島 町、南 島 原 市、小 直 賀 町、江 迎 町、鹿 町、 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、 旧小佐々町)、 (旧福島町、旧鷹島町) 松 浦 市 の うち、口之津町、南有馬町、北有馬町、 西有家町、有 家 町、布 津 町、宇 久 町 小 佐 々 町) (解除)	県 単 市 町 村 1 町 佐 々 町	一 市 一 町 一 村
平成18年 5月23日	同 上		法 適 市 町 村 7 市 4 町 1 0 区 域 平 戸 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、西 海 市、 新 上 五 島 町、南 島 原 市、小 直 賀 町、江 迎 町、鹿 町、 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、 旧小佐々町)、 (旧福島町、旧鷹島町) 松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町)	県 単 市 町 村 一 市 一 町 一 村 (解除 佐 々 町)	一 市 一 町 一 村
平成22年 3月31日	同 上		法 適 市 町 村 7 市 2 町 1 2 区 域 平 戸 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、西 海 市、 雲 仙 市、南 島 原 市、小 直 賀 町、新 上 五 島 町、 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、 旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)、 松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町)	県 単 市 町 村 一 市 一 町 一 村	一 市 一 町 一 村
平成22年 4月 1日	同 上		法 適 市 町 村 8 市 2 町 1 0 区 域 平 戸 市、松 浦 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、 西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 直 賀 町、 新 上 五 島 町、 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、 旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)	県 単 市 町 村 一 市 一 町 一 村 ※平成22年5月21日制度廃止	一 市 一 町 一 村
法 施 行 日・公 示 日		要 件	過 疎 地 域 市 町 村		
平成26年 4月 1日	同 上		法 適 市 町 村 9 市 2 町 1 0 区 域 平 戸 市、松 浦 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、 五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 直 賀 町、 新 上 五 島 町、 長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、 旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)		一 市 一 町 一 村
令和 3 年 4 月 1 日		①平成29年度から令和元年度までの平均財政力指数が0.51以下で、次のいずれかに該当する市町村 ・平成27年国勢調査人口の昭和50年国勢調査人口対比減少率28%以上 ・平成27年国勢調査人口の昭和50年国勢調査人口対比減少率23%以上で、平成27年国勢調査における65才以上人口の構成率が35%以上 ・平成27年国勢調査人口の昭和50年国勢調査人口対比減少率23%以上で、平成27年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が1%以下 ②平成29年度から令和元年度までの平均財政力指数が0.64以下で、市町村合併(平成11年4月以降)前の旧市町村単位で①の人口要件のいずれかを満たす区域(一部過疎) ③旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、平成29年度から令和元年度までの平均財政力指数が0.51以下で、②の一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上であり、40年人口・55年人口・25年人口のいずれも減少(みなし過疎)	過 疎 市 町 村 (①に該当) 平 戸 市、松 浦 市、対 馬 市、宍 岐 市、五 島 市、西 海 市、 雲 仙 市、南 島 原 市、小 直 賀 町、新 上 五 島 町、 一 部 過 疎 (②に該当) 長 崎 市 (旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、 旧外瀬町)、 佐 世 保 市 (旧字久町、旧江迎町、旧鹿町町、 旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町) 瀧 見 市 (旧小長井町) み な し 過 疎 (③に該当) 島 原 市		

令和4年4月1日	<p>①令和3年4月1日公示市町村 ②平成30年度から令和2年度までの平均財政力指数が0.51以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年国勢調査人口の昭和55年国勢調査人口対比減少率30%以上 ・令和2年国勢調査人口の昭和55年国勢調査人口対比減少率25%以上で、令和2年国勢調査における65才以上人口の構成率が38%以上 ・令和2年国勢調査人口の昭和55年国勢調査人口対比減少率25%以上で、令和2年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が11%以下 ・令和2年国勢調査人口の平成7年国勢調査人口対比減少率23%以上 <p>③平成30年度から令和2年度までの平均財政力指数が0.64以下で、市町村合併（平成14年4月以降）前の旧市町村単位で②の人口要件のいずれかを満たす区域（一部過疎）</p>	<p>過疎市町村 ①に該当 平戸市、松浦市、対馬市、老成市、五島市、西海市、 雲仙市、南島原市、小値賀町、新上五島町 ②に該当 島原市、 一瀬過疎 ③に該当 長崎市（旧香焼町、旧伊玉島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町）、 佐世保市（旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町） 諫早市（旧小長井町） ③に該当 長崎市（旧三和町）</p>		
----------	--	--	--	--

7. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和37年4月25日法律第88号)

(目的)

第1条 この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- 一 電灯用電気供給施設
- 二 道路及び渡船施設
- 三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
- 四 診療施設
- 五 飲用水供給施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 整備しようとする公共的施設
- 二 整備の方法
- 三 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 整備を必要とする辺地の事情
- 二 その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画(以下「都道府県計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 7 総務大臣は、第五項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（関係各省各庁の長等の協力）

第4条 総務大臣は、総合整備計画に基づく公共的施設の整備に関し必要がある場合においては、関係各省各庁の長に対し、当該市町村に対する技術的助言その他の協力を求めることができる。

- 2 総務大臣は、総合整備計画のうちに、第2条第2項各号に掲げる施設に関する事業で当該市町村以外の者が経営するものに係る計画が含まれている場合においては、関係各省各庁の長を通じて、これらの者に対し、これらの施設の設置及び経営について当該市町村に対する協力を求めることができる。

（地方債）

第5条 第3条第5項の規定により市町村が総務大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第6条 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（助言及び調査）

第7条 総務大臣又は都道府県知事は、公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要があると認める場合においては、辺地を包括する市町村に対し助言し、又はそれらの市町村について調査を行うことができる。

（政令への委任）

第8条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和38年度分の地方交付税から適用する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成23年5月2日法律第37号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第7条、第22条、第25条、第27条、第28条、第30条、第31条、第33条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第37条及び第38条の規定並びに附則第8条、第10条、第11条、第13条、第19条、第25条、第33条及び第41条の規定 公布の日から起算して3月を経過した日

(罰則に関する経過措置)

第23条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第24条 附則第2条から前条まで及び附則第36条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成25年6月14日法律第44号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第10条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第11条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成27年6月24日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

過疎地域持続的発展支援交付金

R5予算額(案): 8.0億円
(R4予算額: 8.0億円)
(R3予算額: 7.8億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略: 「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乘せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村: 定額補助 都道府県: 6/10、1/2補助)
- ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業

R5予算額(案): 4億円
(R4, R3予算額: 4億円)

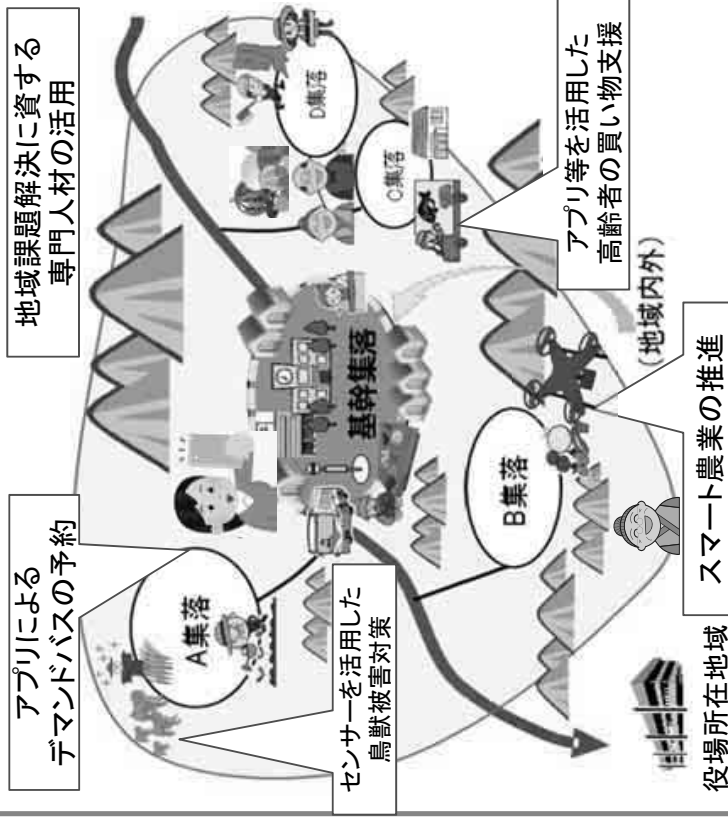
○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円 (定額補助)
- ※下記事業については、限度額を上乗せ
- ① 専門人材を活用する事業 (+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業 (+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業 (+1,500万円)

- ① 専門人材活用のイメージ
特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等
- ② ICT等技術活用のイメージ
ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

R5予算額(案): 2.5億円
(R4予算額: 2.5億円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
- ※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

○人材育成事業

- (主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)
- ・ 地域リーダーの育成
 - ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

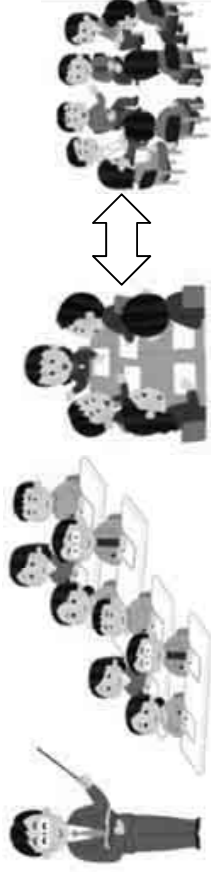
※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(構成人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R5予算額(案):0.9億円
(R3, R4予算額:0.9億円)

○ ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2) 実施主体

過疎市町村

(3) 交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数



過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



改修前



改修後

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

過疎地域遊休施設再整備事業

R5 予算額(案): 0.6 億円
(R3, R4 予算額: 0.6 億円)

○ 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

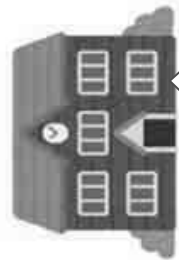
(1) 事業主体
過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額
60,000 千円

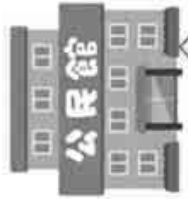
(3) 交付率
1/3 以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

過疎地域の持続的発展の支援に関する件（令和3年3月9日 衆議院総務委員会決議）

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五 過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

発 行：長 崎 県 過 疎 地 域 協 議 会

〒850-0875 長崎市栄町 4-9 長崎県市町村会館内

TEL 095-827-5511

FAX 095-824-6993

編 集：長崎県地域振興部地域づくり推進課

〒850-8570 長 崎 市 尾 上 町 3-1

TEL 095-824-1111 (内線2245)

095-895-2245 (ダイヤルイン)

FAX 095-895-2559